

河合町総合計画

みんなが輝く
活力あふれる
まち

2025▶▶▶2034



はじめに

本町は、県営馬見丘陵公園を代表とする緑豊かな自然と、5世紀後半から6世紀初頭にかけて築造された史跡大塚山古墳群に象徴される悠久の歴史、そして何より連綿と紡がれてきた地域の温かい人と人とのつながりによる『絆』に支えられ今日まで発展し、令和3年度には町制施行50周年を迎えました。



しかしながら、全国の地方自治体の傾向と同じく、本町でも少子高齢化や人口減少による難局を迎えていることは明らかであります。さらには、新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変容や、近年のこれまでに経験したことのないレベルの自然災害の多発、またデジタル分野をはじめとした技術の急速な進展に伴う社会情勢の変化などによって、住民ニーズが多様化し、行政サービスの質の向上が求められています。

こうした時代の流れの中にあっても、河合町が魅力あるまちであり続けるためには、町民・議会・行政が共通認識をもって一緒にまちづくりに取り組む必要があります。そうした中で、三者それぞれの役割を担いながら、協力、連携してまちづくりを進めていくための基本となるルールを定めた「河合町まちづくり自治基本条例」が令和5年4月1日に施行され、参加・参画・協働による施策を推進しているところです。

「河合町まちづくり自治基本条例」で定められた基本理念に則って策定する最初の総合計画では、町民・議会・行政が一体となり、知恵を出し合い、支え合いながら、次の世代へ誇れる持続可能なまちづくりを目指すことを示しています。子育て・教育の充実、高齢者が安心して暮らせる福祉の向上、地域経済の活性化、防災・減災対策の強化など、多様な課題に対応しながら、将来像に掲げた「みんなが輝く活力あふれる河合町～豊かさと幸せを実感できるまちづくり～」の実現を推進します。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました河合町総合計画策定審議会や町議会議員の皆さま、タウンミーティングやパブリックコメントなどで多くのご意見をお寄せくださいました町民の皆さまに対しまして、心より感謝申し上げますとともに、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

河合町長 森川 喜之

目 次

第1章 序論.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の構成と期間.....	1
3 計画の推進.....	2
4 策定のプロセス	3
5 河合町の現況	5
6 転入者・転出者アンケート調査.....	14
7 町を取り巻く状況及び課題	17
8 まちづくりの課題.....	19
第2章 基本構想	22
1 基本構想の体系	22
2 基本理念	22
3 将来像.....	22
4 基本方針	23
5 将来人口	24
6 土地利用構想.....	26
第3章 基本計画（前期）	28
1 基本計画の構成	28
2 施策の体系.....	29
3 S D G s の取組	30
4 基本計画（各論）	31
第4章 総合戦略	92
1 戦略の位置づけと計画期間.....	92
2 総合戦略の基本目標	93
3 具体的な施策・事業.....	95
付属資料	108

第1章 序論

1 計画策定の趣旨

河合町の人口は、自然動態、社会動態ともに減少傾向にあり、今後減少が加速化する局面を迎えており、町民生活や行財政運営などに大きな影響が生じることが懸念されています。厳しさを増す財政状況、近年における社会・経済情勢の変化や町民ニーズの多様化、また国が推進する2050年カーボンニュートラルをはじめ、デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル技術を活用した地方の社会課題の解決に向けた取組など、様々な課題に対応していくことが求められており、町財政の再建を図りながら、本町の特徴を生かして河合町らしい地方創生を推進し、より魅力的で活力のある、暮らしやすい、みんなに選ばれる河合町をつくり上げていく必要があります。

これらの状況を踏まえ、本計画は「河合町まちづくり自治基本条例」第26条に基づき、今後目指すべき本町の将来像とその実現のための施策を取りまとめたものであり、まちづくりの「羅針盤」として、本町の最上位計画と位置づけ、まちづくりを総合的かつ計画的に展開するものです。

2 計画の構成と期間

総合計画は、基本構想と基本計画で構成します。

基本構想

本町のまちづくりの基本理念や目指すべき将来像のほか、この将来像を実現するための基本方針などを定めたものです。

基本構想の期間は、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10年間とします。

基本計画

基本構想に基づき、まちづくりの主要施策の内容を体系的に定めたものです。

基本計画の期間は、前期と後期に分け、前期は令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とし、後期は令和12(2030)年度から令和16(2034)年度までの5年間とします。

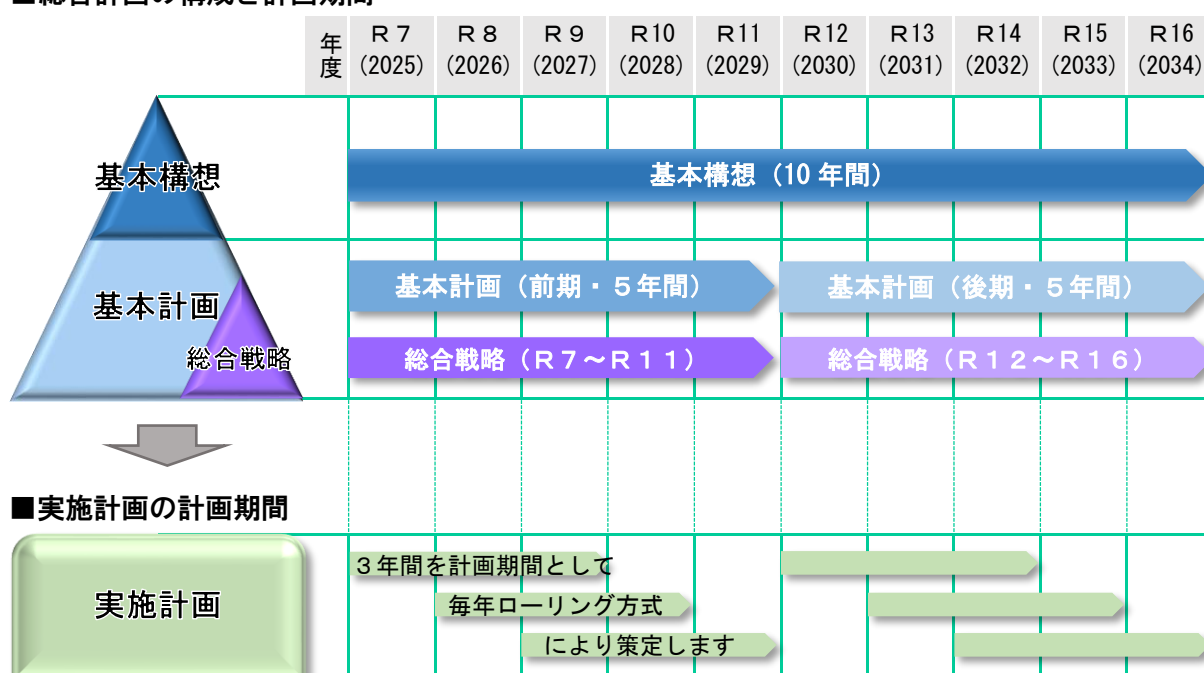
なお、本町の総合計画は、国が推進するデジタル田園都市国家構想を実現するための地方版総合戦略を包含した計画とします。

3 計画の推進

本計画を着実に進めるため、本計画を達成するための具体的な事業を定める実施計画を別途策定します。基本計画の個別施策ごとに目標値を設定し、PDCAサイクルによる進行管理に基づき、目標の達成状況等を毎年度点検・評価して、その結果を実施計画に反映させることで改善を図ります。

さらに、施策の取組などについて積極的な周知に努めながら、町民や地域、企業、関係団体との協働により、計画の推進を図ります。

■総合計画の構成と計画期間



■PDCAサイクルによる進行管理

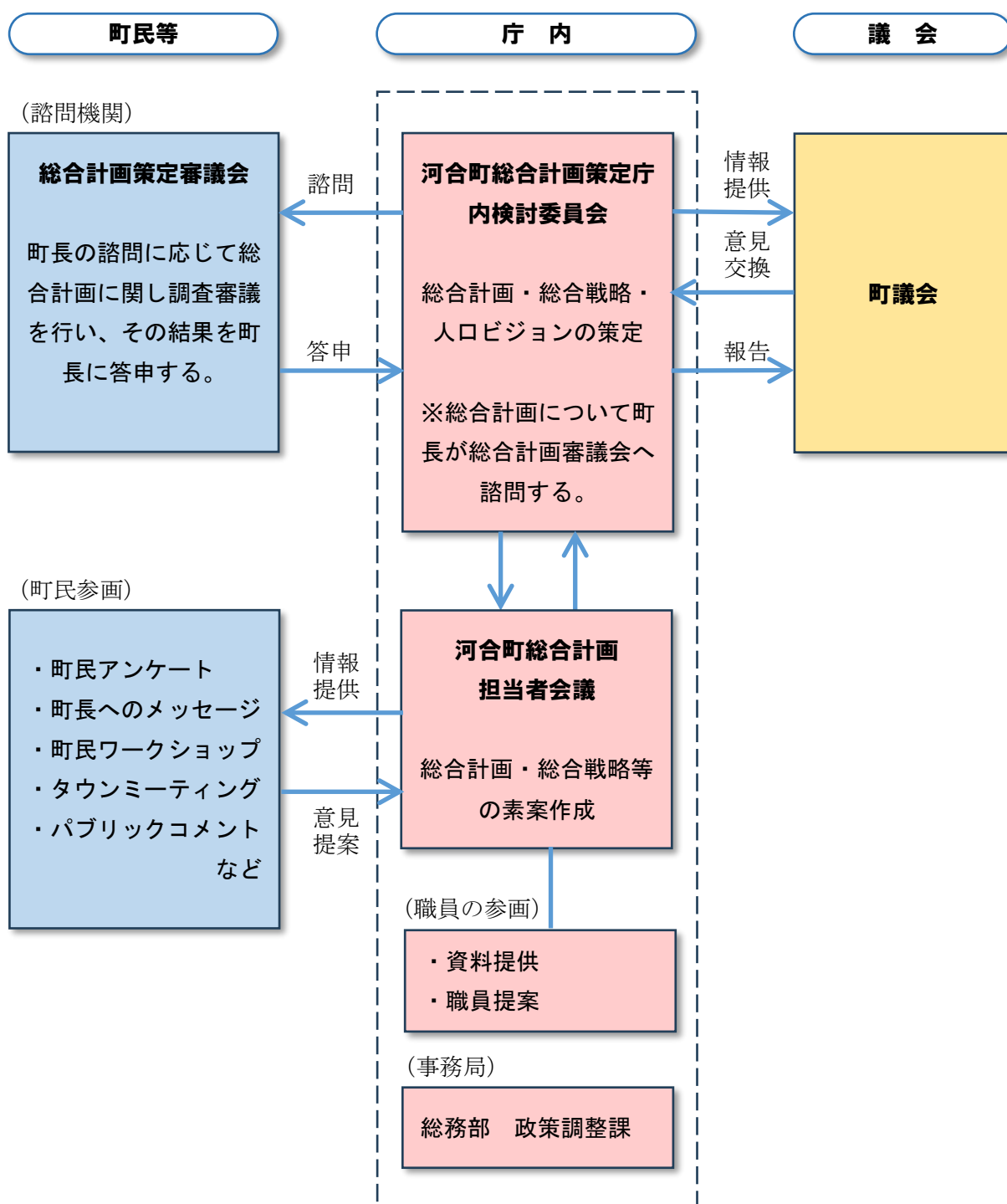
総合計画で設定した施策・目標の達成に向け、実施計画で実行の計画を立てます



4 策定のプロセス

本計画は、町民アンケート、町民ワークショップ、総代・自治会長会、タウンミーティング、パブリックコメント等で町民の意向を汲み取りつつ、庁内における担当者会議・検討委員会で町の現状・課題の分析と計画案の検討を重ね、町民・各種団体の代表者・町議会議員・学識経験者をメンバーとする総合計画策定審議会の答申を得て策定したものです。

■策定に関する組織



■策定の経過

年月日	主な経過	主な内容
令和5年 12月2日	町民ワークショップ（第1回）	現在の取組、まちづくりに必要なことについて
令和6年 3月3日	町民ワークショップ（第2回）	協働のまちづくり、自分たちにできることについて
6月16日	町民ワークショップ（第3回）	協働で取り組みたい活動や事業について
6月19日	総代・自治会長会 6月定例会	まちづくり自治基本条例と総合計画との関係について
7月19日	河合町総合計画担当者会議	施策（事業）の実績点検・評価について
9月	総合計画策定審議会条例の改正	まちづくり自治基本条例について明記
11月11日	総合計画策定庁内検討委員会（第1回）	策定スケジュール、進捗状況、総合計画策定審議会について
11月13日	総合計画策定審議会（第1回）	委嘱、会長・副会長の選任、諮問、策定スケジュール、総合計画（案）について
12月1日	総代・自治会長会 12月定例会	計画概要と策定スケジュールについて
12月16日	総合計画策定庁内検討委員会（第2回）	総合計画（案）について
12月20日	総合計画策定審議会（第2回）	まちづくり自治基本条例との関係、総合計画（案）について
令和7年 1月7日 ～ 1月22日	パブリックコメント	総合計画（案）について
1月14日	議員説明会	総合計画（案）について
1月19日	タウンミーティング	これまでの取組と今後の町政運営
2月3日	総合計画策定庁内検討委員会（第3回）	パブリックコメント、総合計画（案）について
2月7日	総合計画策定審議会（第3回）	パブリックコメント、総合計画（案）、答申について
3月	令和7年第1回（3月）議会定例会	議決



諮問の様子



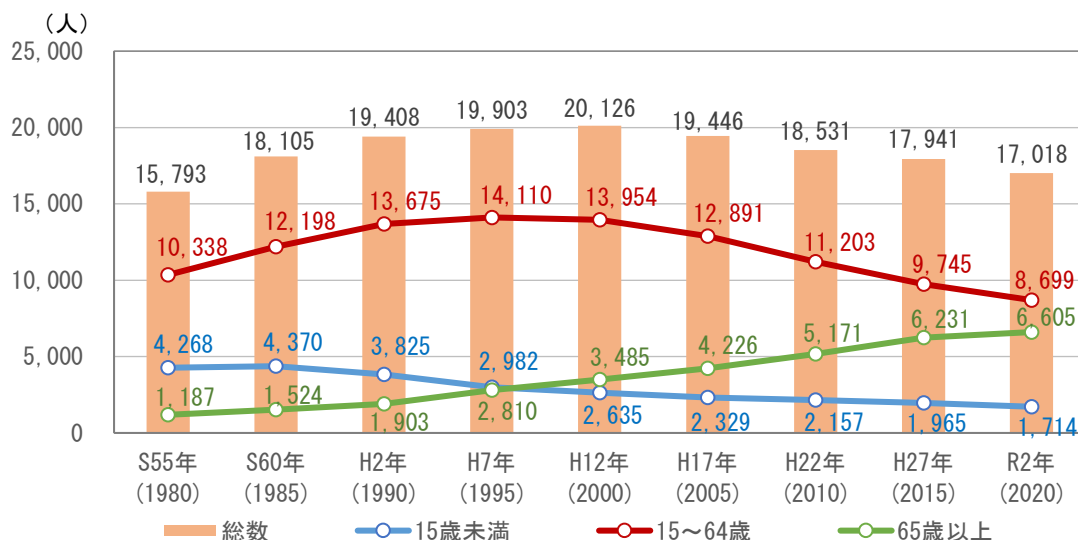
審議会の様子

5 河合町の現況

人口・世帯数の推移

① 人口の推移

国勢調査によると本町の人口は、平成 12（2000）年 20,126 人をピークに以後減少傾向をたどり、令和 2（2020）年 17,018 人となっています。



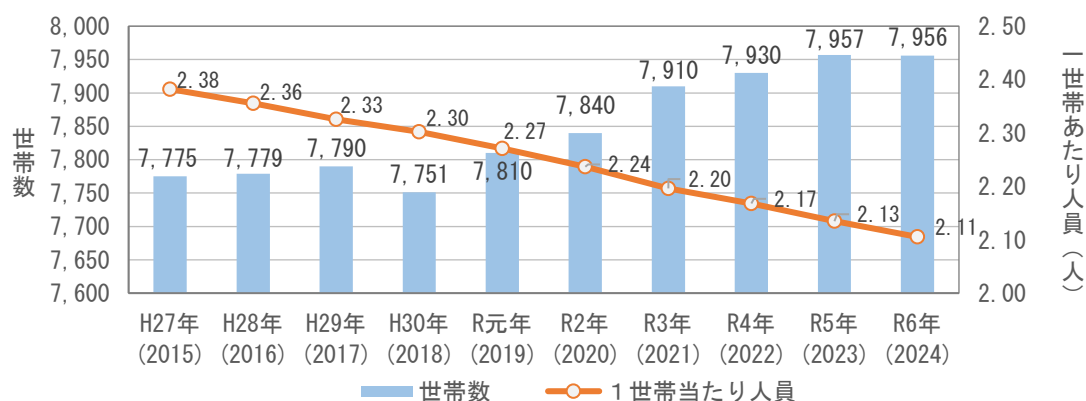
資料：国勢調査

② 世帯の推移

本町の総世帯数は令和元年より年々増加し令和 5 年で伸びが止まり、令和 6 年現在で 7,956 世帯となっています。世帯の増加の一方で一世帯あたりの人員は減少傾向にあり、令和 6 年で 2.11 人／世帯となっています。

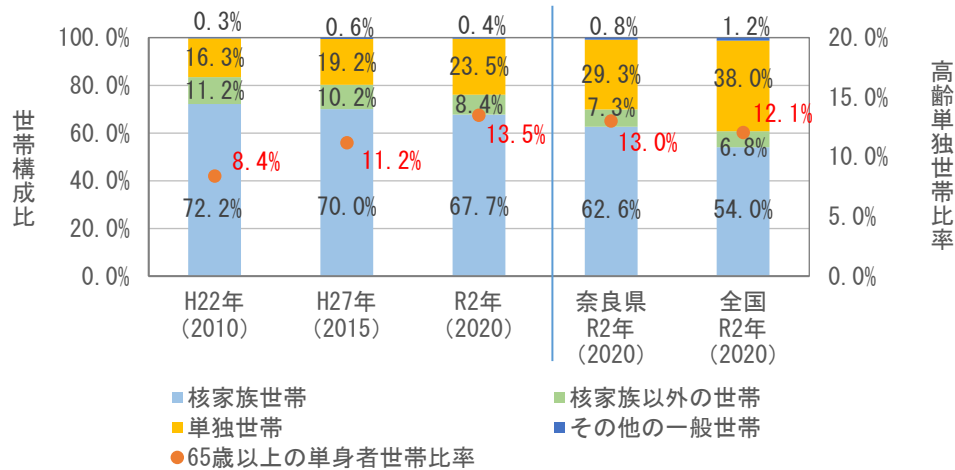
世帯構成についてみると、一般世帯では核家族世帯が減少し、単独世帯が増加しています。65 歳以上の高齢単独世帯も増加しています。また、奈良県、全国平均よりも高齢単独世帯の比率が高くなっています。

一般世帯数と 1 世帯当たり人員の推移



資料：住民基本台帳（毎年 3 月末日）

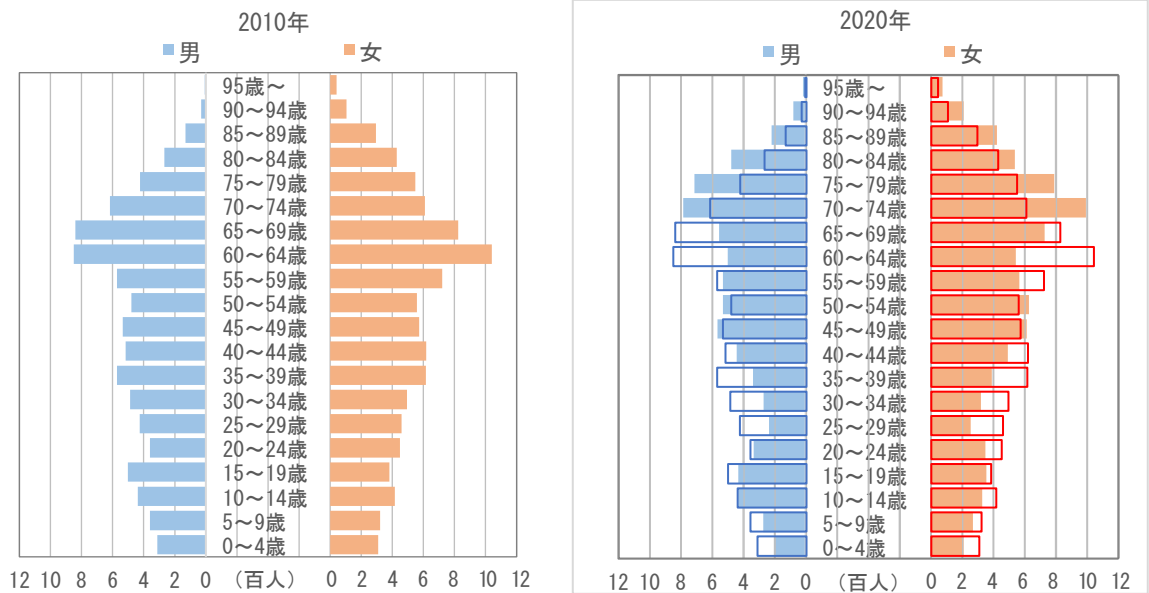
一般世帯数及び高齢者のみの世帯の推移



年齢別人口の推移

① 人口の年齢構成（人口ピラミッド）

本町の人口構成をみると、男女とも現在 75 歳前後の団塊の世代、50 歳前後の団塊ジュニア世代の人口が多くなっています。一方、25～39 歳前後の人口が少なく、今後さらなる少子化が進み、生産年齢人口が急速に減少していくことが考えられます。

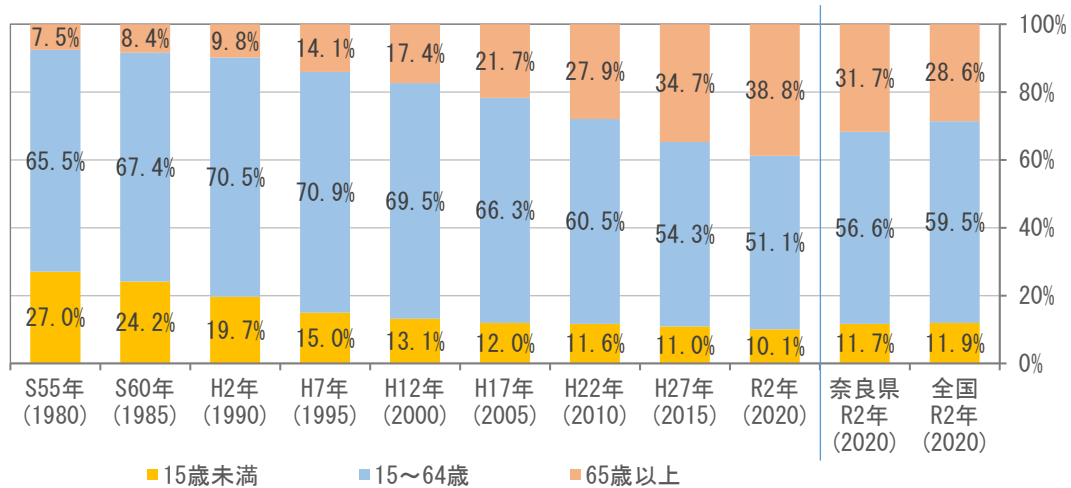


※) 2020 年に 2010 年を重ね合わせたもの
(□ □ は 2010 年の人口)

② 三世代人口構成比の推移

年齢 3 区分別人口割合について最近 20 年間の推移をみると、年少人口（0～14 歳）割合が平成 12 年の 13.1%から令和 2 年の 10.1%に減少している一方、老年人口（65 歳以上）割合は平成 12 年の 17.4%から令和 2 年の 38.8%に大幅に増加しており、少子高齢化が進行しています。また、奈良県、全国平均よりも高齢化率が高くなっています。

三世代人口構成比の推移



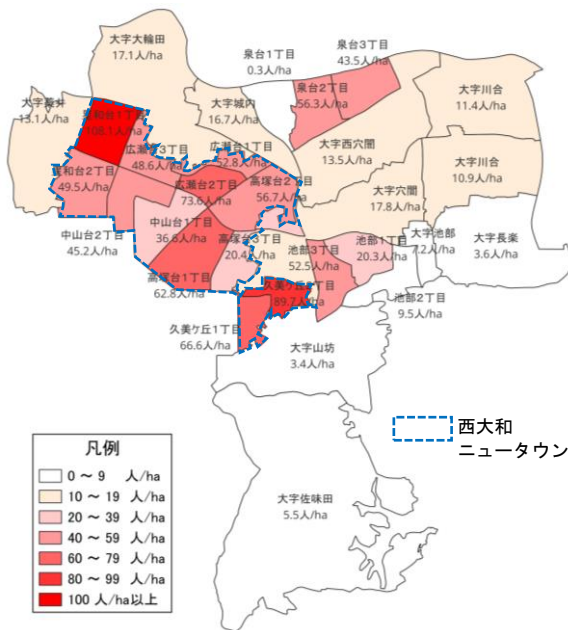
資料：国勢調査

地区別の人口の状況

人口密度は星和台1丁目が108.1人/haで最も高くなっています。増減率をみると、星和台2丁目、中山台2丁目、池部1丁目・2丁目・3丁目、大字山坊で増加し、他地区は全て減少しています。高齢化率は高塚台1丁目・2丁目が高齢化率50%を超えています。

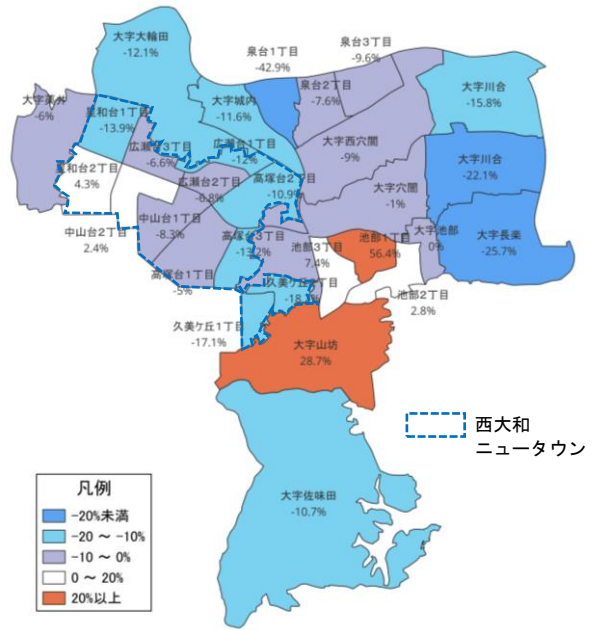
西大和ニュータウンとニュータウン以外に分けてみると、人口規模はほぼ同じで減少傾向もほぼ同様ですが、高齢化率において西大和ニュータウンの方が高くなっています。

総人口密度の分布 R2(2020)年



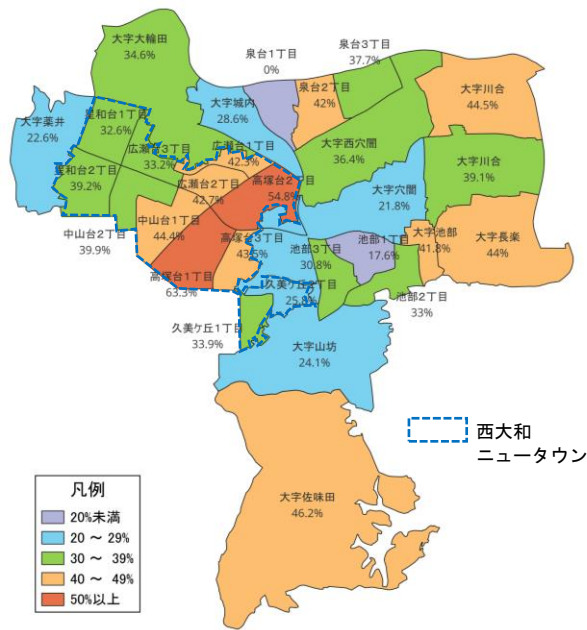
資料：国勢調査 小地域集計

総人口の増減率 H22(2010)年～R2(2020)年



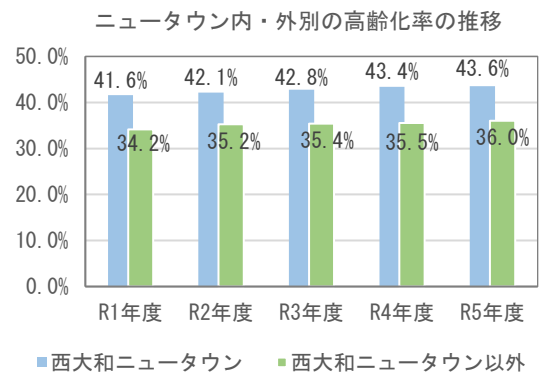
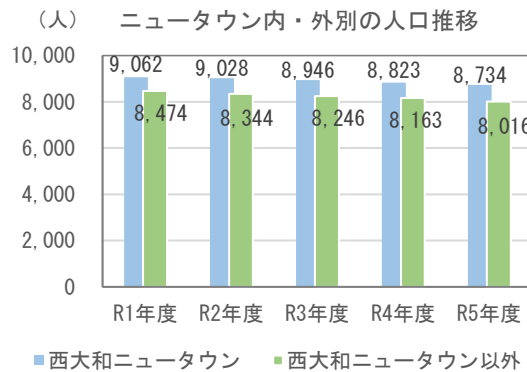
資料：国勢調査 小地域集計

総人口の高齢化率 R2(2020)年

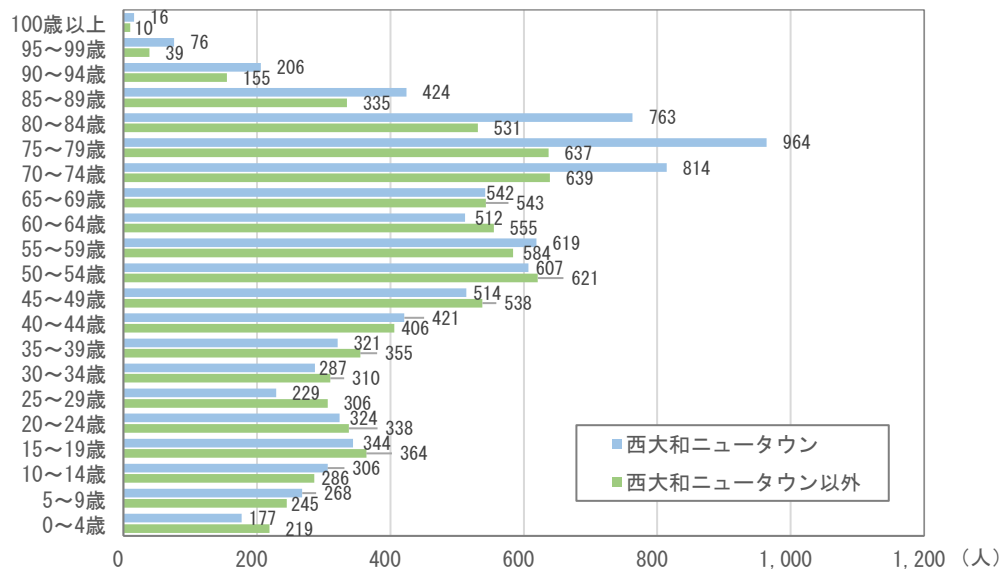


資料：国勢調査 小地域集計

西大和ニュータウンとニュータウン以外の人口(構成)の比較



ニュータウン内外別の5歳階級別人口構成(令和5年度)

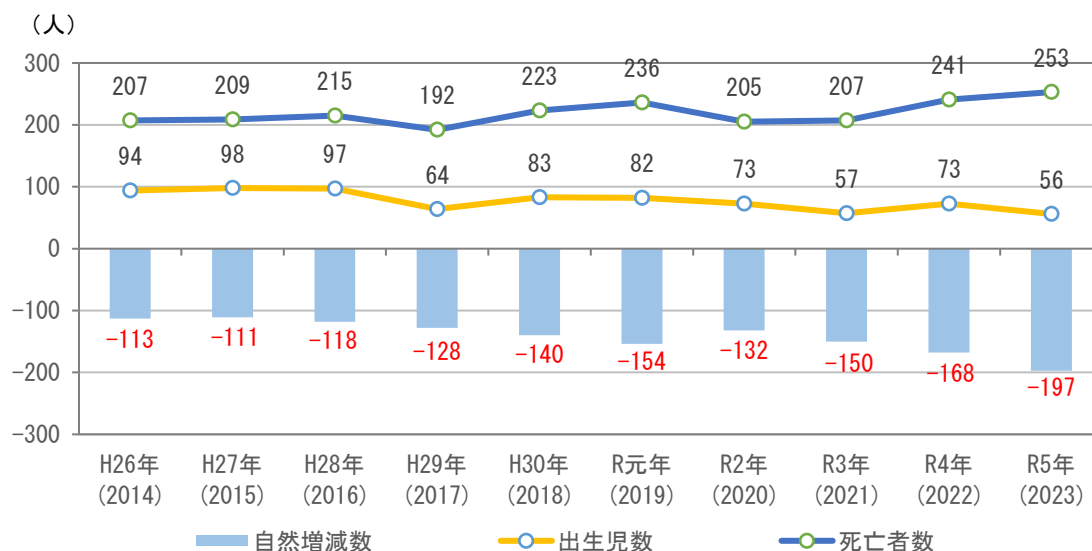


資料：住民基本台帳

自然動態の推移

① 出生数・死亡数の推移

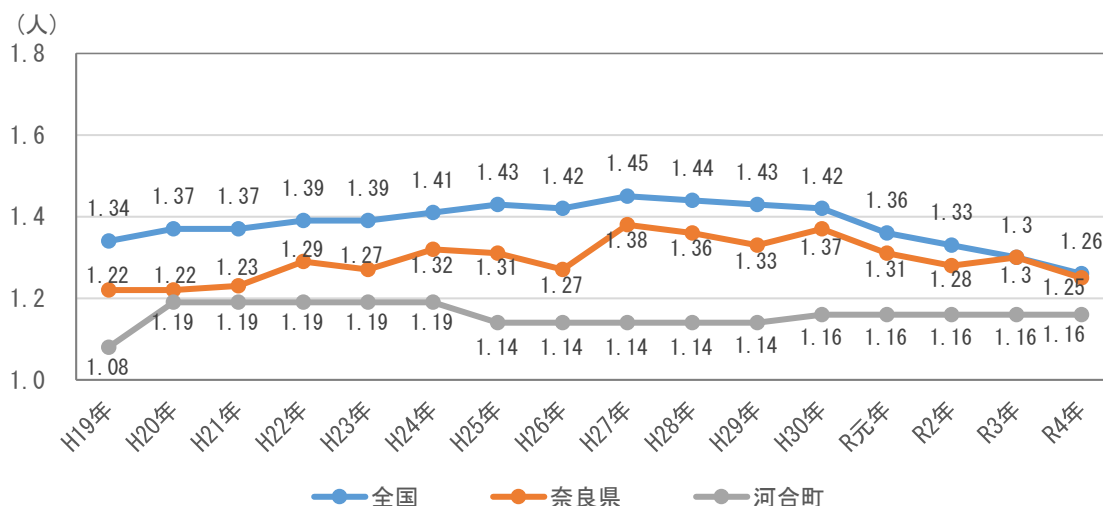
本町の人口の自然動態は、死亡者数が出生児数を上回る自然減になっています。また、死亡者数が増加傾向、出生児数が減少傾向で推移し、自然減少数が増加しています。



資料：住民基本台帳

② 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は全国や奈良県よりも低い水準で推移しており、令和4年1.16で、人口を維持する水準である2.07を大きく下回っています。

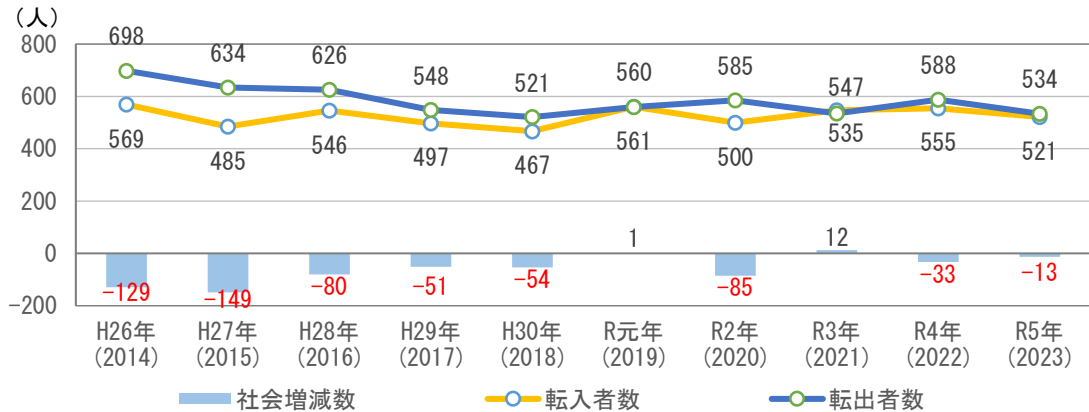


資料：人口動態統計（厚生労働省）

社会動態の推移

① 転入・転出の推移

本町の人口の社会動態は、転出者数が転入者数を上回る社会減になっています。また、転出者数が微減傾向、転入者数がほぼ横ばい傾向で推移し、社会減少数が低下しつつあります。



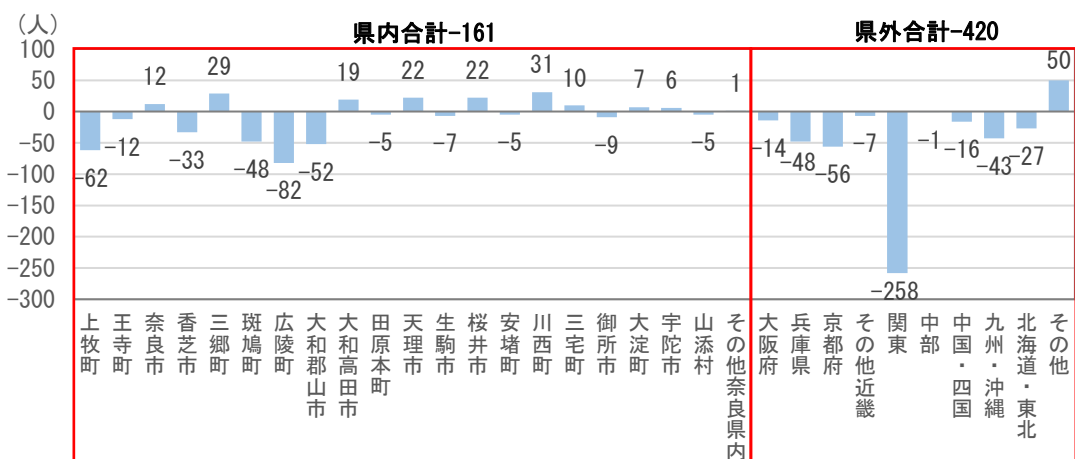
資料：住民基本台帳

② 転入・転出先の状況

本町の平成 26 (2014) 年～令和 5 (2023) 年の 10 年間の転入・転出先の状況をみると、奈良県内・県外ともに転出超過となっています。奈良県内の市町村からの転入超過は、川西町 (31 人)、三郷町 (29 人)、天理市 (22 人)、桜井市 (22 人)、大和高田市 (19 人)、奈良市 (12 人) などとなっています。県外への転出超過は、関東 (258 人)、京都府 (56 人)、兵庫県 (48 人)、大阪府 (14 人) などとなっています。

年代別にみると、20 歳代は大阪府、その他の県への転出が多く、30 歳代はその他奈良県県内からの転入が多い一方で大阪府への転出が多くなっています。人数が若干少ないですが 40 歳代、50 歳代も同様な傾向が見られます。また 60 歳以上の世代は大阪府からの転入が多くなっています。

河合町の転出入先別純移動（転入－転出）数〔平成 26(2014)年～令和 5(2023)年の 10 年間〕



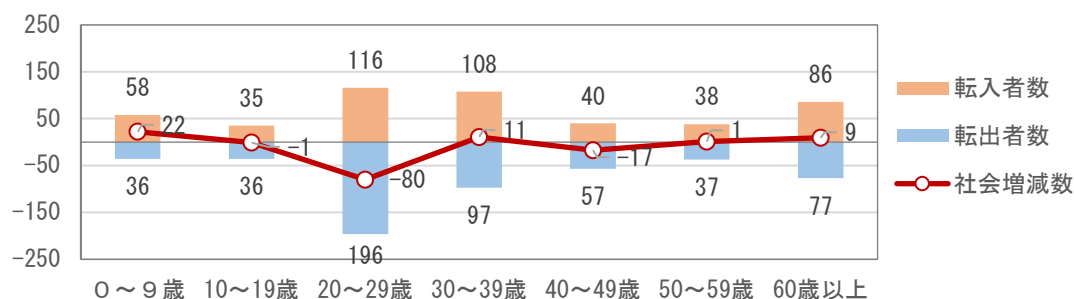
資料：住民基本台帳人口移動報告 転入・転出市区町村別結果（移動者（外国人含む））

※奈良県内は 50 人以上の市町村を表示

③ 年齢階層別・性別の転出入（純移動）の状況

年齢階級別の人口移動の状況をみると、20 歳代において大きな転出超過となっています。大学等への進学で転出するのはやむを得ない状況にありますが、卒業後に本町へUターンできるよう、就業先の受け皿確保や居住環境の向上などが必要です。

年代別転入・転出者数（令和5年）

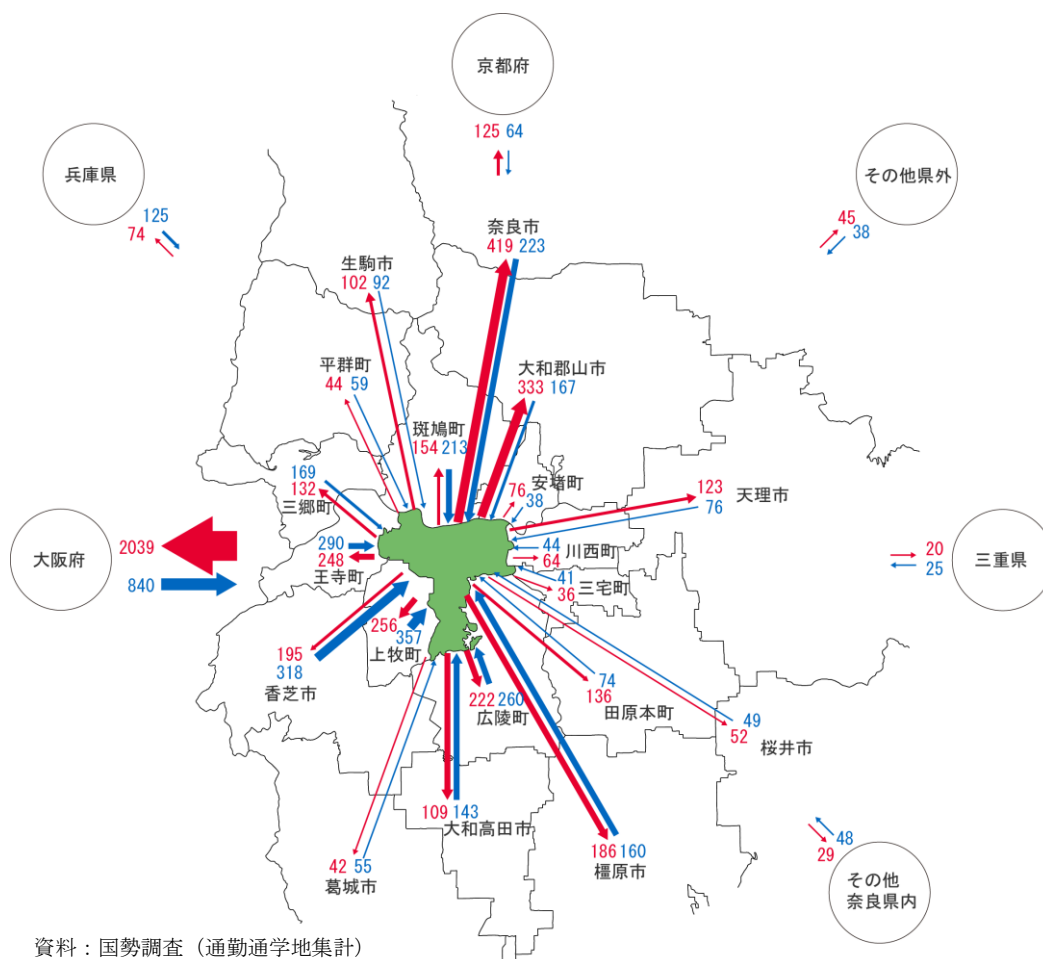


資料：住民基本台帳

通勤状況

本町の通勤・通学の流出・流入をみると、周辺の王寺町、三郷町、平群町、斑鳩町、三宅町、広陵町、上牧町、香芝市、大和高田市、葛城市からは入超で、その他都市へは出超となっています。中でも大阪府との関係が顕著で、流出が 2,039 人、流入が 840 人で差引 1,199 人が出超となっています。

通勤・通学者の流入・流出数 R2(2020)年



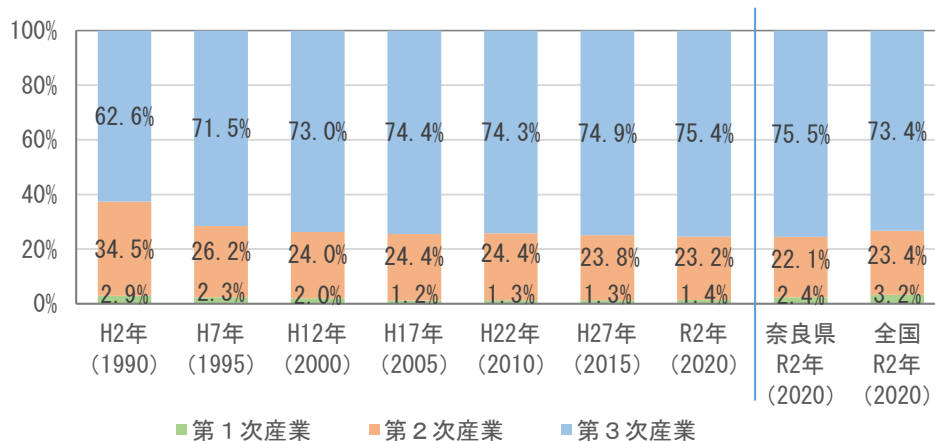
資料：国勢調査（通勤通学地集計）

産業就業状況

① 産業（3区分）別就業者数及び構成比の推移

平成12年から令和2年の推移をみると、第1次産業は2.0%から1.4%へ、第2次産業は24.1%から23.2%へと低下していますが、第3次産業は73.0%から75.4%に上昇しています。全国・県と比較すると第1次産業の比率が低くなっています。

産業（3区分）別就業者数の推移



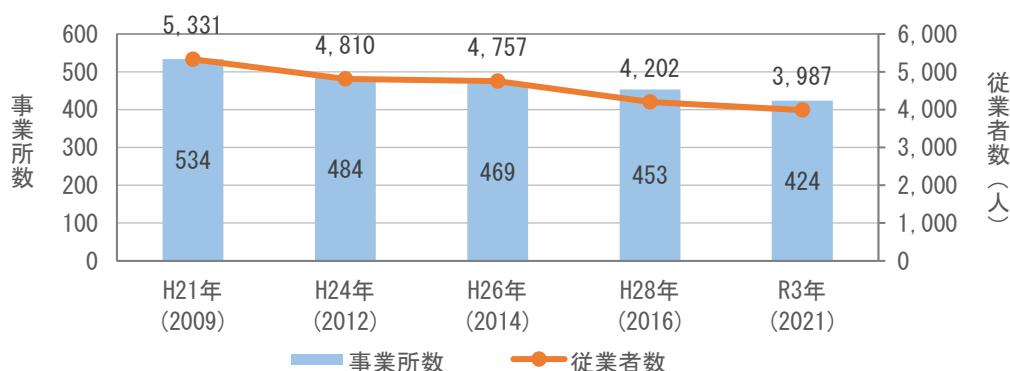
資料：国勢調査 ※分類不能があるため、合わせても100%にはならない場合がある

② 事業所・従業者・生産額等

本町の事業所数及び従業者数は減少傾向で推移しており、令和3年の事業所数が424、従業者数が3,987人となっています。

令和3年の産業大分類別の売上額をみると、製造業が約335億円で最も高く、次いで建設業（約72億円）、医療、福祉（約52億円）、運輸業、郵便業（約42億円）、卸売業、小売業（約27億円）などとなっています。

河合町の事業所数、従業者数の推移

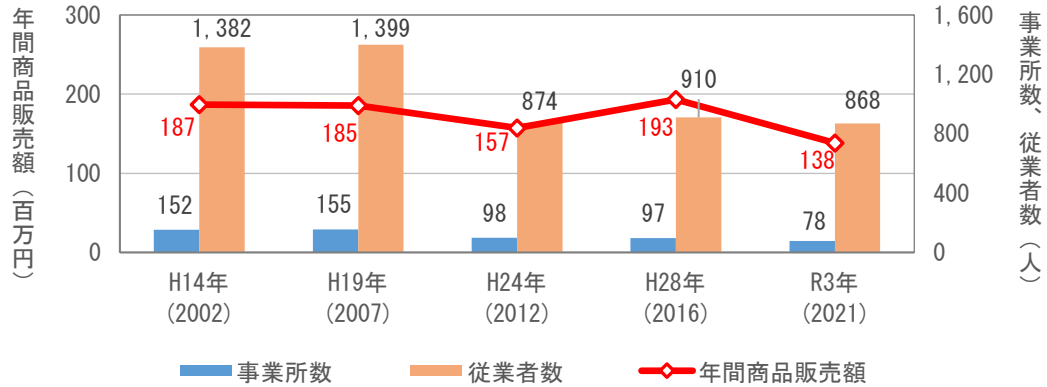


資料：経済センサス-基礎調査

ア) 商業販売額

商業販売額をみると、減少傾向にあります。

商業（卸売・小売業）年間商品販売額と事業所・従業者数の推移

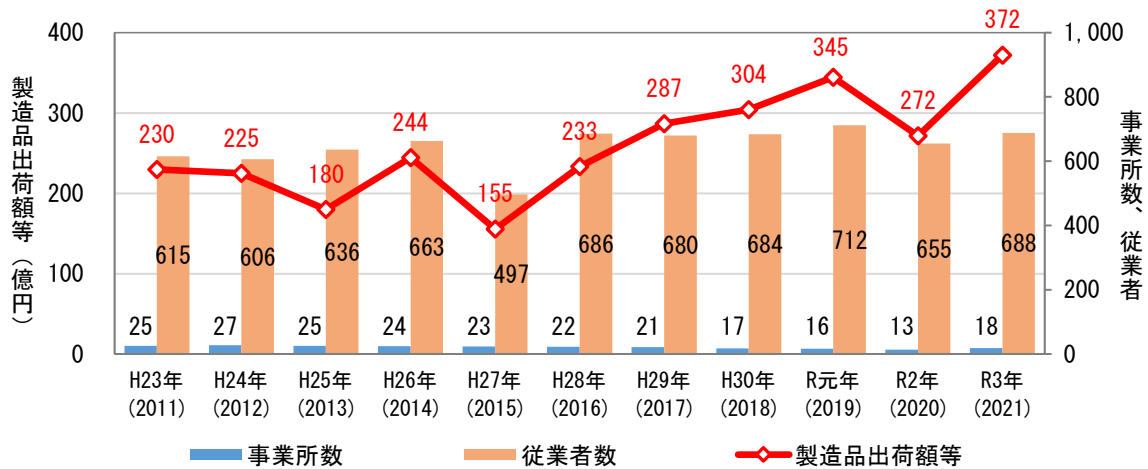


資料：商業統計（2002年、2007年）、経済センサス（2012年、2016年、2021年）

イ) 工業出荷額等

工業出荷額等は増加傾向にあります。

製造業の製造品出荷額等と事業所・従業者数の推移



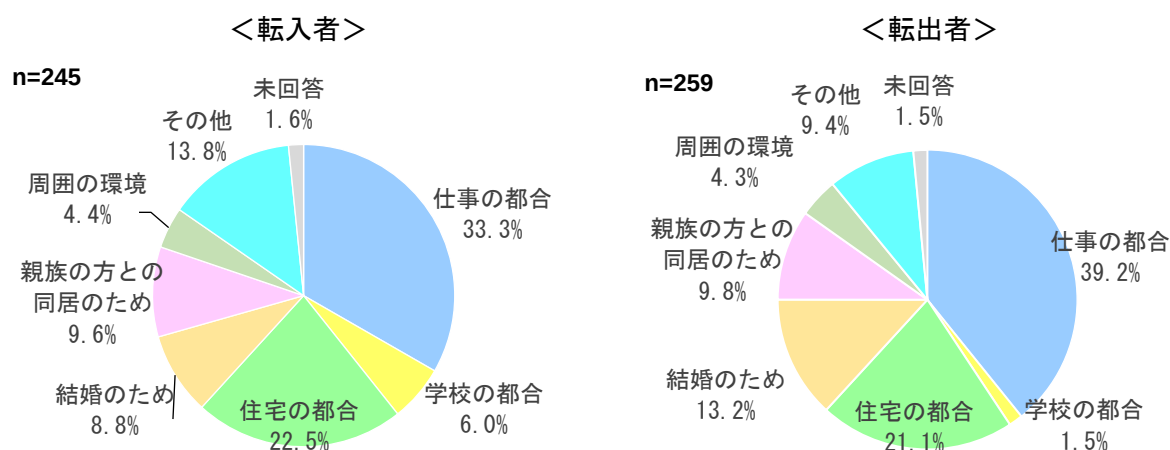
資料：工業統計（2011年～2020年）、製造業事業所調査（2022年）

6 転入者・転出者アンケート調査

令和5年4月～令和6年3月までの1年間における転入者及び転出者に対して実施したアンケート調査結果の概要は以下のとおりです。

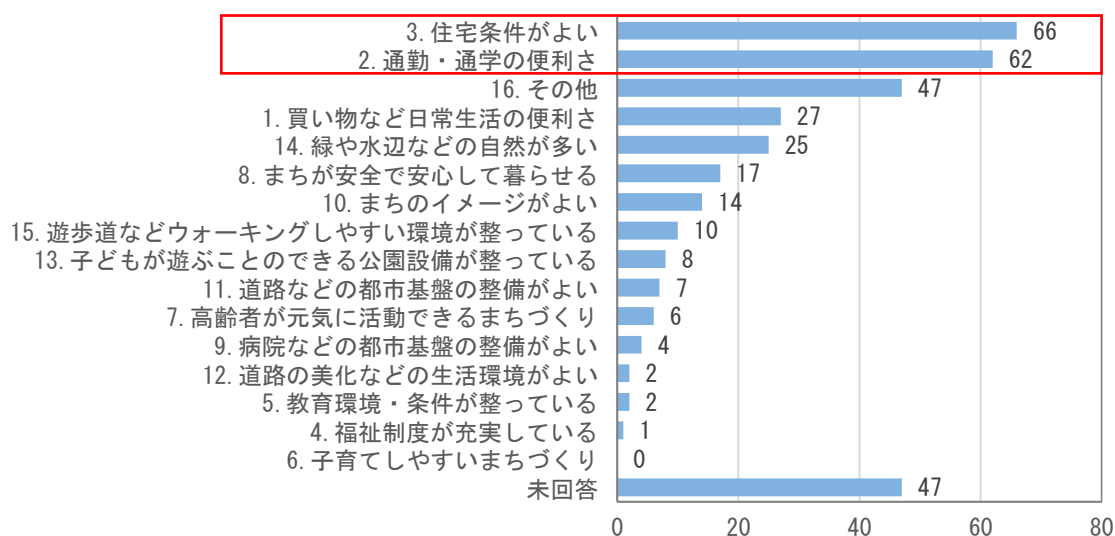
■転入・転出のきっかけ

転入・転出のきっかけについては、「仕事の都合」が転入者・転出者ともに最も多くなっています。



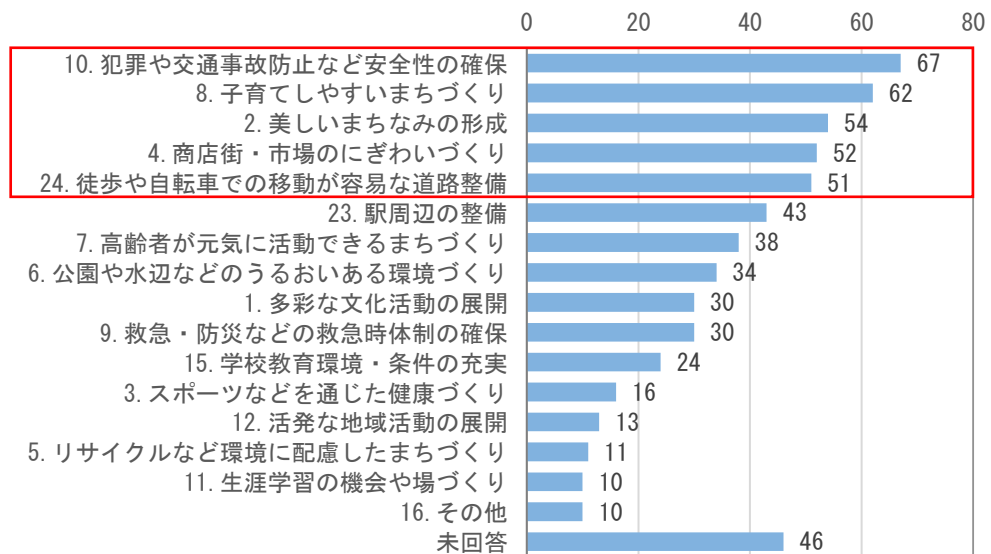
■河合町を選んだ理由（転入者 n=245 複数回答）

転入者が河合町を選んだ理由については、「住宅条件がよい」や「通勤・通学の便利さ」が多くなっています。



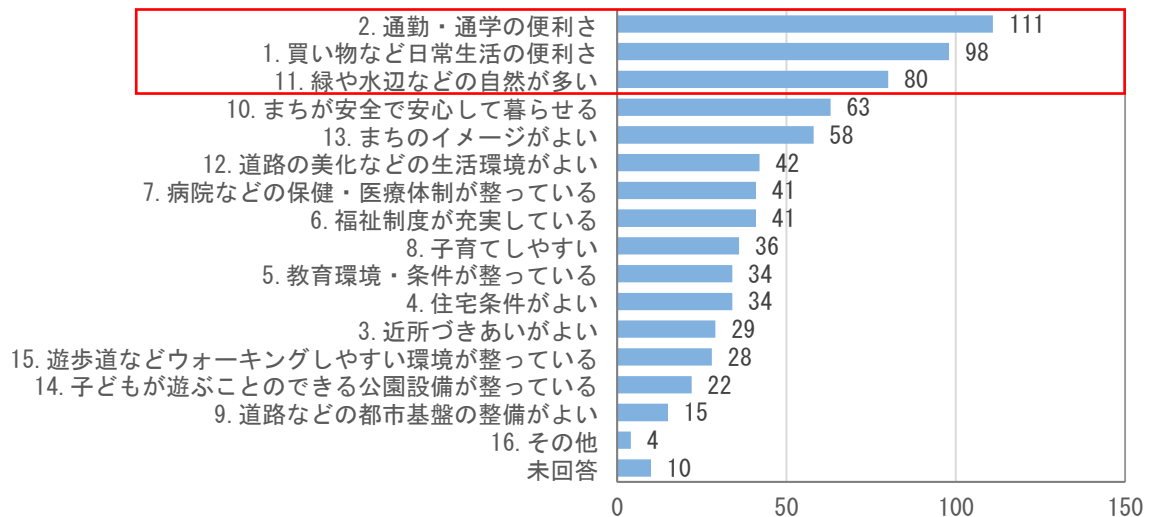
■河合町のまちづくりに期待すること（転入者 n=245 複数回答）

「安全性確保」「子育て環境の充実」「美しいまちなみ形成」「賑わいづくり」「道路環境整備」などが多く挙げられています。



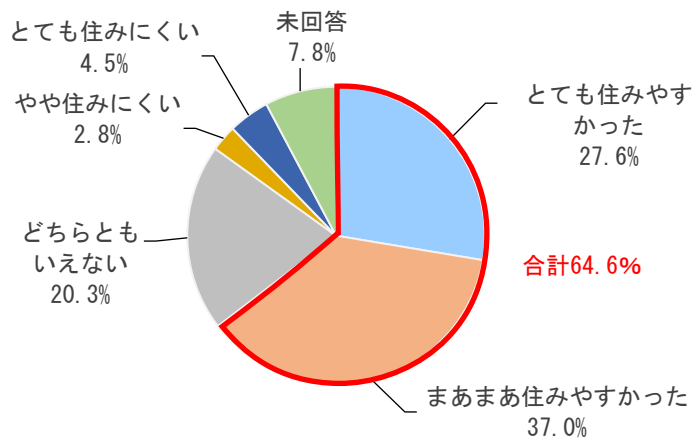
■河合町に住んでいて魅力を感じたこと（転出者 n=259 複数回答）

「通勤・通学の利便性」「日常生活の利便性」「自然環境」などが多く挙げられています。



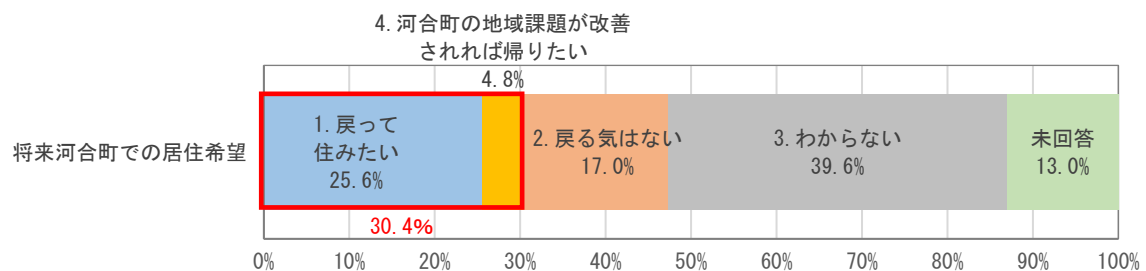
■河合町は全体的に住みやすいと感じられたか（転出者 n=259）

「住みやすい」と感じていた人は64.6%（「とても住みやすかった」27.6%と「まあまあ住みやすかった」37.0%の合計）となっています。



■機会があれば、河合町にもう一度戻って住みたいか（転出者 n=259）

今後「機会があつて、条件が整えば、もう一度戻って住みたい」と思う人は30.4%（「戻って住みたい」25.6%と「河合町の地域課題が改善されれば帰りたい」4.8%の合計）となっています。



7 町を取り巻く状況及び課題

① 人口減少・少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少

人口減少は、経済規模の縮小、地域活力低下、労働力不足、社会保障費の負担の増加、コミュニティの担い手不足など、様々な社会的・経済的な課題の要因につながっています。

② 世界規模での環境問題

気候変動をはじめとする環境問題は世界的な危機として認識されており、国を挙げて脱炭素・循環型社会の実現に向けた取組（カーボンニュートラル、省エネ・創エネ）が求められています。

生物多様性の損失を食い止める取組が国際的に進められています。

③ 自然災害の頻発・激甚化

気候変動による洪水・土砂災害や大規模な地震災害が各地で頻発化・激甚化しています。町民が安全に暮らせるよう、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策（国土強靱化）が求められています。

④ SDGs への対応（誰一人取り残さない）

多様性を認め合い共に生きる社会の必要性が求められています。性別や年齢、障がいの有無、国籍、価値観などに関わらず、お互いを尊重し、認め合い、活かし合う多様性を尊重し、社会的包摂を意識するジェンダー平等社会の実現が求められています。

⑤ デジタル技術の進化（Society5.0、DX 等への対応）

デジタル技術の進化により社会・経済、暮らしの仕組みが大きく変化しつつあります。国ではデジタル田園都市国家構想基本方針を示し、デジタルの力を活用した地方の社会課題の解決に向けた取組を推進しています。地方創生を加速させていくためにはデジタル技術の活用は必要不可欠であり、誰一人取り残されることなく全ての人がデジタル化のメリットを享受できる社会の実現に向けた取組が求められています。

⑥ 価値観・ライフスタイルの多様化、働き手・働き方の多様化

様々な分野でデジタル技術の活用が進み、テレワークの普及、働く場所や時間の多様化（ワーケーションなど）など仕事に対する価値観や意識の変化が進んでいます。経済的な成功よりも生きがいや健康に楽しく生きることを優先させるウェルビーイング指向が高まっています。

⑦ 公共施設・サービスの効率化

人口減少・少子高齢化による経済規模の縮小に対応し、持続可能な自治体経営を行うためには、限りある資源を有効に活用し、行政全体を最適化していく必要があります。また、

多様化する町民ニーズに応じた行政サービスを提供するため、町民や地域、企業、団体など多様な主体と互いに協働・連携していく体制が重要になっています。

⑧ デジタル田園都市国家構想総合戦略（デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上）

ア）地方に仕事をつくる

労働人口が減少する中、地方が経済的に自立するためには、デジタル技術を活用し、地域産業の生産性の向上を図るとともに、継続的な地域発のイノベーションの創出にも取り組むことで、地域を支える産業の振興や起業を促すことが不可欠です。

⇒スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業・食品産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出等

イ）人の流れをつくる

人口減少・少子化が深刻化する中で、地方活性化を図るためには、一定程度以上の人口を確保することが重要です。そのためには、地方への移住・定住を推進し、都会から地方への人の流れを生み出すとともに、地方から流出しようとする人を食い止めることが求められます。

⇒「転職なき移住」の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり等

ウ）結婚・出産・子育ての希望をかなえる

人口減少・少子化の進行は、地域の活力維持や持続可能性に多大な影響を及ぼしています。主な原因として特に未婚化・晩婚化の影響が大きいと言われており、この背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子供や保護者を取り巻く地域のつながりの希薄化など、個々人の結婚・出産・子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っており、これらの問題を軽減していくことが求められています。

⇒結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進等

エ）魅力的な地域をつくる

人口減少・少子高齢化の進行により、地域活力が低下しつつある中においては、地域の個性を生かしつつ、持続可能性・多様性に富んだ魅力あふれる地域づくりを実現することが重要です。高齢者、障がい者、外国人及び子どもも含め、多様な町民の暮らしの向上についてウェルビーイングの視点を大切にした取組を進めていく必要があります。

⇒教育DX、医療・介護DX、地域交通・インフラ・物流DX、まちづくり、文化・スポーツ、国土強靱化の強化、地域コミュニティ機能の維持・強化等

8 まちづくりの課題

前項までの現状分析結果や社会経済動向の整理等を踏まえて、総合計画の策定に向けたまちづくりの主要な課題は以下のとおりです。

■課題1 住みたいと思う魅力あるまちづくり

近年大都市圏等において子どもの教育環境を重視するファミリー層の都心からの移住意向が高まりつつあります。河合町には有名進学校の立地や自然豊かな環境など、良好な教育環境を有しており、こうした特性を強みとしてファミリー層を中心とする移住促進を図っていくことが考えられます。人口減少対策として従来から進めている子どもを産み育てやすい家庭環境・地域環境・職場環境の整備とともに、若者にとって魅力ある産業・雇用の創出など、町民がこのまちに住んでいることに喜びを感じ住み続けたい、町外の人から「住んでみたい」と選ばれるまちづくりを進めていく必要があります。

■課題2 安全で安心して暮らせる生活環境の実現

洪水・土砂災害や地震災害などの自然災害が各地で頻発化・激甚化しています。また気候変動をはじめとする環境問題は世界的な危機として認識されており、国を挙げての対応が求められています。

本町においても転入者等へのアンケートにおいて、河合町のまちづくりに期待することとして、安全なまちづくり、美しい街並み形成、子育てしやすいまちづくりなどが上位を占めています。このように町民が安全に安心して暮らせるよう、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策（国土強靱化）や脱炭素・循環型社会の実現に向けた取組が求められています。

■課題3 郷土愛あふれる心豊かな人材育成

人口減少により地域経済活力の低下や担い手不足によるコミュニティの結束力の弱体化、地域の伝統文化の引き継ぎ意識の希薄化などが進行し、人口減少がますます加速化していくことが危惧されます。

このため、地域の将来を担う若者等に対し、郷土愛を育み、地域に対する誇りや愛着をもった心豊かな人材を育成していく必要があります。

■課題4 健康で安らぎのあるまちづくり

高齢社会に対応して、高齢者が安心して自宅や地域で暮らし続けられるよう、医療・介護・生活支援が一体となった支援体制の整備など、住み慣れた地域でいつまでも健康で、保健・医療・福祉サービスに支えられ、安心して暮らせる地域社会を形成していく必要があります。

■課題5 持続力のある地域社会の形成

地域のコミュニティ活動や祭りなどのこれまでに受け継がれてきた文化・伝統的行事に

ついて、地域の人口減少、高齢化の進行により、地域を支える担い手の不足が深刻化しつつあります。

人口減少による地域コミュニティの衰退を招かないため、地域を支える人材（担い手）の育成、世代間で支え合う地域共助意識の醸成など、持続力のある地域社会を形成していく必要があります。

■課題6 ふるさとの魅力発信と交流人口・関係人口、移住人口の拡大

本町には魅力ある自然やのどかな田園風景、価値の高い歴史・文化遺産が豊富にあります。こうしたふるさとの魅力を発信し、観光客の誘致を推進していくほか、河合町ファンとして本町にゆるやかな形で関係をもってくれる「関係人口」を増やし、将来的に移住につなげていくことが重要になります。

また、地域に蓄積する豊かな歴史文化、田園環境・景観も含めて、ふるさとへの憧れを抱かせるだけの魅力を秘めており、質の高い教育環境も備わっていることから、これらを魅力として都市からの移住人口を受け入れて行くことも重要になります。

■課題7 多様な産業の育成と地域ブランド化の推進

本町の製造業については生産用機械器具製造業、食料品製造業の集積が高いという特徴が見られます。また、農業ではイチゴなどが特産品になっています。

定住人口の維持・増加のためにも、デジタル田園都市国家構想総合戦略等を受けて、これら多様な産業の育成による魅力的な雇用の創出が求められます。

高齢化が進む中で農業の後継者不足が深刻な問題となっています。このため、農業の効率化・省力化を進め、新たな農業就業者を育成・確保する上でスマート農業への取組が求められています。

また地域の知名度やイメージ向上に寄与する農産物のブランド化は、農業と地域観光の促進の観点からも取組が求められます。

■課題8 豊かな自然環境と共生する循環型社会の実現

本町には豊かな自然環境があり、こうした環境の維持・増進を図り、本町の大きな魅力の一つとして人口定着・移住人口の拡大につなげていくことが重要です。

このため、SDGsやカーボンニュートラルの政策とも連携し、廃棄物の発生抑制、再生可能エネルギーや資源循環を促進し、生態系保護にも配慮しつつ、自然環境と共生する持続可能な社会の実現に向けた取組が求められます。

■課題9 賑わいと歴史が融合する活気あるまちづくり

本町には周辺地域とともに、歴史的価値の高い史跡や文化財等が豊富にあり、魅力的な観光資源となっています。人口減少により地域経済の低下が懸念される中で、歴史資源の活用を図り、魅力の発信による観光客や移住者の拡大を促し、活気ある元気なまちづくりの実現に取り組むことが求められます。

■課題 10 町民協働と健全な行政運営

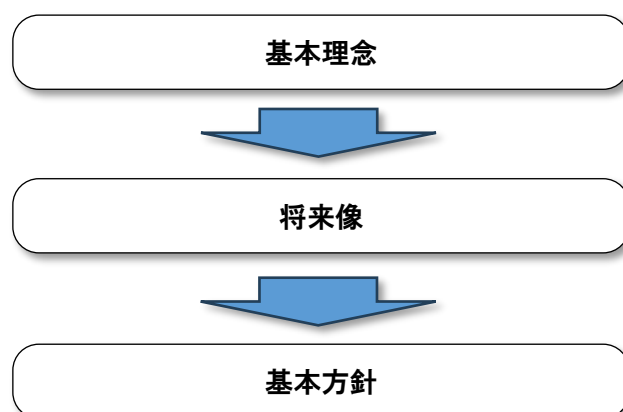
人口減少とそれに伴う地域経済の縮小により、町民税などの税収入が減少する一方で、高齢化の進行による社会保障費の増加が見込まれ、町民一人当たりの行政負担の増大など、行財政運営は一層厳しくなることが予測されます。本町では将来負担比率（地方債務残高や債務保証額などの負債規模の比率）が高い水準にあり、財政の立て直しの一層の努力が求められています。

健全な財政運営を維持しつつ地域の多様な行政ニーズに対応していくためには、主体である町民（民間企業・団体含む）と行政との協働によるまちづくりが必要であり、町民参画の機会を増やし町民活動を支援するための取組が求められています。また財政健全化のため公共施設の再編整備（統合、廃止、民間譲渡等）も引き続き取り組んでいく必要があります。

また財政効率の向上、人口減少対策、行政サービスの質の向上、大規模災害対策などは、地方自治体の共通課題であり、複数の自治体が共同で取り組むことで運営コストの削減や資源の効率的分配などの大きな効果が得られます。このため近隣自治体間の広域連携、広域行政に積極的に取り組んでいく必要があります。

第2章 基本構想

1 基本構想の体系



2 基本理念

- (1) **町民一人ひとり**の基本的人権が守られ、多様性を認め合いながら、子どもから高齢者まで、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、**安全で安心して暮らすことができる持続可能なまち**をつくります。
- (2) **町民及び町が**、それぞれの役割を担いながら**連携し、協働して**、公正で自立した**町民主体の町政を行うまち**をつくります。
- (3) 町民及び町は、先人が築き、継承してきた**歴史、文化及び自然環境を守り伝え**、次世代を担う子どもたちに**誇ることができる持続可能なまち**をつくります。
- (4) まちづくりに当たっては、**地域の特性と自主性を尊重した**民主的に運営される**住民自治を基本**とします。

3 将来像

みんなが輝く活力あふれる河合町

～豊かさと幸せを実感できるまちづくり～

4 基本方針

1. いつまでも健康で生き生きと暮らせて魅力あふれる居住環境づくり

- 安心して子どもを産み育てることのできるまちづくりを目指し、地域ぐるみの妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援体制の充実に努めます。
- 住んでみたいと思われる居住環境の創出を目指し、美しく緑豊かな居住環境の整備や安心で快適な暮らしを支える都市基盤の整備を進めます。
- 町民が心身ともに健康でいつまでも生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、地域との連携・協働により幅広い年齢層を対象とした総合的な健康づくりや環境整備、予防対策の充実に図ります。
- 全ての町民が安心して生涯生き生きと暮らし続けることができる地域社会を目指し、介護予防、高齢者の生きがいをづくり、地域包括ケアの充実など地域ぐるみによる福祉の充実に図ります。

2. 豊かな自然と共生し安全で安心して暮らせる循環型のまちづくり

- 豊かな自然と共生する循環型社会の構築を目指し、町民、事業者、行政が連携し、一体となってごみの減量化・資源化を推進します。
- 町民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目指し、国土強靱化や地域防災体制の充実とともに、消防・救助体制の充実・強化を図ります。
- 地域コミュニティの活性化と担い手の育成を目指し、地域の特性を生かした持続可能な協働のまちづくりを推進します。

3. 郷土愛にあふれ心豊かに生涯活躍できるひとづくり

- 郷土愛にあふれる心豊かな人材育成を目指し、Society5.0のスマート社会に対応した教育や郷土愛を育む教育の推進、地域や家庭との連携による教育力の向上を推進します。
- 心豊かに生涯活躍できる環境づくりを目指し、町民の多様なニーズに応じた生涯学習機会の充実と、図書館などの生涯学習施設の整備・充実に図るなど、町民の主体的な生涯学習を推進します。
- 町民を心豊かにする文化芸術の普及・発展を目指し、文化芸術活動の機会提供や文化芸術団体への支援のほか、文化財の保護・活用や地域文化の振興を図ります。
- 多くの町民が日常的にスポーツを楽しめる環境づくりを目指し、競技者や指導者等の養成を図るとともに、誰もが身近で気軽にスポーツができる機会の提供や施設の充実に推進します。

4. 賑わいと歴史文化がとけ合うふるさとの魅力づくり

- 市街地の活性化によるまちの魅力づくりを目指し、個店の魅力アップとともに、空き店舗

の解消やイベントの開催などによる賑わいづくりを進めます。

- 観光振興を主としたまちの魅力づくりを目指し、廣瀬神社の砂かけ祭や町に点在する貴重な文化財及び馬見丘陵公園等の連携を強化し、観光資源として利活用を推進します。
- 関係人口・移住人口の拡大に向けて、シティプロモーションによる魅力発信と情報提供、移住希望者等に対する移住体験と交流の促進、移住先での就業・起業支援、子育て・教育支援、住環境の整備、地域活動への参加促進などの取組を包括的に推進します。

5. 多様な産業の育成と地域ブランド化の推進による活力づくり

- 活気ある稼ぐ農業の実現を目指し、イチゴ、ブドウなどの特産物の品質向上と安定生産に努め、農産物のブランド化の推進と販路拡大を図ります。
- IT技術やAI、IoTを活用して農業の効率化と生産性向上を図る新しい農業の形態であるスマート農業を目指します。
- 既存産業の経営の安定化を図るとともに、魅力的な雇用創出のために新たな企業の誘致、夢を叶える町として起業家に対する支援を行い、地域産業の活性化を図ります。

6. 町民協働と健全な行財政運営

- 町民・民間・団体と行政が一体となった協働のまちづくりを目指し、ボランティアやNPO活動に対する支援を行うとともに、行政への町民参画や官民連携を推進します。
- 一人一人の人権が尊重され生き生きと安心して暮らせるウェルビーイングな社会づくりを目指し、男女共同参画の意識の醸成やワーク・ライフ・バランスの定着を推進します。
- 効率的かつ効果的な行財政運営を目指し、行政サービスのデジタル化を推進するとともに、情報の公開による開かれた町政の推進、行財政運営の健全化や公共施設の効率的な運営、職員の育成を図ります。
- スケールメリットを活かした行政の効率化や地域の活性化を目指して、広域連携の強化を推進します。

5 将来人口

国勢調査によると本町の人口は、平成12（2000）年20,126人をピークに以後減少傾向をたどり、令和2（2020）年17,018人となっています。

本町の将来人口について、令和5（2023）年の社人研推計では令和42（2060）年の人口は7,810人と現在と比べて約46%になると推計されています。平成27（2015）年の推計値7,841人とほぼ同じになっています。

平成28年策定の河合町人口ビジョンでは、国の目標（2060年人口1億人）に合わせて長期的に人口減少の抑制に取り組むことを前提に、その施策効果を折り込んで、令和42（2060）年の目標人口を15,500人と設定しました。

基本構想・基本計画の策定に先立ち、河合町人口ビジョンの見直しを図る中で、令和2年の人口実績が現行人口ビジョンの推計値を下回っており、令和42（2060）年の目標値15,500人

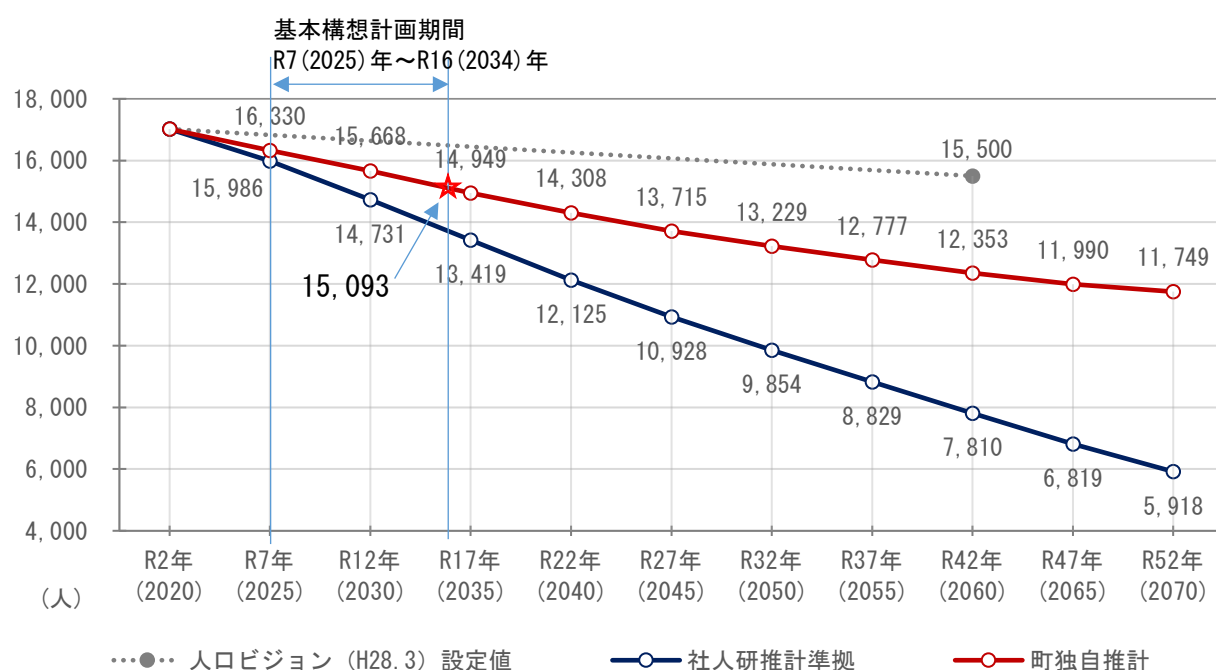
の達成は困難と予測されることから、新たな目標人口を設定することとしました。

新たな目標人口は、実績値及び令和5（2023）年の社人研推計値を基本にして、これまでの人口減少対策をより一層積極的に展開し、出生率の向上とU I Jターンや関係人口の拡大から定住促進への施策の効果発揮による転入の促進・転出の抑制を図ることで、人口減少の速度を抑えることとし、基本構想・基本計画の目標年度である令和16（2034）年の目標人口を15,000人と設定します。

令和16（2034）年の目標人口

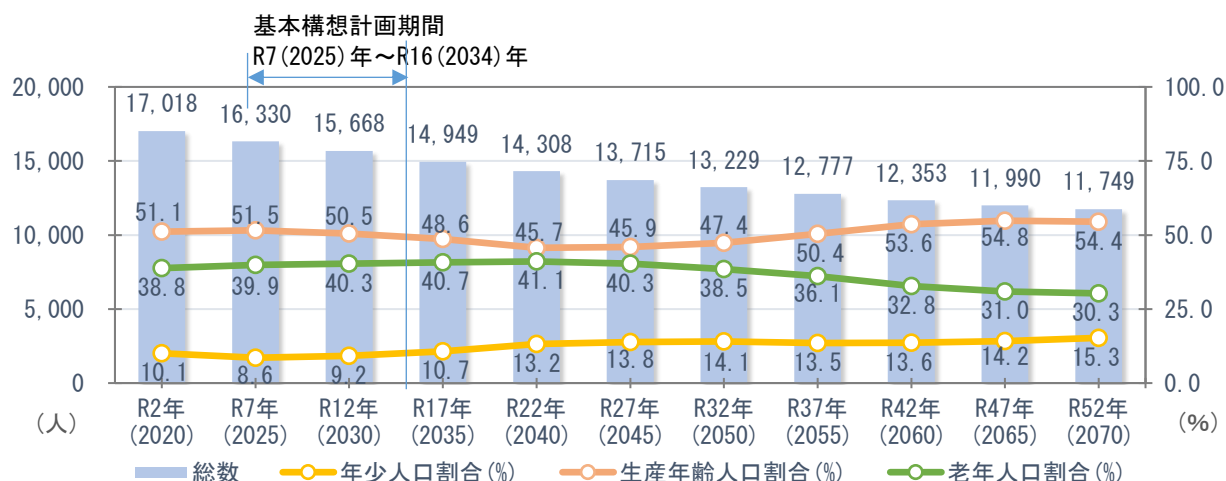
15,000人

■将来人口推計結果（総人口の将来展望）



■将来人口推計結果（町独自推計結果による年齢3区分別人口の将来展望）

若者世代を中心とする今後の定住促進施策の効果により、長期的には出生率が上昇し、年少人口と生産年齢人口の減少が抑制され、相対的に高齢者比率が低下していくことが展望されます。



6 土地利用構想

本町の土地利用は、都市としての活力を創出するとともに、良好な自然や歴史資源、田園景観の維持保全と活用により、個性ある環境と景観を創出し、秩序ある土地利用を図ることを目標として、次のように定めます。

① 公共機能集積エリア

近鉄池部駅周辺は、役場庁舎、総合福祉会館、保健センター等の公共機能や文化・スポーツ機能等が集積し、町域の中心的な役割を担う拠点です。今後も本町の中心として、馬見丘陵公園への緑道の回遊性を活かしながら、池部駅を中心としたにぎわいや景観の充実を図ります。

② 生活利便施設集積エリア

公園、商業施設等が立地し、地域幹線道路（県）と鉄道駅を中心とした生活拠点を形成しています。既存の公園、主要道路・歩道、公共施設の個性や機能、商業地等の魅力充実により、生活拠点として利便性や景観の維持・向上を図ります。

③ 産業振興エリア

法隆寺インターチェンジ及び地域幹線道路近傍に立地していることから広域的な利用も視野に入れて、交通利便の良さを活かせるような産業の維持・充実を進めます。

都市計画道路天理王寺線沿道のエリアでは、本町の活力を維持・創出するため、周辺の住環境とも調和した、新たな産業振興機能の整備を図ります。

④ 文化・地域交流・防災エリア

町立公民館及び、防災機能を有した町立体育館が整備されており、平時は公民館として災害時は避難所として機能することで、文化活動、町民の地域活動の拠点、さらには、町民等の安全・安心の確保に向けて、本町における防災拠点の強化を図ります。

⑤ シンボル景観保全・活用エリア

佐味田宝塚古墳、ナガレ山古墳、乙女山古墳、大塚山古墳群、歴史的由緒のある廣瀬神社は、地域の個性ある景観等を形成するシンボルとなるものであり、積極的な保全に努めるとともに、多様な交流活動など適切な有効活用を促進します。

⑥ 市街地ゾーン

良好な市街地の形成を図るため、無秩序な開発を抑制し、安全で快適な都市的生活が送れるよう、都市基盤や生活基盤等の充実に努めます。また、幹線道路沿道は利便性の高さを活かした土地利用を図ります。

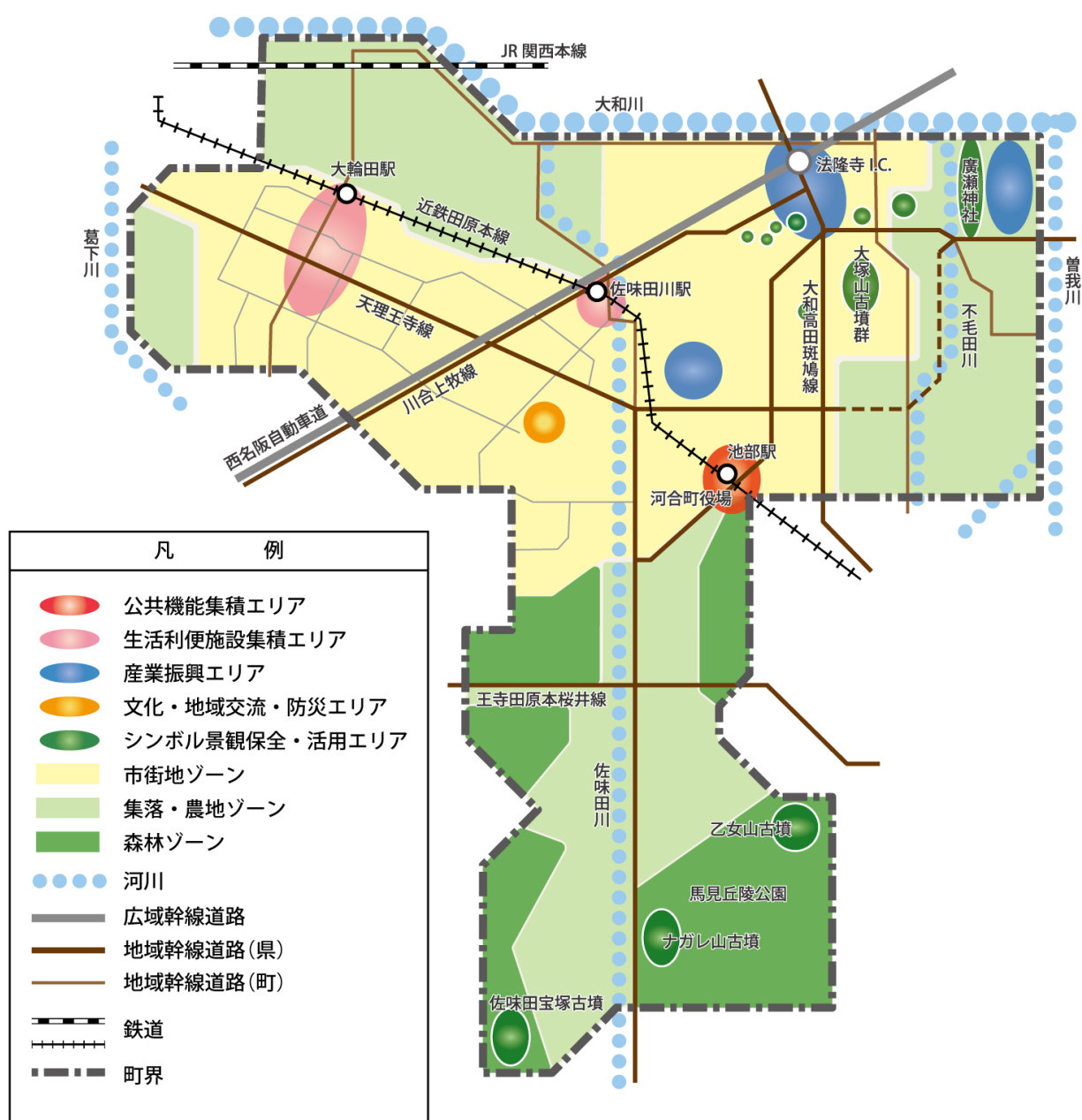
⑦ 集落・農地ゾーン

水害などの災害に強い地域づくりとともに、緑豊かな田園や歴史遺産等と一体となった集落景観の保全、生活道路や下水道等の住環境の整備、農業が持つ多面的な役割を活かした土地利用の促進などを進めます。

⑧ 森林ゾーン

良好な自然環境の保全を基本として、市街地との調和を図ります。

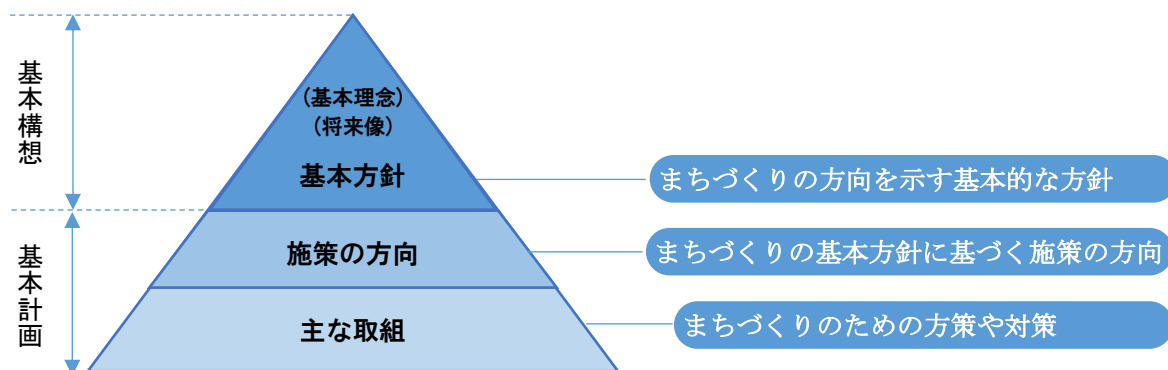
土地利用構想図



第3章 基本計画（前期）

1 基本計画の構成

基本計画の階層



基本計画では、「施策の方向」ごとに「現状と課題」、「施策の方向」、「主な取組」、「目標値」を示します。

個別施策の構成

現状と課題	各個別施策を取り巻く現状や課題を示します。
施策の方向	施策が目指す目標や方向性を示します。
主な取組	具体的に実施していく主な取組を示します。
目標値	施策に関連する参考値と目標値を示します。

2 施策の体系



3 SDGsの取組

SDGsの目標を意識して事業に取り組むことを目指します。各施策において具体的なSDGsの目標達成に関連深い事業にはアイコンを表示しています。

SDGsの17のゴール

 1 貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	 10 人や国の不平等をなくそう	国内および国家間の不平等を是正する
 2 飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	 11 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
 3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	 12 つくる責任 つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
 4 質の高い教育をみんなに	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
 5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	 14 海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
 6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	 15 陸の豊かさも守ろう	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
 8 働きがいも経済成長も	すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化しグローバル・パートナーシップを活性化する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る		

4 基本計画（各論）

○「施策の方向」ページの構成について（各施策共通）

基本方針 3	郷土愛にあふれ心豊かに生涯活躍できるひとづくり
施策の方向 14	文化芸術の振興

現状と課題

各施策の現状や課題を示します。

- ・文化祭の円滑な実施、また各種クラブ活動の活性化により文化振興を図ることを目的に、文化協会を支援しています。
- ・文化会館（文化ホール及び図書館）は町の文化振興の中核施設ですが、施設の老朽化や時代のニーズの変化に対応できていない面があります。協議会等を設置し、取組、事業等も含め施設の中長期的なあり方や今後の運営について検討しています。

施策の方向

施策が目指す方向性を示します。

町民の文化芸術活動の機会提供や文化芸術団体への支援、地域文化の振興を図るなど、文化芸術の普及・発展を目指します。

主な取組

施策の方向に関連する主な取組を示します。

主な取組	取組の概要
① 文化芸術活動への支援 	・町民の文化活動を支援し、文化交流の振興に努めます。 ・各種の文化交流活動及び文化祭の運営を支援します。 ・文化施設のネットワーク化により人材や情報の相互活用を図るとともに、町民等と連携した企画展、美術展等を開催します。

SDGs との関係をアイコンで示します。

施策の方向に関する指標

主な指標の参考値と目標値を示します。

指 標	参考値（年度）	目標値（R11 年）
文化協会会員数	395人（R5）	450人
文化会館（文化ホール）利用者数	12,837人（R5）	17,000人

基本方針 1	いつまでも健康で生き生きと暮らせて魅力あふれる居住環境づくり
施策の方向 1	妊娠・出産・子育て支援の充実

現状と課題

- ・安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長するためには、妊娠・出産・子育ての環境整備が重要であり、各種乳幼児健康診査や健康相談・訪問指導を実施し、保健・医療・福祉・教育が連携を図り、子どもの成長にあった支援が必要です。
- ・支援を必要とする発達障害等の児童や保護すべき児童の家庭からの相談に対し家庭児童相談の充実が求められています。
- ・こども家庭センターを開設し、保育士・保健師・社会福祉士といった専門スタッフを整えて、様々な子育てに関する相談や子育ての情報提供などにワンストップで応えるサポート体制を構築し、子育て世帯や子どもを産み育てたいと希望する人たちを手厚く支援する取組を推進しています。今後母子保健サービスの充実など幅広い支援の拡充が求められています。
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進をはじめ、育児休業や育児休暇が取得しやすくなるよう、民間企業等に対して制度の普及啓発が必要です。
- ・経済的に厳しい状況におかれた子育て世帯に対する支援の重要性が増しており、子どもの発達・成長段階に応じた支援を図る必要があります。

施策の方向

母子保健や子育て支援サービスの充実など、地域ぐるみによる妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援体制の充実を図ることによる、安心して子どもを産み育てることのできるまちづくりを目指します。

主な取組

主な取組	取組の概要
① 親子の保健の充実 	・子どもの健康の保持のため、0歳～18歳の子どもの養育者に対し、当該子どもに係る医療費の負担軽減を図ります。 ・ひとり親家庭等の父または母と18歳到達年度末までの児童及びこれに準ずる方の健康の保持増進を図るため、医療費の負担軽減を図ります。 ・乳幼児及び母親の健康を守るため、各種検診及び啓発活動の充実を図ります。

② 子育て支援サービスの充実 1 健康も なくそう 3 まぐろの人に 健康と福祉を 5 ジェンダー平等も 実現しよう 10 人の権利や平等 をなくそう 11 住み続けられる まちづくりを	・子育てに関する悩みや負担等を軽減するため、出産・子育てまで一貫した伴走型の相談支援及び経済的支援の充実を図ります。 ・こども家庭センターにおいて、妊娠・出産・育児や療育（発達支援）に関する様々な相談に対応し、妊娠初期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供します。 ・小学校就学前の子どもに対する保育および教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行うこども園施設の運営を推進します。
③ 子どもの健全な成長を育む 4 質の高い教育を みんなに	・土に触れ、農作物の栽培と収穫の喜びを味わい、育てた野菜を食材とする「食育」を推進・拡充するため、「森森ファーム」の運営事業を推進します。 ・学校給食では、河合町内で栽培された新鮮な野菜を使用し地産地消の取組を進めるとともに、毎日の「生きた教材」として児童生徒の食への関心を高め、学級担任を中心に栄養教諭と連携した食育の推進を行います。 ・放課後の子どもの安全な活動場所の確保を図り、地域住民の協力を得ながら勉強やスポーツ・文化活動等に取り組みます。 ・子育て支援図書の充実や、子どもたちの感受性を養い、読書離れを防ぐことを目的におはなし会等の施策を展開します。 ・進学機会を拡大するため、経済的理由によって進学が困難な生徒に対して支援の充実を図ります。 ・親（保護者）と子のふれあう機会や他の家族との交流を図り、自然体験やものづくりなどを通して、社会性や協調性の向上に繋がる取組を推進します。
④ 子育てと仕事の両立支援 1 貧困を なくそう 8 働きがいも 経済成長も	・安心して子育てができるよう、延長保育や一時預かりなどの町民ニーズに対応するとともに、民間保育所等と連携した保育サービスの充実を図ります。 ・各小学校区の放課後児童クラブの適正な運営に努め、共働き家庭などへの支援を図ります。 ・ワーク・ライフ・バランスの実現と、育児休業や育児休暇の定着など雇用環境の整備に向け、事業主団体を通して民間企業などに積極的に働きかけを行います。

施策の方向に係る指標

指 標	参考値（年度）	目標値（R11 年）
こども園児童数	227名（R6）	233名
学童保育児童数	165名（R5）	165名
すこやかサポート事業（利用者数）	69名（R5）	80名
1歳6か月児健診受診率	97.4%（R5）	98%



保健センターイベント（親子ランチ交流会）



こども家庭センターイベント（ヨガ教室）



町民大学短期講座（ママアート）



保健センター事業（マタニティサロン）



保健センター事業（離乳食教室）



放課後子ども教室



放課後児童対策事業（学童）

基本方針 1	いつまでも健康で生き生きと暮らせて魅力あふれる居住環境づくり
施策の方向 2	美しく緑豊かな環境の整備

現状と課題

- ・市街地周辺には丘陵部や農地など緑豊かな環境が広がっています。丘陵部には古墳等の文化財とともに公園が整備されています。
- ・豊かな緑を身近に感じられる環境は都会に住む人からみて大きな魅力になっています。
- ・本町と広陵町にまたがる丘陵地に整備された県営馬見丘陵公園は、花の名所として親しまれ、多くの来園者で賑わっています。河合町の魅力向上のためにも、こうした緑豊かな特長を活かした、環境の整備が重要です。
- ・本町は、昭和 40 年頃からの開発により住宅地が供給されたことで、人口が急激に増加しました。それに伴って多くの公園が整備されましたが、町内の公園の多くは老朽化しており、維持管理には多額の費用が必要となっています。
- ・公園は比較的自由に使用できる一方で、公園の運営は画一的なものとなっているため、使用者のニーズに対応できていない公園などがあります。

施策の方向

地域とも協働しながら多様なニーズに対応して公園の活性化を図り、公共空間や道路沿いなどを緑化し、美しく緑豊かな環境を構築するとともに、緑化と開発の調和を図ります。

維持管理費用を低減するため、公園施設の長寿命化を促進し、注力しなければならない公園には、公園の価値を高めるような施策を展開し、持続可能なまちづくりの観点から判断して整理すべき公園は廃止や統合を図ります。

主な取組

主な取組	取組の概要
① 公園・緑地の整備  	・アダプト制度（公園等美化プロジェクト）の活用や地域住民との協働により公園の美化推進や活性化を図ります。 ・公園施設を快適で安全に使用できるよう公園施設長寿命化計画に基づき整備を促進します。 ・公園の配置状況を確認して、整理すべき公園は、廃止や統合の検討を進めます。

② 緑豊かな環境の整備



- ・緑化思想の啓発と高揚を図るとともに、町で実施する緑化作品コンクール・緑化植栽活動・緑化募金・環境緑化樹の交付などの緑化の推進を図ります。
- ・公園・緑地や歴史的価値の高いエリア等を有機的に結ぶ緑豊かな環境を整備することで、歴史文化と自然の調和を図ります。

施策の方向に関係する指標

指 標	参考値（年度）	目標値（R11 年）
公園美化プロジェクトの登録者数	12 人（R 6）	22 人
公園を利用したイベント等の開催	3 回（R 6）	10 回



赤田池公園



泉台花壇公園



中山田池公園



緑化作品コンクール

基本方針 1	いつまでも健康で生き生きと暮らせて魅力あふれる居住環境づくり
施策の方向 3	居住環境・都市基盤の整備

現状と課題

- ・経年劣化による住宅の老朽化、少子高齢化による空家化が進行しており、居住環境維持のためにも空家の予防、解消、活用に向けた取組が求められています。
- ・既存道路においては狭あい道路の解消や橋梁の点検・補修など、安全で円滑な交通の確保が求められています。
- ・子どもや高齢者などの交通弱者が安全で安心して通行できるよう、通学路の合同点検や危険箇所の改善等を行うとともに、道路幅員の狭い個所や危険な交差点などの計画的な整備が必要です。
- ・高齢者等の交通弱者の買い物や通院、公共施設への移動手段として、町内を巡回するワゴン車「すな丸号」を運行しています。また、「すな丸号利用向上検討会」を開催し、利便性の向上を図っています。
- ・水道事業においては、水需要の減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化による更新需要の増加、職員の減少による技術力の低下など、取り巻く経営環境はますます厳しくなる状況にあります。これらの課題に対して町が単独で対応するのは限界があり、安全で安心な水道水を将来にわたって持続的に供給するために、水道事業者の広域連携に取り組んでおり、令和7年度から奈良県広域水道企業団として運営を開始します。
- ・下水道は分流式で整備され、普及率は99.2%（R6年3月）となっています。老朽化した管渠の更新などが必要になっています。

施策の方向

快適な住宅環境の整備を進めるとともに、道路交通網や歩道の整備、橋梁や舗装などの維持管理を図ります。また、誰もが利用しやすい町内循環型地域公共交通サービスの拡充、上下水道事業の適正な運営など、安心して快適に暮らせる都市基盤の整備を進めます。

主な取組

主な取組	取組の概要
① 住宅環境の整備 	・経年により老朽化している公営住宅等について、長寿命化を図るための計画的な改修（廃止も含む）を進めます。 ・住環境の向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、町内の施工業者と連携した修繕、補修等の住宅リフォーム工事を推進します。 ・周辺地域の生活環境に影響を及ぼす危険な空家の解体費用の一部を助成します。

② 道路交通網の整備 	・既存道路について狭あい道路の解消や橋梁の点検・補修などを進め、安全で円滑な交通の確保に努めます。 ・子どもや高齢者などの交通弱者が安全で安心して通行できるよう、通学路の危険箇所の改善等を進めます。
③ 公共交通サービスの充実  	・町民の買い物や通院、公共施設への移動手段を確保するため、町内を巡回するワゴン車「すな丸号」を運行します。また、利用者のニーズに合わせて利便性の向上を図ります。
④ 上下水道の充実  	・水需要に合わせた水道施設の更新計画に基づき、計画的な耐震化と有収率の向上に努めます。 ・安定的かつ継続的に水道事業を運営するため、水道事業統合によるスケールメリットを生かした効率的な運用を行い、健全経営に努めます。 ・財政運営に十分留意しながら下水道ストックマネジメント計画に基づき公共下水道の効率的な運用に努めます。 ・下水道事業経営戦略に基づき、下水道事業の経営基盤強化に努めるとともに、経営の健全化に努めます。

施策の方向に関する指標

指 標	参考値（年度）	目標値（R11年）
公営住宅等長寿化計画に基づく改善に係る事業の実施件数（対象戸数累計）	旭団地４戸（Ｒ６）	旭団地３２戸 川合団地１０戸 八王寺住宅３４戸
路面性状調査結果により年次計画書を作成済みの道路延長	約８３km（Ｒ５）	約１０８km
「すな丸号」年間利用者数	１３，８７４人（Ｒ５）	１８，３６０人
早期措置段階（健全度Ⅲ）の橋梁数	２橋（Ｒ５）	２橋



すな丸号



高薮橋補修工事

基本方針 1	いつまでも健康で生き生きと暮らせて魅力あふれる居住環境づくり
施策の方向 4	生涯健康づくりの推進

現状と課題

- ・ 町民の健康寿命の延伸を目指すためには、日頃からの心身の健康づくりが大切であり、生活習慣病やストレス等による心の病の予防が重要になります。このためには個人の実践に加え、地域ぐるみの健康づくり・生きがいづくりを推進することが必要です。
- ・ 国民の3大死因は、がん、心疾患、老衰であり、要介護状態となる原因には、認知症、脳血管疾患後遺症、転倒・骨折などがあげられることから、その原因の一つとなる生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組むことが必要です。

施策の方向

地域との連携・協働により幅広い年齢層を対象とした総合的な健康づくりや環境整備、予防対策の充実を図り、町民が心身ともに健康でいつまでも生き生きと暮らせるまちづくりを目指します。

主な取組

主な取組	取組の概要
① 高齢者の生きがいづくり 	・ 町内に住むおおむね 60 歳以上の健康で働く意欲のある方に、生きがいの充実や社会参加の推進を図り、活力ある地域社会づくりを展開するため、シルバー人材センターの運営を支援します。 ・ 高齢者の健康増進・生きがいづくりの一環で、町内の各老人クラブの健全な発展を推進するとともに、12 支部相互の融和を図り、高齢者が交流する機会の提供を進めます。
② 健康づくり 	・ 乳幼児及び母親の健康を守るため、各種検診及び啓発活動の充実を図ります。【再掲】 ・ 健康増進法に基づく保健事業として、健康診査、がん検診、健康相談等を推進します。 ・ 病気予防として、定期接種（A類疾病とB類疾病）のワクチン等の接種を推進します。 ・ 後期高齢者の糖尿病等の生活習慣病に関する健診の実施を推進します。 ・ アピアランスケア支援事業として、がん患者のための医療用ウィッグ・乳房補助具購入費用の負担軽減を図ります。

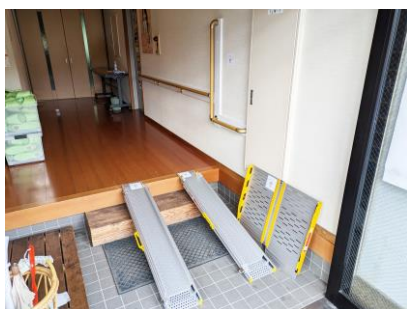
- ・生涯スポーツの多様なニーズに応えるため、施設の計画的な改修や備品整備を行うとともに、安全で快適に利用できるよう維持・管理に努め、町民がスポーツに取り組みやすい環境づくりを推進します。

施策の方向に関する指標

指 標	参考値（年度）	目標値（R11 年）
シルバー人材センター登録者数	100名（R5）	100名
肺がん検診受診者数（結核対策）	310人（R5）	350人



100歳のお祝い



集会場のバリアフリー



大字別ゲートボール大会



総合スポーツ公園グラウンド

基本方針 1	いつまでも健康で生き生きと暮らせて魅力あふれる居住環境づくり
施策の方向 5	高齢者福祉の充実

現状と課題

- ・本町においては年々高齢化が進行し、「団塊の世代」が 75 歳以上となる令和 7（2025）年の高齢化率（65 歳以上）は約 40%になると予想されています。
- ・高齢化率の上昇に伴い要介護認定者も増加することが見込まれることから、在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの提供が必要です。
- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、地域において気軽に相談できる場の確保や、ひとり暮らし高齢者などに対する身近な地域での見守り活動の充実を図ることが必要です。
- ・高齢者に対する就労やボランティア活動に対する支援を行うとともに、軽スポーツを通じた健康づくりや各種文化交流の場の充実を図り、高齢者が生きがいをもって生き生きと暮らせるよう継続した支援をしていく必要があります。

施策の方向

介護保険サービスの充実や介護予防、高齢者が主体性を持った生きがいづくりなど、高齢者福祉を推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築や地域ぐるみによる福祉の充実を図り、全ての町民が安心して暮らし続けることができる地域社会を目指します。

主な取組

主な取組	取組の概要
① 介護予防・介護サービスの充実 	・高齢者が要支援または要介護状態にならない、もしくはその軽減、重度化の防止を目的として、町民主体の介護予防教室である「しゅきつと教室」の育成・支援を図ります。 ・高齢者の多様な健康課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、フレイル予防や生活習慣病の重症化予防など、保健事業と介護予防の一体的実施を推進します。 ・認知症になっても在宅で安心して生活ができるまちづくりを目指すため、認知症に対する理解を深め、地域での支え合いができるように「認知症サポーター」の養成を図ります。

② 生き生きと暮らせる環境づくり



- ・社会福祉協議会と連携しながら、地域の活動・資源の創出を図り、元気な高齢者が担い手となる生活支援サービスを充実させることで、高齢者の生きがいづくりや就労支援を推進します。
- ・町民の買い物や通院、公共施設への移動手段を確保するため、町内を巡回するワゴン車「すな丸号」を運行します。また、利用者のニーズに合わせて利便性の向上を図ります。【再掲】

施策の方向に関する指標

指 標	参考値（年度）	目標値（R11 年）
しゃきっと教室登録者数	286人（R5）	300人
認知症サポーター養成講座受講者数（累計）	1,181人（R5）	1,500人



しゃきっと教室



認知症サポーター養成講座



認知症講演会

基本方針 1	いつまでも健康で生き生きと暮らせて魅力あふれる居住環境づくり
施策の方向 6	障がい者福祉、地域福祉の充実

現状と課題

- ・本町においては聴覚に障がいを持つ人が必要な情報を容易に入手することが困難という課題があります。理解しやすい広報や情報のバリアフリーに努める必要があります。
- ・サービスの多様化に伴い、必要な情報を適切に得ることが困難になってきています。障がい者が障がい福祉サービスの利用を主体的に選択することができるよう、相談支援体制の充実を図る必要があります。
- ・障がい者が個々の力を発揮して活躍することができる働きやすい社会の実現が求められています。障がい者の一般就労への移行促進、就労機会の拡充、就労定着を図る必要があります。
- ・障がい者が障がいを理由とする差別を受けることのないよう、障がい理解を深めるための広報・啓発活動を推進し、障がい者差別の解消に向けた取組を推進する必要があります。
- ・個人や世帯の困りごとが複雑になっており、地域や相談機関ともつながることができず社会から孤立している問題があり、従来の制度や分野にとらわれない横断的な支援体制が求められています。

施策の方向

障がいのある人やその家族等が安心して地域で生活するために、障がい者施策を推進し、障がい福祉サービスの適切な利用を促進するため、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の確保や情報提供、相談支援体制の充実に努めます。また、複雑化する町民の困りごとに対応するため、横断的な支援体制の構築に努めます。



手話通訳者窓口設置事業



障がい者等支援協議会

主な取組

主な取組	取組の概要
① 障がい者福祉の推進  	・ 障害者手帳所持者を対象に一定の条件を元に医療費の負担軽減を図ります。 ・ 身体障害者手帳所持者に対し、失われた部位や障がいのある部位を補って日常生活を容易にするため、障がい程度に応じ補装具購入費用の負担軽減を図ります。 ・ 就労意欲のある障がい者を支援するため、就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援等の障がい福祉サービスの適切な提供に努めます。 ・ 意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対する支援を推進します。 ・ 障がいのある人及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、関係機関との連携のもと、課題解決に向けた適切なサービスにつなぐことができるよう、相談支援体制の充実を図ります。
② 地域福祉の推進  	・ 様々な課題や不安・悩み等を抱えた人や世帯が地域で孤立することがないように相談支援体制を充実し、複合的な課題を抱える方に対応できるよう多機関連携による包括的支援体制を推進します。 ・ 判断能力が不十分になっても誰もが自分らしく住み慣れた地域で暮らしていけるよう、その方の権利を擁護するために権利擁護支援体制の構築・強化を図ります。 ・ 地域のあらゆる町民が生きがいや役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成を推進します。 ・ 自助・互助・共助・公助の適切な連携・協働のもと、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む意識を醸成する働きかけを推進します。

施策の方向に関する指標

指 標	参考値（年度）	目標値（R11 年）
障がい者・障がい児相談支援事業設置数	2 か所（R 5） （西和圏域にて共同設置）	2 か所 （西和圏域にて共同設置）
相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施数	1 回（R 5）	2 回
手話通訳者・要約筆記者派遣数	8 4 件（R 5）	8 3 件

基本方針 2	豊かな自然と共生し安全で安心して暮らせる循環型のまちづくり
施策の方向 7	循環型社会の構築

現状と課題

- ・ごみの減量化と資源化を推進しています。各団体には、資源ごみの回収量（＝ごみの減量）に応じた助成金を交付することで、資源回収の促進を図っています。
- ・現状では資源ごみ収集として「ペットボトル」「かん・びん」、ボックス回収として「小型家電」を回収しています。また、不燃ごみのプラスチック系混入物の除去梱包作業を行い、資源ごみの再生処理をおこなっています。
- ・小型家電製品に使用されている金属類、特にレアメタルを資源として回収するために、令和 5 年 1 月より町内 5 か所に回収ボックスを設置し、令和 5 年度から持込の不燃・粗大ごみからのピックアップ回収も実施しています。
- ・全町民により各地域の清掃活動を行い、美しい「かわい」の自然を守り、この活動を通じて地域住民の連帯感を高め、明るく住みよいまちづくりを推進することを目的としてかわいクリーンデーを開催しています。
- ・3 R（リデュース、リユース、リサイクル）運動によるごみの減量化・資源化の啓発活動を推進しています。
- ・河合町では平成 30（2018）年度に「河合町一般廃棄物処理基本計画」の第 3 期見直し（計画期間 2018 年～2033 年）を行い、山辺・県北西部広域環境衛生組合の一般廃棄物処理基本計画及び国の方針を踏まえて、長期的・総合的視点から本町の廃棄物政策に係る基本方針を定め、計画の数値目標を設定しています。この数値目標の達成に向けて、ごみの総排出量の削減、分別回収によるごみの資源化などを進めていくことが課題になっています。

施策の方向

地球温暖化防止活動や資源の有効活用を推進するとともに、循環型社会の構築に努め、生活環境の保全と整備を進めます。

町民、事業者、行政が連携・協働し、一体となつてごみの減量化・資源化を推進します。またごみ処理施設の計画的な整備を推進します。



小型家電回収ボックス



クリーンデー



山辺・県北西部広域環境衛生組合
エネルギー回収型廃棄物処理施設
完成パース

主な取組

主な取組	取組の概要
① ごみの分別回収と減量化 (環境保全対策の推進)  	・全町民により各地域の清掃活動を行い、ごみの減量と、美しい「かわい」の自然環境を守る地域住民の意識向上のため「かわいクリーンデー」の開催を推進します。 ・再生利用可能な資源ごみの集団回収活動を自主的に行う団体を支援します。 ・回収ボックスの設置をはじめ持込の不燃・粗大ごみからのピックアップ回収等を推進することにより、金属類、特にレアメタルを有価物資源として回収し、ごみの減量化の有効活用に努めます。 ・全町民が協力して分別に取り組むとともに、廃棄物の排出抑制と再生利用についての町民意識の高揚を図るため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の啓発活動を推進します。
② 資源ごみの再生 (循環型社会の構築)  	・かん・びん・ペットボトルのリサイクルのための選別及び不燃ごみのプラスチック系混入物の除去梱包作業を行い、資源ごみの再生を推進します。
③ 生活排水処理  	・し尿及び浄化槽汚泥について適正な処理を行うため、「生活排水処理基本計画」を策定します。
④ ごみ処理施設整備 	・可燃ごみの処理について、経済性や効率性を勘案し2市7町1村の共同処理広域化により施設整備を推進します。 ・山辺・県北西部広域環境衛生組合へのごみを搬入には大型車両が必要となるため、ごみ積替施設を安堵町・広陵町・河合町の3町共同処理広域化により施設整備を推進します。 ・ごみ処理広域化に伴い、持ち込みごみ等に対応するため、仮ストックヤードの整備を推進します。

施策の方向に関係する指標

指 標	参考値 (年度)	目標値 (R11 年)
一人一日平均ごみ排出量 (家庭系資源ごみ)	26.8 g (R5)	49.5 g
一人一日平均ごみ排出量 (家庭系可燃ごみ)	384.7 g (R5)	370.0 g
一人一日平均ごみ排出量 (家庭系不燃ごみ)	90.9 g (R5)	64.9 g

基本方針 2	豊かな自然と共生し安全で安心して暮らせる循環型のまちづくり
施策の方向 8	防犯・交通安全の推進

現状と課題

- ・特殊詐欺やサイバー犯罪、闇バイト犯罪等、ネットやSNSを活用した新型の犯罪が増加しており、従来の防犯対策の他に新たな対応が求められています。
- ・高齢化の進行とともに、高齢者ドライバーの交通事故が依然として多い状況にあり、これを減らすために運転免許の自主返納とともに高齢者の新たな移動手段の確保が求められます。
- ・自転車のながら走行や電動キックボードによる危険走行、ヘルメット無着用による走行などの危険な行為が増えています。安全性を確保するための安全教育や取り締まりの強化などが求められています。
- ・町道の交差点で待機する歩行者の保護対策として、鋼製ポール等のボラード設置をはじめ、通学路の安全対策としてグリーンライン（通学路明示）、ラバーポールの設置、通過車両の速度を抑制するための路面標示等を施工し、歩行者の安全性の確保を図っています。

施策の方向

地域住民、自治体、警察、企業などの連携・協働により、防犯・交通安全について持続的かつ総合的な取組を推進します。

主な取組

主な取組	取組の概要
① 消費生活相談の充実 	・町民が法律的な相談を身近で気軽に受けることができるよう、県弁護士会からの弁護士派遣による法律相談を推進します。 ・商品やサービスに関する苦情、契約や買い物のトラブル、架空請求や多重債務などの問題解決に向け、消費生活相談員による相談窓口の設置を推進します。 ・相談室の開設を町民へ広く周知し、利用してもらうよう啓発に努めます。
② 交通安全教育の充実 	・行政と関係機関及び町民が一体となり、交通安全と交通事情の改善向上を目的に街頭啓発や看板設置を推進します。 ・高齢者の免許自主返納を促進するための施策の充実を図ります。 ・自転車の安全な利用を推進するため、交通ルールの周知徹底と交通安全教育の充実に取り組みます。

③ 防犯施設・交通安全施設の設置 	・ 町民の夜間通行の不安を解消するとともに、犯罪の防止を図るための防犯灯の設置及び維持管理を推進します。 ・ 犯罪発生を抑止及び犯罪発生時における犯人の早期検挙に効果が認められる防犯カメラ設置の促進を図ります。 ・ 振込詐欺等被害防止の為、防犯機能を備えた電話の購入費用の負担の軽減を図ります。 ・ ガードレール、カーブミラー、視線誘導標、区画線等の設置及び維持補修など、交通安全施設の整備を推進します。 ・ 通学路の交通安全対策として、ボラード、カラー舗装、区画線等の設置及び維持補修を推進します。
④ 地域安全活動の充実 	・ 地域の安全性向上のため、自主防犯意識の高揚とともに、暴力団の排除に関する啓発活動など、防犯活動を推進します。 ・ 地域における子どもたちの安全確保のため、「こども110番の家」の参画啓発、登下校時の安全見守り活動などを推進します。

施策の方向に関係する指標

指 標	参考値（年度）	目標値（R11年）
人身事故発生件数	44件（R5）	30件
防犯・交通安全活動ボランティア活動参加者数	268名（R6）	278名



こども110番の家



交通安全子供自転車奈良県大会

基本方針 2	豊かな自然と共生し安全で安心して暮らせる循環型のまちづくり
施策の方向 9	地域防災力、減災対策の充実・強化

現状と課題

- ・近年大規模な自然災害（地震・水害等）が全国各地で頻発し、激甚化しています。こうした災害に対し、町民の安全確保を第一に、防災力の強化や減災対策の充実・強化が求められています。
- ・町民一人ひとりが自助、共助の意識を持ち、災害時には地域で助け合う体制づくりが必要です。
- ・地域防災力、減災対策の充実・強化のため、消防団の消防力向上に向けての消防団再編計画を推進しています。また自主防災組織の支援のため、町内防災士からなる防災士ネットワークを立ち上げ、組織力強化を図っています。
- ・現状において、自主防災組織、防災士、消防団が情報共有・連携できる体制づくりの構築が急がれています。また、構成員の高齢化が進んでおり、若い世代の参画が求められています。
- ・町民一人ひとりが災害から身を守るため、防災（避難）訓練により避難の方法等について習熟しておくことが大切であり、既存訓練にとらわれず訓練内容を適宜修正し、自主防災組織や防災士ネットワークと連携して実施していくことが重要です。
- ・小・中学生を対象に幼少期から防災意識を高めるため、防災デイキャンプなど、体験的な訓練を継続して行っていくことが重要です。
- ・財政状況を踏まえた上で、旧小学校跡地利活用事業を計画的に進めていく必要があります。

施策の方向

町民の防災意識の向上や地域の防災基盤の整備、自主防災組織の強化など、地域防災体制の充実を図るとともに、施設の耐震化を進めるなど災害に強いまちづくりを推進します。



防災デイキャンプ



防災士ネットワーク総会



防災備蓄倉庫

主な取組

主な取組	取組の概要
① 防災教育・訓練、自主防災活動による地域防災力の強化 	・防災教育と実践的な訓練を繰り返し実施し防災意識の高揚を図ります。 ・自主防災組織の支援（組織の設立・活動支援、防災リーダーの育成）を図ります。 ・防災情報システムの充実と整備（災害発生時の情報伝達手段の多様化と迅速化、防災行政無線及びJアラート衛星受信設備の整備等）を図ります。 ・地震の発生に備えた安全な地域づくりを目指し、特に既存木造住宅の耐震診断と耐震改修工事を促進します。 ・歩行者の安全と避難路確保のため、基準外のブロック塀撤去を推進し、撤去費用の負担軽減を図ります。 ・高齢者や障がい者など自力での避難が難しい避難行動要支援者に対し、避難経路や支援者を事前に定める個別避難計画の作成を図ります。
② 国土強靱化の推進による防災インフラの強化 	・インフラ施設や避難所施設の強靱化対策が重要になっており、定期的な点検や老朽化施設の補修・更新等を推進します。 ・橋梁の補修と耐震補強を実施して、長寿命化や災害等に対する予防保全を図ります。 ・舗装面の状態確認を行い、修繕計画を策定して道路の長寿命化を図ります。 ・大和川と不毛田川の合流地点における氾濫による浸水被害の軽減に向けて、調整池整備等を進めます。 ・公営住宅等について老朽個所の改修等を進め、維持管理を適正に行い長寿命化を図ります。 ・財政状況を踏まえた上で旧小学校跡地利活用事業を計画的に推進します。

施策の方向に関係する指標

指 標	参考値（年度）	目標値（R11年）
防災デイキャンプ子ども参加数	31名（R6）	50名
防災士ネットワーク会員数	72名（R6）	82名
不毛田川内水対策 雨水貯留施設の整備進捗率	18%（R5）	100%

基本方針 2	豊かな自然と共生し安全で安心して暮らせる循環型のまちづくり
施策の方向 10	消防・救急救助体制の充実

現状と課題

- ・火災や地震、風水害等の発生時において、役場、消防団、奈良県広域消防組合が連携して、初動を速やかに行い、減災につなげていくことが重要です。
- ・少子高齢化、被雇用者の増加、若者の消防団離れ等により、消防団員数が減少傾向にあり、消防団員の確保を図っていく必要があります。
- ・消防ポンプ自動車や小型動力ポンプ、消防資機材などを始め、活動拠点である消防団屯所の計画的な更新・整備が必要です。
- ・複雑化、多様化する救急ニーズに対し、的確な救命措置や迅速な対応が求められており、現場に合わせた柔軟な対応や高度な救急技術が求められています。
- ・防火訓練や避難訓練を通して、防火意識の高揚を図ることが必要です。

施策の方向

消防団員の確保や消防施設の整備、広域連携（奈良県広域消防組合）などにより、消防・救助体制の充実・強化を目指します。

主な取組

主な取組	取組の概要
① 消防力の充実・強化 	・町民へ消防団活動の周知や団員募集広報活動を行い、消防団員の定数確保に努めます。 ・有事に町民の安全を守るために、消防訓練を通じて消防団員の資質向上を図るとともに、消防団の活動や訓練、職場環境の改善等を支援し、消防力の強化を図ります。 ・有事に迅速に対応し町民を守るために、広域連携（奈良県広域消防組合）のメリットを活かし、必要となる消防施設の整備・維持管理を図ります。 ・消防力の整備指針に従った消防団再編計画に伴い、消防力向上の為、地域の特性に合わせた小型の消防自動車（軽自動車）を配備します。

② 救急救助の充実・強化 	・救命講習や出前講座、各種広報媒体などを通して、心肺蘇生やAEDの使い方、怪我の応急手当、救急車の正しい利用方法などについて普及啓発し、救急対応の充実・強化に努めます。
③ 防火意識の啓発 	・防火宣伝パレードや歳末特別警戒などを通じて、町民および各事業所における防火意識の啓発活動を進め、防火意識の高揚を図ります。

施策の方向に関する指標

指 標	参考値（年度）	目標値（R11 年）
消防団員数	1 1 8 名（R 6）	1 3 3 名
軽消防車両配備台数	3 台（R 6）	5 台



ポンプ操作訓練



女性消防団（AED 講習）



女性消防団（防災教室）



消防出初式

基本方針 2	豊かな自然と共生し安全で安心して暮らせる循環型のまちづくり
施策の方向 11	地域活動の継承と担い手育成（地域コミュニティの活性化）

現状と課題

- ・地域の自治会活動が円滑に進むように、町と総代・自治会長が日頃から積極的に情報を共有し、相互連携・協力体制を強化することが課題となっています。
- ・町民同士のふれあいや連帯感のある町民主体の地域づくりを目指し、コミュニティ意識の醸成や担い手となる人材の育成が必要です。
- ・地域行事や公共施設の除草・清掃（ごみ拾い）などの地域に密着した活動を通して、コミュニティの活性化が図られており、更なる推進が必要です。
- ・全国的に地域コミュニティの希薄化が進み、地域活動等を敬遠する意識の変化もみられることから、町民による主体的な地域づくりを後押しするため、持続可能な地域社会づくりに向けた対応が必要です。

施策の方向

地区の自治会を中心とした小規模多機能自治や地域におけるコミュニティ活動への支援を行うとともに、地域の特性を生かした持続可能な協働のまちづくりに向けて、地域コミュニティの活性化と担い手育成を目指します。

主な取組

主な取組	取組の概要
① コミュニティ活動の円滑化の推進 	・地域の絆づくりを目的として、地域が自主的、主体的に取り組む新たな相互扶助またはコミュニティ強化のための活動を支援します。 ・地域の福利増進を目指して、総代・自治会長相互が協力して行う自治会活動を支援します。 ・大字自治会活動の推進と運営の促進を図る目的で、集会所の維持管理、大字自治会運営を支援します。

② 地域の担い手となる人材の育成



- ・研修会や社会活動を通して、地域コミュニティにおいてリーダーとなる人材や地域活動の担い手など、地域社会における人材の育成に努めます。
- ・子どもの安全確保のため、地域ぐるみで行う子どもたちの安全見守り活動を支援します。

施策の方向に関係する指標

指 標	参考値（年度）	目標値（R11 年）
自治会加入率	77%（R6）	80%
大字・自治会活動支援助成件数	11件（R5）	15件



こども安全見守り



総代・自治会長会研修



総代・自治会長会定例会



大字別ソフトボール大会

基本方針 3	郷土愛にあふれ心豊かに生涯活躍できるひとづくり
施策の方向 12	学校教育の充実

現状と課題

- ・児童生徒が、基礎的な知識及び技能を習得し、これらを活用して課題解決に結びつける思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学ぶ態度を養い、生きる力の育成を目指しています。
- ・本町では令和3年度から、国の方針に先駆け、小学校6年生まで全学年を35人学級とし、少人数学級の実現に取り組んでいます。
- ・地域の風土や歴史などの「ふるさと教育」、ICT教育、英語によるコミュニケーション教育など特色ある教育を行い、これからの情報社会・国際社会の担い手育成を目指しています。
- ・子どもを取り巻く社会の情報化を踏まえ、情報リテラシー（情報活用力）や情報モラルの育成に取り組む必要があります。
- ・多様な児童生徒一人一人に個別最適化された、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境を整備することが必要です。
- ・社会・生活環境の多様化を踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による日常的な相談など支援体制の充実を図っています。
- ・新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のため、学校における働き方改革が求められています。

施策の方向

Society5.0のスマート社会に対応した教育や郷土愛を育む教育の推進、地域や家庭との連携による教育力の向上、学校の働き方改革の推進や研修活動の充実など、児童生徒の確かな学力の向上と生きる力を育む教育の充実を目指します。



小中学校 ICT 活用事業



小中学校教育振興事業
(こども会議)



英語教育等推進事業
(イングリッシュプログラム)

主な取組

主な取組	取組の内容
① 未来における情報社会・国際社会の担い手育成 	・ICT環境を整備し、情報社会を生き抜く力を身につけ未来を担う子どもを育てる教育を行い、学力の向上を図ります。 ・英会話によるコミュニケーションをとる機会・指導を充実し、国際社会の担い手を育てます。
② 充実した教育環境・指導体制の整備 	・より良い教育を提供するため、授業に必要な消耗品や備品の充実を図ります。 ・中学校の部活動について、少子化が進む中、地域移行も視野に入れながら、現状に合わせたよりよい運用を図ります。 ・講師、支援員、校務員等の質を高めるとともに、効果的な配置により、少人数学級の実現など、充実した教育体制を整備します。 ・学校給食では、河合町内で栽培された新鮮な野菜を使用し地産地消の取組を進めるとともに、毎日の「生きた教材」として児童生徒の食への関心を高め、学級担任を中心に栄養教諭と連携した食育の推進を行います。【再掲】
③ 共に支え高め合う教育支援の充実 	・いじめや不登校、生徒の問題行動等の解決に向けて、学校において専門的な知識を有するカウンセラーを配置するなど、児童生徒がもつ悩みごとに対する相談機能を充実し心の健全育成を図ります。 ・経済的理由によって進学が困難な生徒に対して、その進学に必要な費用の一部について支度金を給付し、進学のための拡大を図ります。 ・英検、漢字検定、算数・数学検定などの検定料の一部を補助し、常にチャレンジする意識を高められるよう児童生徒を応援します。

施策の方向に関する指標

指 標	参考値（年度）	目標値（R11年）
各種検定の支援数	70件（R5）	97件
いじめ認知件数に対する解消率	87.2%（R5）	100.0%
学校教育活動に係るボランティア人数 （登下校の見守り、除草作業、放課後の体験・学習支援、図書室の整備等）	383人（R5）	400人

基本方針 3	郷土愛にあふれ心豊かに生涯活躍できるひとづくり
施策の方向 13	生涯学習の推進

現状と課題

- ・地域での生涯学習をさらに発展させるため、公民館等において町民と関係団体等が連携し、地域の特色や地域コミュニティを生かした学習活動を行っています。
- ・子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、学習や体験・交流活動などを行っています。
- ・「いつでも、どこでも、誰でも」学習できる生涯学習体制を確立するため、生涯学習機会の充実を図る必要があります。
- ・子どもや青少年の健全育成には、家庭・地域・学校及び行政の連携が重要であり社会体験・自然体験・多世代交流のほか、放課後には「放課後子ども教室」を実施するなど、地域と子どもの関わりが求められています。
- ・子どもたちの「ふるさと教育」を通して地域への愛着を育み、将来を担う子どもたちを育成することが重要です。
- ・町民の「学びたい」に応えるため、町民大学を開講しています。アンケート等によるニーズ調査も踏まえ、通年講座と単発講座を設け、受講者の満足度につながっています。
- ・財政状況を踏まえた上で、旧小学校跡地利活用事業を計画的に進めていく必要があります。

施策の方向

町民の多様なニーズに応じた生涯学習機会の充実と、公民館・図書館などの社会教育施設の整備・充実を図るなど、町民の主体的な生涯学習を推進します。



ふるさと河合絵画コンクール事業
(表彰式)

主な取組

主な取組	取組の概要
① 地域を学ぶ機会の充実 	・町民大学では、町民が生涯にわたり課題をもって自ら学び、健康で豊かに暮らすことができるよう、学習ニーズに応じた学習機会の提供を推進するとともに、広報紙やホームページ等で情報発信し周知を図ります。また、習得した技能や知識をまちづくりに活かすことができる人材の育成を図ります。 ・社会教育施設における各種事業や関係団体の活動を通して、地域を学ぶ学習を支援します。 ・町民はもとより、町外で暮らす町出身の方々が河合町の魅力を改めて感じる契機づくりを目的に、官民一体型のふるさと回帰を主眼としたイベント「河合ふるさとの日」を開催します。 ・土に触れ、農作物の栽培と収穫の喜びを味わい、そこで育てた野菜を食材とする「食育」を推進する機会の充実を図ります。【再掲】
② 家庭・地域・学校・行政が連携する教育の推進 	・「河合町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもたちの健全やかな成長と家庭・地域における子育てを支援します。 ・「放課後子ども教室」では、子どもたちの安全・安心な活動場所において、学習やスポーツ、文化、地域住民との交流等の活動を推進します。 ・親（保護者）と子のふれあう機会や他の家族との交流を図り、自然体験やものづくりなどを通して、社会性や協調性の向上に繋がる取組を推進します。【再掲】 ・年齢・学年の異なる子どもたちが協力し合い、また地域住民の協力を得ながら、世代間交流や自然体験などの体験を通して心の豊かさを育む取組を推進します。 ・河合町の自然や風景・思い出のスポットなどを絵画で表現し、郷土愛の醸成を育む取組を推進します。 ・学校支援地域本部事業において、地域全体で学校教育を支援する体制を構築し、地域住民が参画することにより「地域の教育力」の活性化を図ります。 ・図書館の活動として、子どもたちの感受性を養うとともに読書離れを防ぐ取組や親子が触れ合う機会となる取組を推進します。

③ 社会教育施設の整備・充実



- ・社会教育施設の適切かつ効率的な運営管理に努めます。
- ・財政状況を踏まえた上で旧小学校跡地利活用事業を計画的に推進します。【再掲】

施策の方向に関係する指標

指 標	参考値（年度）	目標値（R11 年）
町民大学受講者数	356人（R5）	400人
公民館利用者数	23,095人（R5）	25,000人
図書館貸出冊数	61,820冊（R5）	65,000冊
図書館講座、教室参加人数 （おはなし講座、工作教室、おりがみ教室など）	84人（R5）	100人



かわい寺子屋教室事業
（すさみ町自然体験）



親と子の体験教室事業
（潮干狩り）



かわい通学合宿事業
（すな丸合宿）



まちライブラリー事業
(ワークショップ)



図書館活動事業
(定例おはなし会)



河合町民大学事業
(生涯学習セミナー)



地域の教育力活性化事業
「すな丸未来塾」(放課後学習支援事業)

基本方針 3	郷土愛にあふれ心豊かに生涯活躍できるひとづくり
施策の方向 14	文化芸術の振興

現状と課題

- ・文化祭の円滑な実施、また各種クラブ活動の活性化により文化振興を図ることを目的に、文化協会を支援しています。
- ・文化会館（文化ホール及び図書館）は町の文化振興の中核施設ですが、施設の老朽化や時代のニーズの変化に対応できていない面があります。協議会等を設置し、取組、事業等も含め施設の中長期的なあり方や今後の運営について検討しています。

施策の方向

町民の文化芸術活動の機会提供や文化芸術団体への支援、地域文化の振興を図るなど、文化芸術の普及・発展を目指します。

主な取組

主な取組	取組の概要
① 文化芸術活動への支援 	・町民の文化活動を支援し、文化交流の振興に努めます。 ・各種の文化交流活動及び文化祭の運営を支援します。 ・文化施設のネットワーク化により人材や情報の相互活用を図るとともに、町民等と連携した企画展、美術展等を開催します。
② 地域文化の理解と継承 	・文化施設が連携し、地域の歴史や文化に触れる企画を充実するなど、学ぶことができる機会を提供し、町民の地域文化に対する意識の向上に努めます。

施策の方向に関する指標

指 標	参考値（年度）	目標値（R11 年）
文化協会会員数	395人（R5）	450人
文化会館（文化ホール）利用者数	12,837人（R5）	17,000人



町立図書館



文化祭（ハワイアンフラ）



文化祭（作品展示）



文化祭（合唱）



文化祭（作品展示）



文化祭（大正琴）

基本方針 3	郷土愛にあふれ心豊かに生涯活躍できるひとづくり
施策の方向 15	郷土愛の育成と文化財の保護

現状と課題

- ・町内には、60基を超える古墳、古代から存続する神社、平安・鎌倉時代の仏像等、多くの文化財が残されています。また、川が集まる地理条件から、古代より物資流通の要衝として発展してきたことで、古くから人々が往来し、居を構え、発展してきた町でもあります。
- ・町指定民俗文化財である廣瀬神社の砂かけ祭だけでなく、古くから人々が暮らしてきた地域では、そこに根差した文化や伝統、農作物等がありますが、長らく担い手不足が課題となっています。
- ・史跡大塚山古墳群のうち、町内で最大規模の大きさを誇る大塚山古墳の公有化が完了しました。また、整備基本計画に基づき発掘調査を開始しており、観光資源として活用していくことができるように整備を進めています。
- ・町民の誇りとなる多くの文化財や歴史を有するものの、町のことを知るきっかけが少なく、町に関する知識等が浸透していない現状です。
- ・郷土愛を育み、この町の誇りを未来に残していくためには、若者を中心に町民自らが地域の伝統文化を継承しながら、歴史・文化を学ぶ機会を持つことが重要です。

施策の方向

日本書紀に記載されている「大忌祭」を起源と伝わる砂かけ祭の保存、継承を図り、町内最大の古墳である大塚山古墳を、本町の新たなランドマークとして親しみやすい史跡公園となるよう保存管理を行い、活用するべく整備を進めます。また、この町を発展させた先人を知り、町民の誇りとなるよう、周知・啓発に取り組みます。



埋蔵文化財記録作成保存整理事業



大塚山古墳群保存整備事業
『史跡大塚山古墳群整備基本計画書』完成予想図



大塚山古墳発掘作業説明会

主な取組

主な取組	取組の概要
① 文化財の保護と活用 	・埋蔵文化財の記録の作成、保存に必要な資料を得るために行う発掘調査及び発掘された遺物の保存整理を推進します。 ・史跡ナガレ山古墳等の文化財について古墳の草刈りなど適正な維持管理を推進します。 ・河合町指定無形民俗文化財である「廣瀬神社の砂かけ祭」の保存継承を図るとともに、祭事実行のための支援及び文化財の魅力を県内外に発信し、町の観光力の向上と活性化を図ります。 ・史跡大塚山古墳群の公有化に伴い、令和5年度に策定した整備基本計画に沿って整備基本設計を行い、古墳群の保存整備を推進します。
② 情報の発信  	・廣瀬神社の砂かけ祭をはじめ、町内に残る伝統行事の魅力を発信します。 ・史跡ナガレ山古墳等維持管理を適正に行い、文化財の価値（魅力）の維持増進に努めます。 ・町を発展させた先人について学ぶ機会を提供するとともに、町民の誇りとなるよう周知・啓発を推進します。 ・郷土愛の醸成のみならず、移住・定住の促進を図るため、町の歴史や文化財等の魅力を町内外へ発信します。

施策の方向に関係する指標

指 標	参考値（年度）	目標値（R11年）
砂かけ祭来場者数	4,000人（R5）	4,500人
町内歴史関連講演会聴講者数	200人（R6）	500人
大塚山古墳発掘現場公開見学者	105人（R6）	250人



廣瀬神社の砂かけ祭（御田植祭）

基本方針 3	郷土愛にあふれ心豊かに生涯活躍できるひとづくり
施策の方向 16	スポーツ活動の推進

現状と課題

- ・町民のスポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会を増やすため、河合町スポーツ協会等と連携し、学校体育施設や町立体育館を拠点とした、地域ぐるみのスポーツ・レクリエーションや健康増進の取組を支援しています。
- ・町民のスポーツライフを支えるスポーツリーダーの育成が望まれています。

施策の方向

競技者や指導者等の養成を図るとともに、誰もが身近で気軽にスポーツができる機会の提供や町民の健康寿命を促進させる取組など、多くの町民が日常的にスポーツを楽しめる環境づくりを目指します。

主な取組

主な取組	取組の概要
① 生涯スポーツの振興  	・スポーツに取り組みやすい環境づくりと、誰もがスポーツを楽しむことができる町民一人1スポーツを推進します。またスポーツ愛好者の底辺の拡大を図るため、スポーツリーダー育成や、スポーツイベントを活用したボランティアの養成に努めます。 ・地域におけるスポーツ環境の充実を図るため、総合型地域スポーツクラブを支援します。 ・スポーツ推進委員など幅広い年代の指導者の養成や確保を図ります。 ・町立体育館の活用や学校体育施設の開放により、町民の健康増進や心の豊かさの醸成を支援します。
② スポーツ競技力の向上と指導者の育成 	・競技力の向上を目指し、スポーツ協会や競技団体等と連携し講習会の開催等を通してスポーツ指導者の発掘に努め、更なる指導者の養成を図ります。 ・優秀スポーツ選手の顕彰や全国大会出場選手への激励などを行うことにより、町民のスポーツへの関心を高めます。

③ スポーツ施設の充 実



・生涯スポーツの多様なニーズに応えるため、施設の計画的な改修や備品整備を行うとともに、安全で快適に利用できるよう維持・管理に努め、町民がスポーツに取り組みやすい環境づくりを推進します。【再掲】

施策の方向に関する指標

指 標	参考値（年度）	目標値（R11 年）
町民大学（スポーツ教室）受講者数	20回・55名（R6）	30回・70名
スポーツ協会会員数	702名（R6）	750名
各種スポーツ教室実施回数・受講者数	20回・27名（R6）	30回・50名



スポーツ協会事業
（町民ハイキング）



スポーツ協会事業
（町民マラソン）



スポーツ協会事業
（遊ゆうスポーツフェスティバル）



スポーツ協会事業
（遊ゆうスポーツフェスティバル）



スポーツ振興事業
（スポーツフェスティバル）



スポーツ振興事業
（町民大学わくわくスポーツ教室）

基本方針 4	賑わいと歴史文化がとけ合うふるさとの魅力づくり
施策の方向 17	市街地の活性化

現状と課題

- ・ 1970 年代から開発が進んだ西大和ニュータウンの中核として、1986 年 1 月から長く親しまれていた大型商業施設は 2021 年に閉店し、跡地の一部には、2024 年に新たに商業施設が outlet しています。
- ・ 市街地の振興に向けて人が集まり楽しめる賑わいを創出するため、本町の特色を生かしたイベントの開催等が求められています。
- ・ 西大和ニュータウンにおいて経年劣化による住宅の老朽化、少子高齢化による空家化が進行しており、居住環境維持のためにも空家の予防、解消、活用に向けた取組が求められています。

施策の方向

店舗ごとの魅力アップ、イベントの開催などによる市街地の賑わいづくりを進めるとともに、住宅環境の整備を進め、市街地の活性化を図ります。

主な取組

主な取組	取組の概要
① 住宅環境の整備 	・ 経年により老朽化している公営住宅等について、長寿命化を図るための計画的な改修（廃止も含む）を進めます。【再掲】 ・ 住環境の向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、町内の施工業者を利用して修繕、補修等の住宅リフォーム工事に対し費用の負担軽減を図ります。
② 中心部（商業機能集積エリア）の活性化 	・ 鉄道駅周辺地域を核として、まちの賑わいづくりの拠点形成を目指します。 ・ 町民はもとより、来町者が歩いて楽しめる空間づくりや長時間滞留し交流を楽しめる空間づくりを進めます。

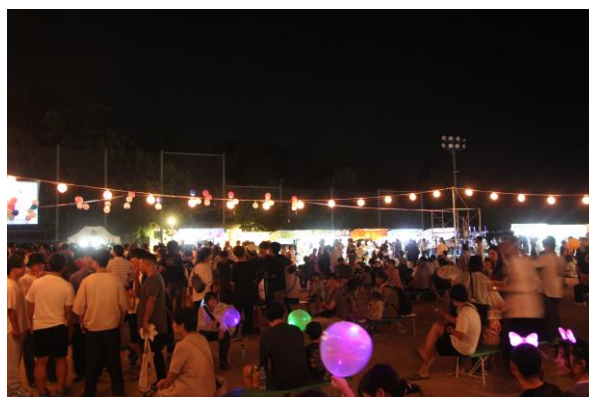
③ 空家対策の推進 	・ 公民連携による空家等の利活用の促進や、特定空家等及び管理不全空家等に対する対応、予防等に対する取組及び地域住民の生活環境の保全を図ります。 ・ 周辺地域の生活環境に影響を及ぼす危険な空家の解体費用の負担軽減を図ります。【再掲】
④ まちの賑わいづくり 	・ 町民はもとより、町外で暮らす町出身の方々が河合町の魅力を改めて感じていただく契機づくりを目的に、官民一体型のふるさと回帰を主眼としたイベントの開催を推進します。【再掲】 ・ 産直市の運営と連携団体の拡大を図り、まちの賑わいづくりを推進します。 ・ 北葛城郡4町の広域連携によって各町の行政運営をより効率的にするため、また当地域全体の魅力を向上させるために、課題の調査、研究及び連絡調整について4町協働で推進します。

施策の方向に関係する指標

指 標	参考値（年度）	目標値（R11 年）
空家数	4 1 4 棟（R 6）	3 5 0 棟
民間住宅リフォーム助成件数	1 1 件（R 6）	1 0 件
危険空家解体助成件数	3 件（R 6）	3 件



河合ふるさとの日事業
(ふるさと祭りポスター)



河合ふるさとの日事業
(ふるさと祭り)

基本方針 4	賑わいと歴史文化がとけ合うふるさとの魅力づくり
施策の方向 18	観光振興

現状と課題

- ・ 史跡大塚山古墳群のうち、町内で最大規模の大きさを誇る大塚山古墳の公有化が完了しました。また、整備基本計画に基づき発掘調査を開始しており、観光資源として活用していくことができるように整備を進めています。
- ・ 町内には古墳以外にも、仏像や古文書など多くの文化財があります。『河合町史』編纂から 40 年以上が経過しており、町史に掲載されている史料の現況確認調査や町史編纂後に新たに判明した歴史や新たな史料の発見なども多くあります。あまり知られていない文化財や未発見の文化財についても調査・整理を進め、広く知っていただけるように情報発信を行い、活用に繋げていくことが求められています。
- ・ 町内には 60 基を超える古墳のうち 100m を超える古墳が 7 基所在しており、この数は奈良県内の町村では最も多くまさに“古墳の町”です。また、古墳をはじめ史跡や神社仏閣など多くの文化財が所在しており、これら活きた歴史を実際に“来て”“見て”“知って”楽しんでいただくためには広報周知だけではなく観光ルートの整備やマップの作成、案内看板の設置や整備が必要です。
- ・ 町制 50 周年を迎えた令和 3 年度から「大和の黒豆“KAWAI BLACK”」の開発を行い、特産品として商品開発を進めています。ふるさと納税での出品や加工品開発など、より多くの人々に美味しさを知っていただくために、出荷数の増加や生産者の増加が求められています。

施策の方向

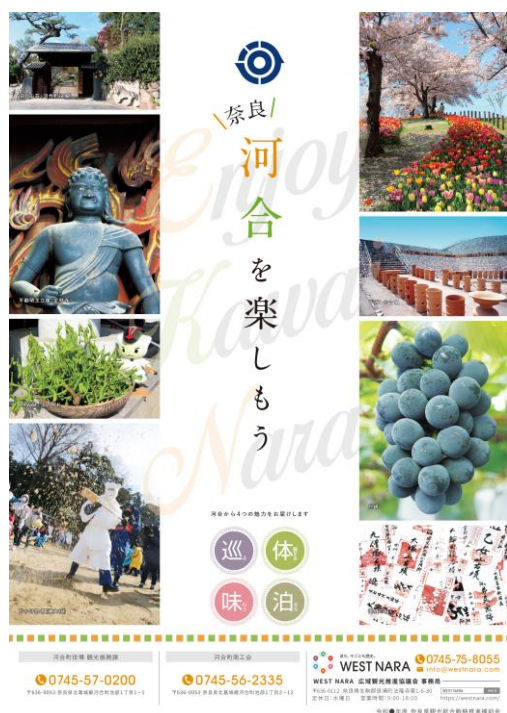
郷土愛の醸成及び観光振興の促進を目的に、文化財や県営馬見丘陵公園を活かした観光PRの効果的な発信を行い、“ランドマーク”となる観光の拠点づくりを進めるとともに、観光産業を主とした「まちの魅力創造」にも取り組みます。また、町の特産品である「大和の黒豆“KAWAI BLACK”」の生産面積や栽培農家の増加、加工品の商品開発を進め「河合町オリジナル」の特産品や体験を増やすことで町の魅力を発信します。

主な取組

主な取組	取組の概要
① 観光資源の魅力創出と観光情報の発信  	・ 廣瀬神社の砂かけ祭をはじめ、町内に残る伝統行事の魅力を発信します。【再掲】 ・ 史跡ナガレ山古墳等の維持管理を適正に行い、文化財の価値（魅力）の維持増進に努めます。【再掲】 ・ 特産品の生産・加工品開発を推進します。 ・ 郷土愛の醸成、移住・定住の促進を図るため、地域住民とも協働して町の歴史や文化財等の魅力を町内外へ発信します。 ・ 観光ルートマップの作成や、史跡・文化財に関する案内看板の設置・整備を行うことにより観光客の歴史理解の促進を図ります。 ・ 「河合町観光戦略(仮)」の策定を目指します。
② 受け入れ体制の整備  	・ 観光ボランティアや通訳ガイドの育成を推進し、観光案内のレベルアップを図るとともに、町民が地域に愛着や誇りを持って、観光客をもてなす意識の醸成を図ります。 ・ 北葛城郡4町の広域連携によって各町の行政運営をより効率的にするため、また当地域全体の魅力を向上させるために、課題の調査、研究及び連絡調整について4町協働で推進します。【再掲】 ・ 広域での施策として、レンタサイクル等を活用した「ほっかつ御墳印帖プロジェクト」を推進します。 ・ WEST NARA（広域観光推進協議会）との広域連携により、奈良県北西部のスケールメリットを活かした観光・商工の振興を推進します。
③ 特産品の開発 	・ 「大和の黒豆“KAWAI BLACK”」の生産面積や農家の増加、加工品の商品開発を進めます。 ・ 体験や土産物等への特産品の観光資源化を図ります。 ・ 観光や特産品に関連する事業所の誘致や起業の支援を図ります。

施策の方向に関係する指標

指 標	参考値（年度）	目標値（R11 年）
観光客入込数	約 17,500 人（R5）	25,000 人
町内指定文化財数（国・県指定含む）	14（R6）	15
文化財 Fellow 数	5（R6）	10
大和の黒豆 KAWAIBLACK 枝豆販売株数	約 1,600 株（R6）	2,500 株



広域観光推進事業（パンフレット）



御墳印をあつめよう（パンフレット）



ナガレ山古墳



馬見丘陵公園

河合町内所在の指定文化財一覧

国指定文化財

区 分	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
史 跡	乙女山古墳	佐味田字乙女 広陵町寺戸字乙女	昭和 31 年 11 月 7 日
史 跡	大塚山古墳群 大塚山古墳 城山古墳 丸山古墳 九僧塚古墳 高山塚 1 号古墳（中良塚古墳） 高山塚 2 号古墳 高山塚 3 号古墳 高山塚 4 号古墳	川合字大塚山 池田 川合字城山 山ノ間 川合字丸山 穴闇字松ヶ下 穴闇字中良塚 穴闇字中良塚 穴闇字畑ノ前 穴闇字畑ノ前	昭和 31 年 12 月 28 日
史 跡	ナガレ山古墳	佐味田字別所下 ナガレ	昭和 51 年 12 月 27 日
史 跡	佐味田宝塚古墳	佐味田字加明 貝吹	昭和 62 年 5 月 12 日

県指定文化財

区 分	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
天然記念物	馬見丘陵出土シガゾウ化石 馬見丘陵出土シカマシフゾウ化石	穴闇字西山 （奈良県立橿原考古学 研究所保管）	昭和 61 年 3 月 18 日
建造物	廣瀬神社本殿 【正徳元（1711）年】	川合字久保田	昭和 63 年 3 月 22 日

町指定文化財

区 分	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
彫 刻	地蔵菩薩立像 【平安時代前期】	川合字神宮寺 （定林寺安置）	平成 9 年 3 月 26 日
彫 刻	十一面観音菩薩立像 【平安時代中期】	川合字神宮寺 （定林寺安置）	平成 9 年 3 月 26 日
彫 刻	阿弥陀如来坐像 【平安時代後期】	川合字神宮寺 （定林寺安置）	平成 9 年 3 月 26 日
彫 刻	不動明王立像 【室町時代後期】	川合字神宮寺 （定林寺安置）	平成 9 年 3 月 26 日
無形民俗文化財	廣瀬神社の砂かけ祭（御田植祭）	川合	平成 21 年 12 月 11 日
考古資料	長林寺跡出土瓦	池部 2-13-1 （河合町中央公民館）	令和 4 年 2 月 10 日
古文書	筒井順政感状	佐味田（個人蔵）	令和 4 年 11 月 22 日
彫 刻	木造聖徳太子立像	穴闇（長林寺安置）	令和 4 年 11 月 22 日

基本方針 4	賑わいと歴史文化がとけ合うふるさとの魅力づくり
施策の方向 19	関係人口・移住人口の拡大

現状と課題

- ・本町の人口の社会動態は、転出者が転入者を上回る社会減になっています。とりわけ 20 歳代において大きな転出超過となっています。大学等への進学で転出するのはやむを得ない状況にありますが、卒業後に本町へUターンできるよう、就業環境や居住環境の向上が必要です。
- ・関係人口と移住人口の拡大は、地域の活性化や持続可能な社会を実現するために重要であり、現実に出産率の向上が大きく期待できない状況下で、社会増につながる施策を強化していくことが求められています。

施策の方向

関係人口・移住人口の拡大に向けて、シティプロモーションによる魅力発信と情報提供、移住希望者等に対する移住体験と交流の促進、移住先での就業・起業支援、子育て・教育支援、住環境の整備、地域活動への参加促進などの取組を包括的に推進します。

主な取組

主な取組	取組の概要
① 町外居住者との交流・関係の強化と定住促進 	・ふるさと納税の一層の推進のため、多方面への情報発信の強化及び返礼品の新規開拓を含めたラインナップの充実を図ります。 ・県内企業等における人手不足の解消及び県内への移住・定住の促進を図るため、東京圏から奈良県に移住し、就業、起業した者等に対する支援を充実します。 ・魅力的な雇用創出のため企業誘致を進めます。 ・企業の誘致に向けて受け皿となる産業団地造成を進め、進出企業のニーズに応じた各種支援策を創設します。

② U I J ターンの促進



- ・「二十歳のつどい」を開催し、人生の節目となる二十歳を機に社会人として自立する青年を祝福・激励するとともに、友人や知人、恩師との再会などにより、郷土愛の醸成を図ります。
- ・地域の魅力や生活情報を提供するウェブサイトを運営し、移住希望者が必要な情報を容易に取得できる環境整備を進めます。
- ・地域の住宅事情や不動産情報、住宅購入支援制度などの情報とともに子育て・教育支援等の情報提供を推進します。

施策の方向に関係する指標

指 標	参考値（年度）	目標値（R11 年）
河合町ホームページへのアクセス数	75,000件（R5）	80,000件
人口の社会増減数	-13人（R5）	10人
SNS（LINE, Facebook, Instagram）等のフォロワー数	3,300（R6）	6,000



ふるさと納税返礼品（古都華）



二十歳のつどい

基本方針 4	賑わいと歴史文化がとけ合うふるさとの魅力づくり
施策の方向 20	シティプロモーションの推進

現状と課題

- ・河合町は、交通の便の良さ、生活の不便の少なさ、インフラの充実、公園や学校の充実に加え、歴史的な背景や史跡等を含めた魅力など、多様な魅力が備わったコンパクトな町であるにもかかわらず、その魅力が周知されず浸透していません。
- ・地方創生総合戦略により人口の社会減低下は一定の成果を得ましたが、全国的な傾向として、人口の減少は免れません。
- ・令和2年度以降の観光を含めた町のプロモーション施策により、「御墳印」というキーワードを検索すると「河合町」関連が検索上位に表示されることは維持されていますが、その他の検索では表示されることは少ない状況です。

施策の方向

緑や公園が多く安心して安全な環境での子育て、ICT をいち早く導入してきた町立の小中学校教育、高い交通の利便性や暮らしやすさ、現代においても歴史と共に生きている町であること等を、より多くの人にわかりやすく届けることが必要です。

行政情報や地域情報、魅力情報をタイムリーに発信することにより、河合町の魅力を広く伝え、郷土に対する町民の誇り（シビックプライド）の醸成に努め、かわいファンの獲得を目指し、関係人口・交流人口の拡大につなげます。

主な取組

主な取組	取組の概要
① 魅力の情報発信 	・郷土愛の醸成、移住・定住の促進を図るため、町の歴史や文化財等の魅力について、広報紙の作成・配布のほか、ホームページやSNS等、多様なツールを用いて町内外へ発信します。 ・北葛城郡4町の広域連携によって各町の行政運営をより効率的にするため、また当地域全体の魅力を向上させるために、課題の調査、研究及び連絡調整について4町協働で推進します。【再掲】 ・広域での施策として、レンタサイクル等を活用した「ほっかつ御墳印帖プロジェクト」を推進します。【再掲】 ・いつまでも河合町のことを想い、ひいては定住促進または、今は町外でも再び河合町に住んでもらう契機となるために、同窓会の開催の周知を支援します。

	・町民はもとより、町外で暮らす町出身の方々が河合町の魅力を改めて感じていただく契機づくりを目的に、官民一体型のふるさと回帰を主眼としたイベントの開催を推進します。【再掲】
② 魅力増進のための整備 11 住み続けられる まちづくりを 12 つくる責任 つかう責任	・町公式ホームページの情報の充実に努めます。 ・SNS や動画配信を通じて、若い世代への情報のリーチを図ります。 ・産官学の連携による魅力の増進を図ります。 ・体験型や特産品をはじめとしたふるさと納税返礼品の品目増加を図ります。 ・町公式キャラクターすな丸グッズの開発等、ゆるキャラを活用した魅力の発信に努めます。 ・観光を通じて町を訪れるきっかけづくりを推進します。 ・埋蔵文化財の記録の作成、保存に必要な資料を得るために行う発掘調査及び発掘された遺物の保存整理を行い、魅力発信につなげます。 ・史跡ナガレ山古墳等維持管理を適正に行い、文化財の価値（魅力）の維持増進に努めます。【再掲】 ・河合町指定無形民俗文化財である「廣瀬神社の砂かけ祭」の保存継承を図るとともに、祭事実行のための支援及び文化財の魅力を県内外に発信し、町の観光力の向上と活性化を図ります。【再掲】 ・史跡大塚山古墳群の保存整備を進め、文化財としての価値と魅力の増進を図ります。

施策の方向に関する指標

指 標	参考値（年度）	目標値（R11 年）
すな丸出動回数	2 5 （R 5）	4 0
ふるさと納税返礼品提供事業者数	1 9 （R 5）	2 4
河合町御墳印販売数	9 0 5 枚（R 5）	1, 0 0 0 枚



すな丸

基本方針 5	多様な産業の育成と地域ブランド化の推進による活力づくり
施策の方向 21	農産物等ブランド化の推進

現状と課題

- ・ 農業者の高齢化による担い手不足、遊休農地の増加等が深刻な問題になっています。
- ・ 農地利用の最適化に向けた活動を推進しています。
- ・ 遊休農地の利活用として、農業に興味を持つ人に農作業体験の場を提供し、農業技術の取得、新規就農者の掘り起こしなどの活動を推進しています。荒廃農地の解消、町民交流や生きがいづくりにも寄与しています。
- ・ 特産品としているブドウは後継者不足や事業閉鎖で将来性が安定しない状況にありますが、他の特産品として、地元生産者と連携して「大和の黒豆 “KAWAI BLACK”」の栽培促進に取り組み、加工品の開発などを推進しています。
- ・ 河合町で栽培された農産物と和歌山県すさみ町の花産物の直売を通じて、町民同士の交流がきっかけで始まり、現在では民間交流から自治体交流となり、商工会、福祉団体等も参加し、子どもからお年寄りまで世代を超えて楽しめる産直市を開催しています。

施策の方向

ブドウなどの特産物の品質向上と安定生産に努め、活気ある稼ぐ農業の実現を目指し、農産物のブランド化の推進と販路拡大を図ります。

主な取組

主な取組	取組の概要
① 特産品の開発 	・ 農業者の高齢化による担い手不足、遊休農地の増加等の問題に対し、新規就農者の発掘と育成及び農業委員会を中心に農地利用の最適化の活動を推進します。 ・ 農地中間管理機構と連携し、企業等の参入支援や農地の斡旋などの活動を推進します。 ・ ふるさと納税の一層の推進のため、多方面への情報発信の強化及び返礼品の新規開拓を含めたラインナップの充実を図ります。 ・ 地元生産者と連携して「大和の黒豆 “KAWAI BLACK”」の栽培促進に取り組み、加工品の開発などを推進します。【再掲】 ・ 稲作に替えて野菜等への転作を奨励し、地元生産者と連携して特産品の開発を促進します。

② 販路拡大の推進



- ・ 地場産野菜の学校給食への食材を提供するほか、農産物直売所での販売などを通して、地産地消を推進します。
- ・ 農業体験事業やふるさと納税（返礼品）などを積極的に活用し、農産物（特産品）のPRと販路拡大を支援します。
- ・ 産直市の運営と連携団体の拡大を図り、まちの賑わいづくりを推進します。【再掲】

施策の方向に関係する指標

指 標	参考値（年度）	目標値（R11 年）
耕作放棄地率	16.8%（R5）	16.8%
農作業体験参加人数	38名（R5）	50名
産直市来場者数	8,000人（R5）	10,000人
特産品開発数・河合ブランド認定数	1件（R5）	3件



和歌山県すさみ町との協定締結式



産直市



大和の黒豆 KAWAI BLACK

基本方針 5	多様な産業の育成と地域ブランド化の推進による活力づくり
施策の方向 22	デジタルの力を活かしたスマート農業への取組と次世代後継者の育成・確保

現状と課題

- ・ 農業者の高齢化による担い手不足が深刻化しており、耕作放棄地が拡大している状況です。こうした状況に歯止めをかけ、緑豊かな田園・集落景観を保全していくために、新規就農者の発掘及び育成、企業等による外部からの参入、デジタル技術の活用等を図り、時代の要請に応じた持続的な農業・農村環境の構築を図ることが求められています。

施策の方向

IT 技術や AI、IoT を活用して農業の効率化と生産性向上を図る新しい農業の形態であるスマート農業を目指します。

主な取組

主な取組	取組の概要
① 生産基盤の保全・整備  	・ 遊休農地の発生防止・解消活動として、農地の利用状況調査（農地パトロール）及び遊休農地の所有者へ意向調査を実施し、農地利用の最適化（担い手の集積、遊休農地解消、新規参入促進など）を推進します。 ・ 地域の農地を残し農業を続けていくために、耕作者の特定を目的とする農業経営基盤強化のための地域計画策定を進めます。 ・ IT 技術や AI、IoT などの先進技術を利用して農業の効率化と生産性の向上を目指すスマート農業の取組を推進します。 ・ 農作物の付加価値を高め、収益性の高い農業の実現に向け、農業の 6 次産業化や農商工連携の取組を推進します。
② 担い手・経営体制の強化  	・ 荒廃農地を活用して、農業体験等を実施し、就農希望者の発掘及び移住定住の促進を図る「たんぼの楽耕」を推進します。 ・ 担い手の確保や経営体制の強化のために、労働生産性や収益性の向上に繋がるスマート農業の推進を図ります。

施策の方向に関する指標

指 標	参考値（年度）	目標値（R11 年）
新規就農者数	3 人（R 5）	5 人
遊休農地の利用意向調査発送件数	6 4 件（R 5）	6 4 件
スマート農業取組経営体数	0 （R 5）	1



たんぼの楽耕（田植え体験）



たんぼの楽耕参加者



収穫体験

基本方針 5	多様な産業の育成と地域ブランド化の推進による活力づくり
施策の方向 23	商工業の振興

現状と課題

- ・本町における事業所の大半は小規模事業所であり、大企業に比べて経営基盤が弱く、人材育成や資金調達面で厳しい環境にあります。
- ・人口減少に歯止めをかけ、町の経済活力を維持するためには、事業所の経営基盤を安定化させ、魅力的な雇用の創出が必要であり、事業者支援を行う商工会との強力な連携のもとに技術革新やD Xへの対応、後継人材の育成や販路拡大などの支援を進める必要があります。
- ・魅力的な雇用の創出のためには新たな企業誘致も必要です。
- ・令和2年2月に南都銀行と地方創生について連携協定を締結したことで、当該銀行がもつネットワークを駆使した起業家とのマッチングが図られ、起業家とのコンタクトを通して、起業家の誘致や起業応援などに取り組んでいます。

施策の方向

既存産業の経営の安定化を図るとともに、魅力的な雇用創出のために新たな企業の誘致、夢を叶える町として起業家に対する支援を行い、地域産業の活性化を図ります。

主な取組

主な取組	取組の概要
① 既存産業の振興 	・地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている町内の小規模事業者に対し、商工会と連携して事業所の経営改善・経営安定化に向けた様々な支援を行います。
② 企業誘致、創業・起業家支援 	・魅力的な雇用創出のため企業誘致を進めます。【再掲】 ・南都銀行との連携による企業・起業家マッチングを活用して、新たな企業の誘致とともに起業家を発掘し創業支援を進めます。
③ 産業基盤の整備  	・企業の誘致に向けて受け皿となる産業団地造成を進め、進出企業のニーズに応じた各種支援策を創設します。【再掲】

④ 雇用環境の整備



- ・子育て世代が仕事と育児を両立できるよう安定した雇用機会の提供と、ワーク・ライフ・バランスに配慮した就労環境づくりを支援します。
- ・雇用条件や就労環境の安定化に対する支援を行うとともに、職業訓練の充実や勤労者福祉の推進を図るなど、安定した雇用の創出を目指します。

施策の方向に関係する指標

指 標	参考値（年度）	目標値（R11 年）
創業希望者向けセミナー受講生数	23 人（R5）	30 人
中小企業のセーフティネット保証制度による認定件数	7 件（R5）	5 件
事業所数	493 （R5）	550
従業者数	4,400 人（R5）	5,000 人
製造業出荷額（百万円）	28,124 （R5）	35,000
商業販売額（百万円）	29,894 （R5）	35,000



KAWAI 笑音フェス



商工会によるお楽しみ抽選会

基本方針 6	町民協働と健全な行財政運営
施策の方向 24	町民・事業所・団体・行政等の協働の推進

現状と課題

- ・多彩な学びの提供を目的に、大学などの教育関連機関との連携を推進しています。町政に関わる委員会等に大学講師や教授が参加したり、学生と町職員が交流して地域課題の解決に向けて協議したりしています。西大和学園との連携では、同学園主催の事業を町が後援したり、町の各種イベントや行事に同学園生徒がボランティアとして参加したりする等の活動を行っています。
- ・民間企業・大学・各種団体等、幅広く連携協定を結んでいます。連携協定に基づく取組を継続的に進めていくとともに新たな課題や町の魅力向上に繋がる連携を積極的に進めていくことが求められています。

施策の方向

ボランティアやNPO活動に対する支援を行うとともに、行政への町民参画や官民連携を推進するなど、町民・民間・団体と行政が一体となった協働のまちづくりを目指します。

主な取組

主な取組	取組の概要
① NPO・ボランティア活動の推進 	・地域力の向上を目指し、町のキャラクターすな丸とともに、町民が主役の自主的なまちづくりを目的として、河合パートナーフェロー（ボランティア）の輪の拡大を図ります。 ・令和5年4月に施行された「河合町まちづくり自治基本条例」の具体化に向けて、「(仮称) 協働のまちづくり推進計画」の策定を図り、協働のまちづくりを推進します。
② 行政への町民参画の推進 	・町民の意向を町政に活かすため、地域住民と行政との対話の場としてタウンミーティングの実施を推進します。 ・主な計画の策定、推進、進捗状況について、町民と行政が適宜協議し、協働して進めていく体制の充実を図ります。

③ 官民協働の推進



- ・官民連携の幅（分野）を広げ、関係を強化し、地域課題の解決に向けて官民協働で取り組む体制づくりを推進します。

施策の方向に関係する指標

指 標	参考値（年度）	目標値（R11 年）
タウンミーティング開催回数	1 回（R 6）	2 回
各種団体との連携協定数	3 件（R 4）	4 件



まちづくり自治基本条例推進委員会



（株）ヒラノテクシードとの協定締結式



町民ワークショップ（協働のまちづくり）



西大和学園の学生によるボードゲーム大会

基本方針 6	町民協働と健全な行財政運営
施策の方向 25	人権尊重・男女共同参画の推進

現状と課題

- ・複雑・多様化する社会において、全ての人々の人権が尊重される心豊かな社会を築くため、町民一人ひとりが人権問題を身近な問題として捉え、家庭・地域・学校・職場などが連携して課題の解決に取り組むことが必要です。
- ・各種施策の推進により、家庭や地域において男女共同参画は着実に進展しているものの、固定的な性別役割分担意識や男女の不平等感がまだ根強く残っています。
- ・多くの分野において、方針決定過程への女性参画の比率が未だ低い状況にあり、男女共同参画社会づくりに向けた更なる取組が求められています。
- ・働きたい女性が、仕事と子育て・介護等の両立ができる就労環境整備を図ることが必要です。
- ・女性の就業率が高い状況で、女性が多くの家事や育児、介護を担っている現状があります。
- ・社会環境の変化に伴い、子どもや高齢者に対する虐待、学校におけるいじめ問題、配偶者等からの暴力（DV）、特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動、インターネットを悪用した人権侵害などが大きな社会問題となっています。
- ・性的少数者（LGBTQ）への偏見等の解消に向け、正しい理解が求められています。

施策の方向

あらゆる暴力や差別の根絶に向けて、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを目指します。また男女共同参画の意識の醸成やワーク・ライフ・バランスの推進を図るなど、一人ひとりが生き生きと安心して暮らせるまちづくりを進めます。

主な取組

主な取組	取組の概要
① 人権が尊重される社会の実現 	・あらゆる人権問題への正しい理解と認識を深め、差別をなくす意欲と実践力を高めるため、差別をなくす強調月間の取組として町民集会の開催等を推進します。 ・人権が尊重される社会の実現に向けて、DV問題等電話相談窓口の設置、葛城人権擁護委員協議会との連携、人権擁護委員の活動支援などを図ります。 ・町内の保育所・認定こども園・小中学校において、保育教諭及び教職員の人権教育の取組の深化を図るため、人権教育研究会を支援します。 ・基本的人権を確立し、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消をめざして人権教育を推進するため、人権教育推進協議会

	の活動支援や各種団体との連携強化を図ります。
② 男女共同参画の推進  	・男女がそれぞれの個性と能力を発揮するため、家庭・地域・学校・職場などにおいて、固定的な性別役割分担意識を見直し、互いの人権を尊重し協力して生きるまちづくりの啓発を推進します。 ・家庭においては、性別に関わりなく主体的に家事や育児、介護に参加するよう啓発を推進します。 ・審議会等への女性委員の積極的登用や行政における女性管理職登用など、町の施策・方針決定過程において、女性の意見が反映されるよう努めます。
③ ワーク・ライフ・バランスの推進   	・男女ともワーク・ライフ・バランスが取れた生き方ができるよう啓発を進めるとともに、育児・介護に関するきめ細かな施策やサービスの展開を図ります。
④ あらゆる暴力の根絶 	・DVを決して許さない意識啓発に取り組むとともに、関係機関との連携により相談体制、保護の充実に努めます。

施策の方向に関係する指標

指 標	参考値（年度）	目標値（R11 年）
人権教育研究会会員数	151人（R6）	150人
人権教育推進協議会事業の参加者総数	357人（R5）	400人
役場における女性管理職の割合	16%（R6）	30%
「差別をなくす町民集会」参加総数	106人（R6）	300人



人権教育推進事業
（人権教育推進協議会総会）



差別をなくす町民集会



人権啓発ポスター展示

基本方針 6	町民協働と健全な行財政運営
施策の方向 26	D X 推進による行財政運営の最適化

現状と課題

- ・厳しさを増す財政状況の改善に向けて、「財政健全化計画」を見直し、令和4年度から令和8年度までの5年間で「集中取組期間」として定め、より一層の歳入確保と歳出削減に取り組んでいます。
- ・「自治体DX推進計画」に基づき行政手続のオンライン化を進めています。行政事務においては、デジタル化、ペーパーレス化による経費削減や事務処理の迅速化に取り組み、オンライン申請や電子決済等による住民サービスの向上に向けた取組も進めています。
- ・デジタル化を推進する上で、職員のデジタルスキルやITリテラシー（使いこなす能力）が必要であり、職員のスキルアップに向けた取組が求められています。
- ・情報セキュリティやプライバシー保護対策の強化とともに、デジタル化の恩恵を享受できない高齢者等の町民に対する支援なども求められています。
- ・事務量が増加している中、職員定数を管理しスリムな組織運営が求められており、このような現状に対応するには、AI・RPA（Robotic Process Automation）などの技術を活用し、人手で行なっている単純作業を削減させ効率化を図る必要があります。

施策の方向

町政情報や町民生活に必要な情報の公開により開かれた町政を推進するとともに、行財政運営の健全化や公共施設の効率的な運営、職員の育成を図るなど、効率的かつ効果的な行財政運営を目指します。

Society5.0時代の到来に向け、個人情報保護などセキュリティに配慮しつつ、行政サービスのデジタル化を推進します。また、市民がデジタル化のメリットを享受できるよう、デジタル活用支援を行い、情報格差の解消に努めます。

主な取組

主な取組	取組の概要
① 開かれた町政の推進 	・町政に関する情報や町民生活に必要な情報などを公開するとともに、各種審議会や委員会については、会議の公開及び会議要録の公表に努めます。 ・財政状況や健全化判断比率などの財政指標を各種広報媒体などにより公表します。 ・中期財政見通しを毎年度改訂し、将来の財政指標の推移を公表します。

	・個人情報の取り扱いについて、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益の保護に努めます。
② 効率的な自治体運営の推進 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に	・国の策定する標準仕様に準拠した情報システムの活用により、一人一人のニーズに合ったきめ細かなサービスを効率的に提供し、町民満足度の高い多様性に富んだ社会の実現を推進します。 ・行政関与の必要性、費用対効果、市民満足度の総合的な観点から、補助金等の見直しや受益者負担の適正化を図ります。 ・ふるさと納税やクラウドファンディングの活用などによる収入の確保に努め、行財政基盤の強化を図ります。 ・未利用の公有財産については、民間事業者等への売却・譲渡、一時貸付などにより、有効活用を図ります。 ・滞納整理を徹底し、迅速な滞納処分に努め、滞納繰越分の圧縮・不納欠損額の圧縮・徴収率の向上に取り組みます。
③ 職員の育成 4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も	・不正やミスを早期に発見し、影響の有無を見極め、適切に是正することや、公務員倫理等のコンプライアンスの向上を図ることを目的に、職員研修計画に基づき新採教養研修と中堅職員への公務員倫理研修等の継続的实施を推進します。

施策の方向に関する指標

指 標	参考値（年度）	目標値（R11 年）
税金の徴収率	98.50%（R5）	98.80%
ふるさと納税受入件数	1,697件（R5）	2,200件



職員研修



若手職員コンシェルジュ研修

基本方針 6	町民協働と健全な行財政運営
施策の方向 27	広域連携、広域行政の推進

現状と課題

- ・北葛城郡 4 町が連携し、ほっかつエリアの移住定住や魅力発信につながる広域連携推進事業として『御墳印帖プロジェクト』に取り組んでいます。ほっかつエリアの歴史的魅力を軸として、東京でのPRと古墳巡りツアーなどのイベントを4町で実施し、関係人口の増加に繋がる成果をあげています。
- ・自治体の情報システムを共同利用することで、業務の標準化・共通化が図られ、スケールメリットによる費用削減、担当職員の負荷軽減などが実現します。本町では近隣7市町で平成22年度より自治体クラウドによる基幹システムの共同化に取り組んでいましたが、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行されたことに伴い、国の策定する標準仕様に準拠したシステムをガバメントクラウドで利用することで更なる標準化・共同化の推進が求められています。
- ・奈良県下の10市町村（大和高田市、天理市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、広陵町、上牧町、河合町）で、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同して行うことを目的として、平成28年4月1日に「山辺・県北西部広域環境衛生組合」が発足され、この中で河合町は現在「可燃ごみ」のみの処理に参加しています。

施策の方向

広域連携を強化し、スケールメリットを活かして行政の効率化や地域の活性化を図ります。

主な取組

主な取組	取組の概要
① 広域連携事業の推進 	・ほっかつエリアの歴史的魅力を軸とする情報発信とイベントの企画・開催などを北葛4町協働で推進し、地域全体の魅力の向上を図るとともに、関係人口の拡大、移住定住につなげていきます。 ・WEST NARA（広域観光推進協議会）との広域連携により、奈良県北西部のスケールメリットを活かした観光・商工の振興を推進します。【再掲】 ・県営馬見丘陵公園について、魅力の向上を図るため、県並びに関係する近隣市町と連携して、共同イベントの開催や観光情報の発信、広域観光ルートの整備などの具体化を推進します。

② 広域行政の推進



- ・可燃ごみの処理について、経済性や効率性を勘案し2市7町1村の共同処理広域化により施設整備を推進します。【再掲】
- ・山辺・県北西部広域環境衛生組合へのごみの搬入には大型車両が必要となるため、ごみ積替施設の整備を安堵町・広陵町・河合町の3町共同処理広域化により推進します。【再掲】
- ・有事に迅速に対応し町民を守るために、広域連携（奈良県広域消防組合）のメリットを活かし、必要となる消防施設の整備・維持管理を図ります。【再掲】
- ・安定的かつ継続的に水道事業を運営するため、水道事業統合によるスケールメリットを生かした効率的な運用を行い、健全経営に努めます。【再掲】
- ・「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」施行に伴い、国の策定する標準仕様に準拠した基幹システムをガバメントクラウドで運用し、標準化を推進します。

施策の方向に関係する指標

指 標	参考値（年度）	目標値（R11 年）
ほっかつ魅力発信イベント開催回数	2 回（R 5）	3 回
ほっかつ4 町御墳印販売数	2, 0 1 6 枚（R 5）	2, 2 0 0 枚



北葛城郡4町におけるシェアサイクル協定締結式



北葛城郡消防パレード

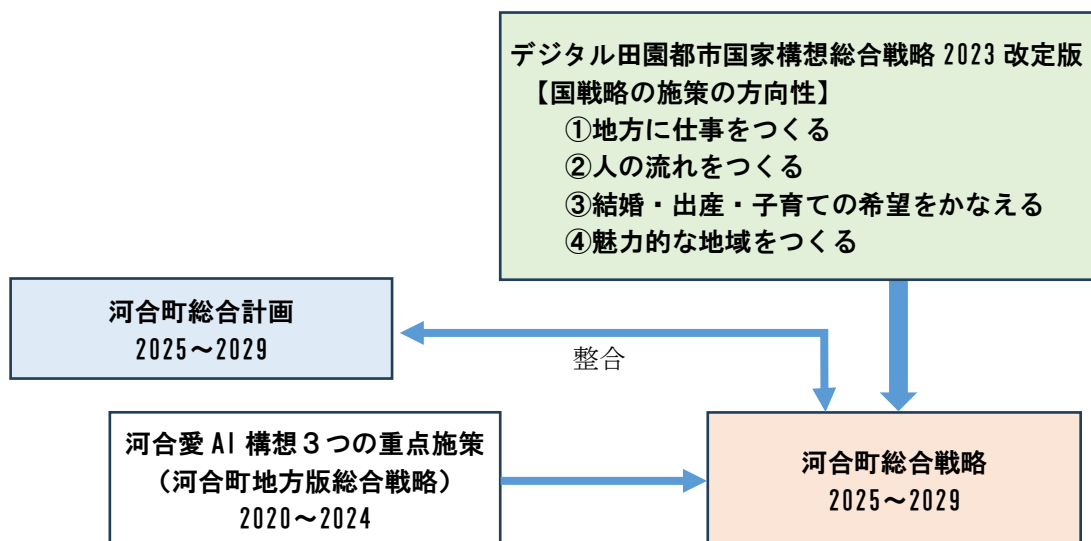
第4章 総合戦略

1 戦略の位置づけと計画期間

(1) 戦略の位置づけ

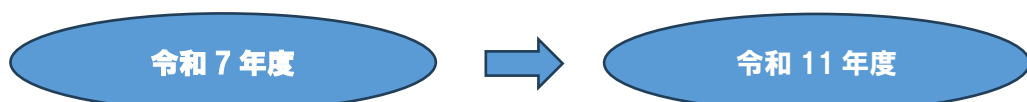
人口減少が常態化している中で、河合町の将来像「みんなが輝く活力あふれる河合町～豊かさと幸せを実感できるまちづくり～」を実現していくためには、町民生活、地域経済、財政運営に大きな影響を及ぼす人口減少を抑制する取組が何よりも重要です。人口減少対策としての国の総合戦略には4つの施策の方向性が掲げられており、地方においてもこの方向性に沿った取組が求められています。

この4つの施策の方向性の視点から、前節の基本計画に掲げた施策のうち、今後、5か年で特に重点的かつ優先的に実現すべき施策を分野横断的に組み合わせた総合戦略プロジェクトとして位置づけ、それに関わる各事業の着実な進捗に努めます。



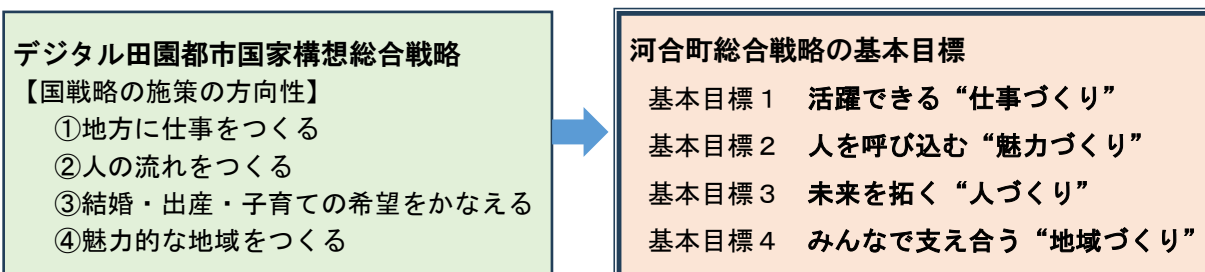
(2) 計画期間

本戦略の計画期間は、河合町総合計画を前提としつつ、国・県の総合戦略との整合に留意して、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5年間とします。



2 総合戦略の基本目標

河合町総合戦略の基本目標は、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略の施策の4つの方向性を踏まえ、以下のように設定します。



基本目標1 活躍できる“仕事づくり”

- ・既存産業のDX化等を支援し経営の安定と強化・発展を図るとともに、産業適地の整備による企業誘致を進め、町内における就労人口の増加に努めます。
- ・商工会や金融機関との連携により、創業者、新分野への進出企業等に対する支援を図り、個人の起業、中小企業の第二創業、事業継承等を推進し、女性や高齢者、外国人等、誰もが活躍できる多様な就労機会の拡大を図ります。
- ・農業における担い手確保、生産性向上に向けてデジタル技術を活用したスマート農業の普及を図り、6次産業化・ブランド化による高付加価値化を推進し、若者世代が魅力を感じる産業への脱皮を目指します。
- ・都会からの移住者がスキルを活かせる仕事づくり、子育て世帯が安心して働ける職場環境づくりに努めます。

基本目標2 人を呼び込む“魅力づくり”

- ・広域観光ルートの整備や歴史的な資源を活かした観光の充実とともに、地域の伝統的な祭りやイベントへの交流人口・関係人口の関わりを支援し、地域活力の維持・増進と魅力づくりを推進します。
- ・公共交通網による通勤・通学の利便性を活かし、人口流出を抑制するとともに、比較的安価な土地価格、良好な教育環境などをPRする等により移住施策の促進を図ります。
- ・緑豊かな自然環境や歴史的資源を活かしながら、生活環境の充実に努めるとともに、中心市街地の活性化を図り、若者や女性にとって魅力あるまちづくりを推進します。

基本目標3 未来を拓く“人づくり”

- ・若者の出会い・交流を推進するとともに、結婚・妊娠・出産・子育て・進学・就職までの一貫した支援を強化し、若者の結婚・出産・子育ての希望をかなえます。
- ・確かな学力と豊かな人間力を育む教育環境の充実に努めるとともに、ふるさとへの愛着心

を育てる体験教育等に取り組むことで、ふるさとへの想いを強く持ちつつ未来を拓き、河合町の将来を担う人づくりを推進します。

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現等により、若者・女性の能力や感性を最大限活かした経済活動を促進します。

基本目標4 みんなで支え合う“地域づくり”

- ・国土強靱化の推進と地域住民同士の支え合いにより、安全で安心して暮らしていける生活環境の整備を図ります。
- ・地域医療・福祉の充実等、地域包括ケアシステムの深化・推進を図りながら、地域とともに創っていく地域共生社会の実現を目指します。
- ・広域連携事業を推進し、圏域全体の経済成長や生活関連機能サービスの向上を図ります。

総合戦略の体系（基本目標と具体的な施策）

基本目標	具体的な施策
1 活躍できる “仕事づくり”	1) 地場産業の活性化
	2) 企業誘致と起業・創業支援
	3) 農業の生産性向上と経営の安定化
	4) 雇用環境の整備
2 人を呼び込む “魅力づくり”	1) 良好な住環境づくりと移住・定住への支援
	2) 観光の振興
	3) 町の魅力づくりと魅力の発信
3 未来を拓く “人づくり”	1) 結婚・妊娠・出産・子育て・進学・就職までの切れ目ない支援
	2) 郷土愛にあふれる豊かな心を育む環境の充実
	3) 若者・女性・高齢者の社会・経済活動の促進
	4) 生涯現役の地域づくり
4 みんなで支え合う “地域づくり”	1) 安全・安心な地域づくり
	2) 町民主体の地域づくり
	3) 地域・広域連携の推進

3 具体的な施策・事業

基本目標1 活躍できる“仕事づくり”

(1) 基本的方向

- ・地場産業を活性化し競争力強化・発展を図るとともに、産業適地整備による新たな魅力ある産業・事業所の誘致
- ・農林業の生産性向上、担い手確保、魅力創出のため、デジタル技術を活用したスマート農業の推進と、生産品を活かした6次産業化・ブランド化による高付加価値化の推進
- ・女性や高齢者、外国人等、誰もが活躍できる多様な雇用機会の拡大と就労環境の整備

(2) 目標値

	現状値（年度）	目標値（R11年）
事業所数（事業所）	493（R5）	550
従業者数（人）	4,400（R5）	5,000

(3) 具体的な施策・事業

1) 地場産業の活性化

地場産業の活性化を図るため、企業による商品開発やブランド化への支援、販路拡大に向けた支援、中小企業への金融対策やDX化への支援を充実し、経営の安定と強化を図ります。

■重要業績評価指標(KPI)

指標名	現状値（年度）	目標値（R11年）
製造業出荷額（百万円）	28,124（R5）	35,000
商業販売額（百万円）	29,894（R5）	35,000

■主な事業

事業名	事業概要
① 商工会支援事業	地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている町内の小規模事業者の経営の安定と発展を目指すため、商工会が行う経営改善発達事業、地域振興の活性化事業に対し支援します。

2) 企業誘致と起業・創業支援

若者や女性に魅力のある仕事を新たに創出するため、産業適地の整備と合わせて企業誘致を推進します。また商工会や民間金融機関との連携により、創業者、新分野への進出企業等に対する支援情報を提供し、個人の起業、中小企業の第二創業、事業継承等を推進します。

■重要業績評価指標(KPI)

指標名	現状値(年度)	目標値(R11年)
事業所数	493 (R5)	550
従業者数	4,400人(R5)	5,000人
創業希望者向けセミナー受講生数	23人(R5)	30人

■主な事業

事業名	事業概要
① 商工会支援事業 【再掲】	地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている町内の小規模事業者の経営の安定と発展を目指すため、商工会が行う経営改善発達事業、地域振興の活性化事業に対し支援します。
② 産業団地造成と企業誘致事業	産業適地の選定と団地造成を進め、企業の誘致を図ります。

3) 農業の生産性向上と経営の安定化

デジタル技術を活用したスマート農業の普及を推進し、若者が農業に参入しやすい職場環境づくりや6次産業化等により農業所得の向上、経営の安定化を図ります。

■重要業績評価指標(KPI)

指標名	現状値(年度)	目標値(R11年)
特産品開発数・河合ブランド認定数	1 (R5)	3
新規就農者数	3人(R5)	5人

■主な事業

事業名	事業概要
① 特産品開発事業	地元生産者と連携して「大和の黒豆“KAWAI BLACK”」の開発を促進し、加工品開発、ふるさと納税の返礼品への活用検討などに取り組みます。
② 農地利用最適化事業	農業委員会法に基づき義務付けされた農地利用の最適化(担い手の集積、遊休農地解消、新規参入促進など)を推進します。
③ たんぼの楽耕事業	荒廃農地を活用した農業体験活動への参加者と農村集落との交流等を通じ、利便性の高い都市近郊型農業を認識していただくこと

	で、就農希望者の発掘及び移住定住の促進を図ります。
④ 新たな農業推進事業	I T技術やA I、I oTなどのデジタル技術を利用して農業の効率化と生産性の向上を目指すスマート農業の取組を推進します。

4) 雇用環境の整備

女性や若者、障がい者、外国人など多様な人材が働きやすい環境づくりを支援するとともに、ワーク・ライフ・バランスや多様で柔軟な働き方等を啓発することで、雇用環境の向上を図ります。

■重要業績評価指標(K P I)

指標名	現状値 (年度)	目標値 (R11 年)
こども園児童数	2 2 7 名 (R 6)	2 3 3 名

■主な事業

事業名	事業概要
① ワーク・ライフ・バランスの推進	男性の育児休業取得の推進など、事業所によるワーク・ライフ・バランスの取組を促すために、情報提供や講座の実施などを通じて普及啓発を図ります。

基本目標２ 人を呼び込む“魅力づくり”

（１）基本的方向

- ・若者や女性にとって魅力あるまちづくりの推進
- ・緑豊かな自然景観や史跡等の地域資源を巡る観光の推進
- ・地域の伝統的祭りやイベントへの交流人口・関係人口の関わりの支援
- ・通勤・通学の利便性や美しい自然と歴史文化が身近にある暮らしの魅力発信

（２）目標値

	現状値（年度）	目標値（R11年）
人口の社会増減数（人）	－１３（R５）	１０
観光客入込数（人）	約１７,５００（R５）	２５,０００

（３）具体的な施策・事業

１）良好な住環境づくりと移住・定住への支援

移住・定住の拡大につなげるための居住環境の美化・整備とともに、各種支援制度、住宅・就業・生活に関する情報提供の充実を図り、若者の転出抑制とU I Jターンを促進します。

■重要業績評価指標（K P I）

指標名	現状値（年度）	目標値（R11年）
公園を利用したイベント等の開催	３回（R６）	１０回
民間住宅リフォーム助成件数	１１件（R６）	１０件

■主な事業

事業名	事業概要
① 緑化推進事業	緑化思想の啓発と高揚を図るとともに河合町の緑化の推進活動に対して支援します。（緑化ポスターコンクール・緑化植栽活動・緑化講習会 等）
② 街路樹維持管理事業	緑化機能維持向上及び安全な道路空間確保に向けて、剪定や薬剤散布等、街路樹の機能維持及び管理のための整備を行います。
③ 馬見丘陵公園連携事業	県営馬見丘陵公園について、魅力の向上を図るため、県並びに関係する近隣市町と連携して、共同イベントの開催や観光情報の発信、広域観光ルートの整備などの具体化を推進します。
④ 空家対策事業	公民連携による空家等の利活用の促進や、管理不全空家等に対する対応や予防等の取組を推進し、地域の生活環境の保全を図ります。

⑤ 町内巡回ワゴン運行事業	町民の買い物や通院、公共施設への移動手段を確保するため、町内を巡回するワゴン車「すな丸号」を運行します。
⑥ 「すむ・奈良・ほっかつ」事業	北葛城郡4町の広域連携によって各町の行政運営をより効率的にし、また当地域全体の魅力向上を図るために、課題の調査、研究及び連絡調整等について4町協働で推進します。

2) 観光の振興

郷土愛の醸成及び観光振興の促進を目的に、文化財や県営馬見丘陵公園を活かした観光PRの効果的な発信を行い、“ランドマーク”となる観光の拠点づくりを進めます。

■重要業績評価指標(KPI)

指標名	現状値(年度)	目標値(R11年)
観光ボランティアガイド利用者数	400人(R5)	700人
砂かけ祭来場者数	4000人(R5)	4,500人

■主な事業

事業名	事業概要
① 広域観光推進事業	WEST NARA(広域観光推進協議会)との広域連携により、奈良県北西部のスケールメリットを活かした観光・商工の振興を推進します。
② ナガレ山古墳等維持管理事業	古墳の草刈など文化財の適正な維持管理を行います。
③ 指定文化財保存活用事業	河合町指定無形民俗文化財で民俗学的にも重要な「廣瀬神社の砂かけ祭」の保存継承を図ります。また、祭事実行のための支援及び文化財の魅力をチラシやポスター、町の広報やHP、SNS等を通じて県内外に発信し、町の観光力の向上と活性化を図ります。
④ 大塚山古墳群保存整備事業	史跡大塚山古墳群の公有化(大塚山古墳は令和5年度公有化完了)に伴い、令和5年度に策定した整備基本計画を基に用地買収及び整備基本設計を行い、古墳群の保存整備を推進します。

3) 町の魅力づくりと魅力の発信

河合町の魅力を広く伝え、郷土に対する町民の誇り（シビックプライド）の醸成に努め、イベント等を通じてかわいファンの獲得を目指し、関係人口・交流人口の拡大を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値（年度）	目標値（R11年）
SNS（LINE, Facebook, Instagram）等のフォロワー数	3,300（R6）	6,000
河合町ホームページへのアクセス数	75,000（R5）	80,000

■主な事業

事業名	事業概要
① 河合ふるさとの日事業	町民はもとより、町外で暮らす町出身の方々が河合町の魅力を改めて感じていただく契機となるよう、ふるさと回帰を主眼とするイベントを官民一体で開催します。
② 町の魅力発信事業	郷土愛の醸成、移住・定住の促進を図るため、町の歴史や文化財等の魅力を町内外へ発信します。
③ ふるさと納税の推進・強化事業	ふるさと納税の一層の推進のため、多方面への情報発信の強化及び返礼品の新規開拓を含めたラインナップの充実を図ります。

基本目標3 未来を拓く“人づくり”

(1) 基本的方向

- ・若者の出会いから結婚・妊娠・出産・子育て・進学・就職までの一貫した支援の強化
- ・教育環境の充実とともに、ふるさとへの愛着や誇りを醸成する体験機会の強化
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現、若者・女性の能力や感性を最大限活かした経済的活動と男女共同参画の推進

(2) 目標値

	現状値（年度）	目標値（R11年）
学校教育活動に係るボランティア人数（登下校の見守り、除草作業、放課後の体験・学習支援、図書室の整備等）	383人（R5）	400人
図書館貸出冊数	61,820冊（R5）	65,000冊

(3) 具体的な施策・事業

1) 結婚・妊娠・出産・子育て・進学・就職までの切れ目ない支援

安心して子どもを産み育てることができるよう、母子保健や子育て支援サービスの充実など、妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援を行うための体制の充実を図ります。

■重要業績評価指標(KPI)

指標名	現状値（年度）	目標値（R11年）
放課後子ども教室の登録児童数	25人（R5）	30人
すこやかサポート事業（利用者数）	69名（R5）	80名

■主な事業

事業名	事業概要
① 子ども家庭センター事業	妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、それぞれのステージに対応した支援プランの策定や地域の保健医療福祉機関との連絡調整を行うなど、妊娠初期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供します。
② 放課後児童対策事業	昼間に保護者のいない家庭の小学校児童の健全な育成指導を行います。
③ こども園運営事業	小学校就学前の子どもに対する保育、教育、並びに保護者に対する子育て支援等の総合的な支援サービスの提供を行います。
④ 高等学校等進学支援事業	経済的理由によって進学が困難な生徒に対して、その進学に必要な費用の一部について支度金を給付し、進学機会の拡大を図ります。

⑤ 放課後子ども教室推進事業	放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保するため、地域の大人が子どもとともにやる勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施します。これにより、子どもが地域社会の中で健やかに育まれる環境づくりを推進します。
----------------	---

2) 郷土愛にあふれる豊かな心を育む環境の充実

家庭・学校・地域が一体となり、ふるさと教育、体験学習、町民大学、芸術文化活動を推進し、子どもたちの健やかな育成とふるさとへの愛着の醸成を図ります。

■重要業績評価指標(KPI)

指標名	現状値(年度)	目標値(R11年)
町民大学受講者数	356人(R5)	400人
公民館利用者数	23,095人(R5)	25,000人

■主な事業

事業名	事業概要
① 老人クラブ活動支援事業	高齢者の健康増進・生きがい対策の一環として、町内にある老人クラブ12支部について相互の融和を図り健全な発展を推進します。
② 学習支援事業(心の交流センター)	習いごとを通して生活に潤いと憩いを取り入れ、生きることの喜びを体得することをもって、生活の向上と地域福祉の増進を図ります。
③ 親と子の体験教室事業	親と子のふれあう機会や他の家族との交流を図り、自然体験やものづくりなどにより子どもの知的好奇心を刺激するとともに、そこで生じる疑問を協力して解決することで、社会性や協調性の向上につなげます。
④ かわい寺子屋教室事業	年齢・学年の異なる子どもたちが協力し合い、また地域住民の協力を得ながら、世代間交流や自然体験などの体験を通して心の豊かさを育みます。
⑤ 河合町民大学事業	町民が現代社会を健康で有意義に生きるため、生活課題や地域課題について自ら学び、習得した知識や技能を町づくりに活かすことができる人材の育成を目的に、町民の学ぶ機会を提供します。
⑥ 西大和学園連携事業	西大和学園主催の公開講座の後援や生徒が企画したイベントへの支援、生徒の町イベントへのボランティア参加などの協働活動を推進します。

3) 若者・女性・高齢者の社会・経済活動の促進

働く意欲のある高齢者や若者の就労支援や女性の活躍できる環境整備を促進します。

■重要業績評価指標(KPI)

指標名	現状値(年度)	目標値(R11年)
シルバー人材センター登録者数	100名(R5)	100名
役場における女性管理職の割合	16%(R6)	30%

■主な事業

事業名	事業概要
① シルバー人材センター支援事業	町内に住むおおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方に、自分の持っている能力を活用して生きがいの充実や社会参加を促進し、活力ある地域社会づくりを展開するため、活動の機会を提供するシルバー人材センターの運営費を支援します。
② 男女共同参画事業	審議会等への女性委員の積極的登用や行政における女性管理職登用など、町の施策・方針決定過程において、女性の意見が反映されるよう努めます。

4) 生涯現役の地域づくり

心身ともに健康な生活を送るための的確な保健事業の展開と町民の主体的な健康づくりへの支援を推進します。

■重要業績評価指標(KPI)

指標名	現状値(年度)	目標値(R11年)
しゃきっと教室登録者数	286人(R5)	300人

■主な事業

事業名	事業概要
① 地域の教育力活性化事業	地域全体で学校教育を支援する体制を構築し、地域住民が参加することにより「地域の教育力」の活性化を図ります。 【学校支援活動内容:例】登下校安全見守り、図書読み聞かせ、図書整理、学習補助、除草作業、樹木の剪定 等
② 老人福祉事業(豆山の郷)	高齢者の生きがいがづくりや健康促進を図ることを目的に、高齢者の交流機会の充実を図ります。
③ 地域福祉事業(心の交流センター)	障がい者及び高齢者等が創作、軽作業、スポーツ、レクリエーション等を通して、その自立を助長し生きがいを高める機会の提供を図ります。

④ 地域生活支援事業	地域での生活支援を充実するため、介護給付や訓練等給付などによる福祉サービスとは別に、地域の実情に応じたサービスを行います。 社会参加、介護等の活動に伴う移動支援事業、意思疎通困難者等への意思疎通支援事業、成年後見制度の利用促進事業などを推進します。
------------	--

基本目標４ みんなで支え合う“地域づくり”

（１）基本的方向

- ・国土強靱化の推進、地域住民の支え合いにより、安全で安心して暮らしていける生活環境の整備
- ・地域医療・福祉の充実、地域包括ケアシステムの深化・推進
- ・スケールメリットを活かせる広域連携事業の推進

（２）目標値

	現状値（年度）	目標値（R11年）
自治会加入率	77%（R5）	80%
各種団体との連携協定数（件）	3（R5）	4

（３）具体的な施策・事業

１）安全・安心な地域づくり

災害に強く、安全で安心して暮らせるよう、地域防災体制の充実や防犯・交通安全について持続的かつ総合的な取組を推進します。

■重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値（年度）	目標値（R11年）
防犯・交通安全活動ボランティア活動参加者数（人）	268（R6）	278
防災士ネットワーク会員数（人）	72（R6）	82

■主な事業

事業名	事業概要
① 法律相談事業	町民が法律的な相談を身近で気軽に受けることができるよう、県弁護士会からの弁護士派遣による、専門的な立場からの回答やアドバイスを提供します。
② 消費生活相談事業	商品やサービスに関する苦情、契約や買い物のトラブル、架空請求や多重債務などの問題解決に向け、消費生活相談員による相談窓口を設けて、町民へアドバイス提供等を行います。
③ 交通安全施設整備事業	ガードレール、カーブミラー、視線誘導標、区画線等の交通安全施設の設置及び維持補修を行います。
④ 通学路交通安全施策整備事業	通学路の交通安全のため、ボード、カラー舗装、区画線等の設置及び維持補修を行います。

⑤ 道路施設の的確な老朽化対策事業	橋梁の補修と耐震補強を実施して、長寿命化や災害等に対する予防保全を図ります。また、舗装面の状態確認を行い、修繕計画を策定して道路の長寿命化を図ります。
⑥ 特定都市河川浸水被害対策推進事業	大和川と不毛田川の合流地点における氾濫による浸水被害の軽減を図ります。(調整池整備工事)

2) 町民主体の地域づくり

町民、自治会、ボランティアなどによる地域活動を支援し、町民と行政の協働を推進します。

■重要業績評価指標(KPI)

指標名	現状値(年度)	目標値(R11年)
大字・自治会活動支援助成件数	11件(R5)	15件

■主な事業

事業名	事業概要
① 文化祭運営補助事業	各種の文化交流活動及び文化祭に対して運営費補助を行います。
② タウンミーティング実施事業	町民の意向を町政に活かすため、地域住民と行政との対話の場としてタウンミーティングの実施を推進します。
③ 大字・自治会活動支援事業	地域の絆づくりを目的とし、地域が自主的、主体的に取り組む新たな相互扶助またはコミュニティ強化のための活動を支援します。
④ 自治振興支援事業	大字自治会活動の推進と運営の促進を図る目的で、集会所の維持管理、大字自治会運営に対し、振興費を交付し支援します。

3) 地域・広域連携の推進

広域連携を強化し、スケールメリットを活かして行政の効率化や地域の活性化を図ります。

■重要業績評価指標(KPI)

指標名	現状値（年度）	目標値（R11年）
ほっかつ4町御墳印販売数	2,016枚（R5）	2,200枚

■主な事業

事業名	事業概要
① 官民連携推進事業	官民連携の幅（分野）を広げ、関係を強化し、地域課題の解決に向けて官民協働で取り組む体制づくりを推進します。
② 行財政改革推進事業	近隣7市町で平成22年度より取り組んでいる自治体クラウドによる基幹システムの共同化（全国標準化）の確立を図ります。
③ すむ・奈良・ほっかつ！事業【再掲】	北葛城郡4町の広域連携によって各町の行政運営を効率的にするため、また当地域全体の魅力の向上を図るために、課題の調査、研究及び連絡調整について4町協働で推進します。
④ 山辺・県北西部広域ごみ処理事業	可燃ごみの処理について、経済性や効率性を勘案し2市7町1村の共同処理広域化により施設整備を推進します。

1 用語の説明

【ア行】

I o T（アイ・オー・ティー）……（24 頁、80 頁）

I o T（モノのインターネット）とは、インターネットを通じて様々な物理的なデバイス（家電製品、車両、センサーなど）を接続し、データを収集・交換する技術のことを指します。これにより、遠隔操作、モニタリング、自動化が可能となり、便利性及び効率性が向上します。

I T（アイ・ティー）技術……（24 頁、80 頁、88 頁、97 頁）

I T 技術（情報技術）とは、コンピュータやインターネット、ソフトウェア、デジタル通信技術を活用して情報の収集、処理、保存、伝達を行う技術の総称です。I T 技術は、ビジネス、教育、医療、エンターテインメントなど、さまざまな分野で効率化と革新をもたらし、現代社会の基盤を支えています。

アダプト制度……（36 頁）

アダプト制度とは、地域の環境美化や保全のために、住民や企業が特定の公共スペース（道路、公園、河川など）を「養子にする（adopt）」という形で定期的な清掃や管理活動を行う取組です。この制度により、地域住民の環境意識向上や公共施設の維持向上が期待されます。

ウェルビーイング……（17 頁、18 頁、24 頁）

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良好な状態を指し、単に病気がないだけでなく、全体的な幸福感や生活の質の向上を意味します。これは、健康、幸福、人間関係、仕事、生きがいなど、多様な側面でバランスがとれた充実した生活を追求する概念です。

A I（エー・アイ）……（24 頁、80 頁、88 頁、97 頁）

A I（人工知能）とは、人間の知能を模倣して学習、推論、認識、意思決定を行うコンピュータ技術のことを指します。これにより、データ分析、自動運転、音声認識、画像認識など、さまざまな分野で効率化や革新が可能となります。

S D G s（エス・ディ・ジーズ）……（17 頁、20 頁、30 頁）

S D G s（持続可能な開発目標）とは、国連が 2015 年に策定した、2030 年までに達成すべき 17 のグローバルな目標のことを指します。これらの目標は、貧困の根絶、教育の普及、健康の確保、環境保護など、多岐にわたる課題を包括的に解決することを目指しており、すべての国と人々が協力して持続可能でより良い未来を築くための指針となっています。

エンパワーメント…… (30 頁)

エンパワーメント (empowerment) とは、個人やコミュニティが自らの力を引き出し、自分自身の決定権や影響力を高めることで、より主体的で有能になるプロセスを指します。これにより、能力の向上や社会的な地位の向上が促進され、自己実現や社会参加がしやすくなります。

オンライン関係人口…… (18 頁)

オンライン関係人口とは、インターネットやデジタルツールを通じて、特定の地域と関わりを持つ人々のことを指します。これは、地域外に住みながらもオンラインで地域の活動に参加したり、支援を行ったりする関係人口を意味し、地域の活性化や情報発信、コミュニティの広がり貢献する新しい形のつながりです。

【カ行】

カーボンニュートラル…… (1 頁、17 頁、20 頁)

カーボンニュートラルとは、人間の活動によって排出される二酸化炭素 (CO₂) の量を、再生可能エネルギーの利用や植林などの方法で吸収・削減することで、実質的にゼロにする取組のことを指します。つまり、排出する CO₂ と吸収・削減する CO₂ のバランスをとり、地球温暖化を防ぐことを目指します。

国土強靱化…… (17 頁、18 頁、19 頁、23 頁、51 頁、94 頁、105 頁)

国土強靱化 (こくどきょうじんか) とは、自然災害や各種の危機に対して強靱な社会・経済基盤を構築し、被害を最小限に抑え、早期に復旧・復興できる体制を整える取組を指します。具体的には、防災インフラの整備や耐震化、情報通信網の強化、災害時の対応力向上などが含まれます。これにより、国民の安全と生活の安定を確保し、持続可能な発展を目指します。

【サ行】

シェアリングエコノミー…… (18 頁)

シェアリングエコノミー (Sharing Economy) とは、個人が自ら所有する資産 (物品、サービス、スキル、時間など) を他人と共有・貸し借りすることで成り立つ経済モデルです。これには、カーシェアリング、民泊、シェアオフィスなどが含まれ、インターネットやプラットフォームを通じて資源の有効利用を促進し、効率的かつ持続可能な消費を実現します。

ジェンダー…… (17 頁、30 頁)

ジェンダー (gender) とは、社会的・文化的に形成される性別の概念であり、生物学的な性別 (男性・女性) と異なり、社会や個人の役割、行動、期待に関連します。ジェンダーの理解は、性別による不平等や偏見を解消し、すべての人が公平に社会に参加できるようにするために重要です。

社人研…… (24 頁、25 頁)

社人研 (しゃじんけん) とは、「国立社会保障・人口問題研究所」のことで、厚生労働省の研究機関です。少子高齢化、人口動態、社会保障制度などに関する調査研究を行い、政策立案や社会の未

来予測に寄与する情報を提供しています。全国の市町村別の将来人口推計値を公表しています。

循環型社会……（17 頁、19 頁、20 頁、23 頁、29 頁、46 頁、47 頁）

循環型社会とは、資源を無駄にせず、廃棄物を再利用やリサイクルすることで、資源の消費を最小限に抑える持続可能な社会のことを指します。物質が循環することで、環境への負荷を軽減し、資源を効率的に利用することを目指します。

省エネ・創エネ……（17 頁）

省エネ（省エネルギー）とは、エネルギーの使用効率を高め、不必要なエネルギーの消費を抑える取組を指します。具体例には、エネルギー効率の高い家電製品の使用、断熱性能の向上による暖房・冷房の効率化などがあります。

創エネ（創エネルギー）とは、再生可能エネルギー源を利用して新たにエネルギーを生み出すことを指します。具体例には、太陽光発電、風力発電、地熱発電などがあり、環境への負荷を減らし、持続可能なエネルギー供給を実現します。

これらの取組は、エネルギーの効率的な使用と持続可能な供給を目指し、環境保護と経済的利益の両立を図ります。

スタートアップ・エコシステム……（18 頁）

スタートアップ・エコシステム（Startup Ecosystem）とは、スタートアップ企業の創出と成長を支えるための環境やネットワークを指します。これには、投資家やベンチャーキャピタル、インキュベーター、アクセラレーター、大学・研究機関、政府機関、既存企業との協力などが含まれます。これらの要素が連携し合うことで、イノベーションが促進され、新しいビジネスや技術の発展がスムーズに進行します。

Society5.0……（17 頁、23 頁、56 頁、88 頁）

Society5.0（ソサエティ 5.0）とは、情報技術（IT）や人工知能（AI）、ロボティクスなどの先進技術を駆使して、経済的発展と社会的課題の解決を両立させ、人々の生活をより豊かにする超スマート社会の実現を目指す概念です。この社会では、サイバー空間（仮想世界）とフィジカル空間（現実世界）が高度に融合し、個々のニーズに応じたサービスが提供されることが期待されています。

【タ行】

脱炭素……（17 頁、19 頁）

脱炭素とは、CO₂などの温室効果ガスの排出を削減し、最終的にはゼロにすることを目指す取組を指します。これにより、地球温暖化を抑制し、持続可能な社会を構築することが目的です。主な手段には、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー技術の活用、カーボンオフセットの取組などがあります。

DX……（17 頁、18 頁、29 頁、82 頁、88 頁、93 頁、95 頁）

DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは、デジタル技術を活用してビジネスモデルや業務プロセス、組織文化を変革し、企業や社会の競争力を高める取組のことを指します。これによ

り、効率化や新しい価値の創出、顧客体験の向上を図り、持続的な成長を実現します。

ディーセント・ワーク…… (30 頁)

ディーセント・ワーク (Decent Work) とは、ILO (国際労働機関) が提唱する、働きがいがあり、安全・安心で、適切な賃金や労働条件が保証される仕事のことを指します。また、労働者の権利が尊重され、社会的保護が与えられ、個人の成長や社会的統合が促進される環境も含まれます。

テレワーク…… (17 頁)

テレワークとは、インターネットや通信技術を活用して、オフィス以外の場所 (自宅、カフェ、コワーキングスペースなど) で仕事をする働き方を指します。これにより、通勤時間の削減や柔軟な働き方が可能となり、仕事と生活のバランス向上、生産性向上、環境負荷の軽減などの効果が期待されています。Tele (離れて) と Work (仕事) を組み合わせた造語です。

【ラ行】

レジリエント…… (30 頁)

レジリエント (resilient) とは、システムや組織、コミュニティが自然災害や経済危機などのショックやストレスに対して迅速に適応し、回復する能力を指します。これにより、持続可能な発展と安定性が保たれます。

【ワ行】

ワーク・ライフ・バランス…… (24 頁、32 頁、33 頁、83 頁、86 頁、87 頁、94 頁、97 頁、101 頁)

ワーク・ライフ・バランス (work-life balance) とは、仕事と個人生活 (家庭、趣味、休息など) の両方をバランスよく充実させることを指します。これにより、ストレスを軽減し、心身の健康を維持しながら、仕事の効率と幸福感を高めることができます。

ワーケーション…… (17 頁)

ワーケーションとは、「ワーク (仕事)」と「バケーション (休暇)」を組み合わせた言葉で、観光地やリゾート地、田舎などの普段の職場とは異なる場所で、休暇を楽しみながらリモートワークを行う働き方を指します。これにより、リフレッシュしながら仕事ができることで、生産性や創造性の向上、ワーク・ライフ・バランスの改善が期待されます。

2 委員名簿

■河合町総合計画策定審議会 名簿

《敬称略 五十音順》

	氏名	団体・職名	備考
1	岩崎 勝重	公募委員	
2	岡田 康則	河合町議会 議員	
3	梶原 良雄	公募委員	
4	坂本 博道	河合町議会 議員	
5	杉山 晋平	天理大学社会教育学科 准教授	副会長
6	高岡 宏芳	河合町総代・自治会長会 会長	
7	中山 智子	大和大学白鳳短期大学部 学長	会長
8	福本 優子	河合町教育委員会 委員	
9	堀内 秀悟	河合町都市計画審議会 委員	
10	村田 雅信	公募委員	

3 条例・要綱

河合町総合計画策定審議会条例

平成15年10月1日

条例第24号

(設置)

第1条 河合町総合計画策定の円滑な運営をはかるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、河合町総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(目的)

第2条 この条例は、河合町まちづくり自治基本条例(令和4年12月条例第22号)第26条第1項の規定に基づき、町政の目指す方向を明らかにし総合的かつ計画的に町政を運営するための総合計画を策定するにあたり、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、町長の諮問に応じ、河合町総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 識見を有する者
- (5) その他、町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。ただし、役職により委嘱されている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会には、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

河合町総合計画策定庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 河合町総合計画の策定に必要な事項を検討するため、河合町総合計画策定庁内検討委員会（以下、「庁内検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事項について調査し検討する。

- (1) 河合町総合計画素案の策定に向けた検討、調査及び研究に関すること
- (2) 河合町総合計画策定審議会の審議補助に関すること
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 庁内検討委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 副町長
- (2) 副委員長 教育長
- (3) 委員 別表に掲げる者

2 委員長は庁内検討委員会を総括し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

3 庁内検討委員会の会議は、委員長の招集により随時開催し、必要に応じて委員長の指示により、関係者を会議に参加させることができる。

4 委員長は、第2条に規定する掌握事務について、会議の円滑な運営のため必要と認めるときは、職員により構成する担当者会議を設置することができる。

5 委員の任期は、庁内検討委員会の設置の日から総合計画策定終了までとする。

(庶務)

第4条 庁内検討委員会の庶務は、総務部政策調整課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までになされた手続その他の行為については、この要綱の規定によりなされたものとみなす。

別表（第3条第1項関係）

副町長
教育長
総務部長
福祉部長
生活環境部長
まちづくり推進部長
教育委員会教育振興部長
総務部次長



河合町総合計画

- 発行 令和7年3月
- 発行者 河合町
〒636-8501
奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号
TEL 0745-57-0200 (代表)
FAX 0745-56-4007
URL <https://www.town.kawai.nara.jp>
- 編集 総務部 政策調整課

河合町総合計画は、
町ホームページで
閲覧できます。

